

令和2年 第2回

身延町議会定例会会議録

令和2年6月 8日 開会

令和2年6月12日 閉会

山梨県身延町議会

令和 2 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 8 日

令和2年第2回身延町議会定例会（1日目）

令和2年6月8日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（身延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
日程第5 報告第7号 令和元年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第6 報告第8号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
日程第7 議案第56号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第57号 令和2年度身延町一般会計補正予算（第3号）
日程第9 議案第58号 令和2年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第10 議案第59号 令和2年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第11 議案第60号 令和2年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第12 議案第61号 令和2年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第13 議案第62号 令和2年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）
日程第14 議案第63号 令和2年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第15 同意第1号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第16 同意第2号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第17 同意第3号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第18 同意第4号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第19 同意第5号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第20 同意第6号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第21 同意第7号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第22 同意第8号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第23 同意第9号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第24 同意第10号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第25 同意第11号 身延町農業委員会委員の選任について

- 日程第26 同意第12号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第27 同意第13号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第28 同意第14号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第29 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第30 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員(3人)

9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	笠井 祥一
教 育	長	保坂 新一	総 務 課 長	村野 浩人
会 計 管 理 者		小笠原正人	企 画 政 策 課 長	熊谷 司
交 通 防 災 課 長		佐藤 成人	財 政 課 長	遠藤 基
税 務 課 長		伊藤 克志	町 民 課 長	穂坂 桂吾
福 祉 保 健 課 長		望月 融	観 光 課 長	佐野 和紀
子 育 て 支 援 課 長		大村 隆	産 業 課 長	高野 修
建 設 課 長		望月 真人	土 地 対 策 課 長	伊藤 天心
環 境 上 下 水 道 課 長		水上 武正	下 部 支 所 長	内藤 哲也
身 延 支 所 長		千頭和康樹	学 校 教 育 課 長	深沢 泉
施 設 整 備 課 長		羽賀 勝之	生 涯 学 習 課 長	幡野 弘

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 深沢 教博
録音係 若狭 秀樹

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（深沢教博君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

令和2年第2回身延町議会定例会の開会にあたり、議員各位にはご参集に心から敬意を表す次第です。

本定例会に提案されます諸議案については、いずれも重要な内容を有するものであります。慎重なご審議ならびに円滑な議会運営に協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

9番 芦澤健拓君

10番 福與三郎君

11番 渡辺文子君

を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から6月12日までの5日間にしたと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月12日までの5日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から上程される案件についてはお手元に配布のとおり報告3件、条例案1件、補正予算案7件、人事案件15件の合計26件が提案されています。

これらの説明のため、本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

なお、今定例会までに受理した請願はお手元に配布しました請願文書表1件のとおりです。

請願は所管の総務産業建設常任委員会に付託しますので審議をお願いします。

次に3月定例会以降の議会関係の諸行事については、お手元に配布した議会関係諸行事報告書により報告としますのでご了承をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

改めまして、皆さんおはようございます。

議長より許可をいただきましたので開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

中国の武漢市を感染源とする新型コロナウイルスは瞬く間に全世界へ感染を拡大し、本国においても感染拡大を受けて4月16日、全国に緊急事態宣言がなされる中、山梨県でも4月19日に緊急事態措置が行われました。

幸いにして本町では現在において感染者の報告を受けておりませんが、県内では3月6日に初の感染者が確認されて以来、67人もの感染者が現在確認されております。

5月14日に緊急事態宣言の実施区域から山梨県が解除されたことを受け、同日をもって緊急事態措置が終了いたしました。その後も感染者は増えており、いまだに安心できる状況には至っておりません。油断しないように引き続き、しっかりと啓発を行ってまいりますとともに新型コロナウイルス感染拡大により経済活動の自粛、学校の一斉休業など長期間にわたる経済、ならびに生活への影響が懸念されることから、町といたしましてもあらゆる手立てを模索し、町民の皆さまが一日も早く日常生活を取り戻せますよう支援策の検討を行っております。

それでは、これより行政報告をいたします。

まず令和元年度一般会計および特別会計の決算処理についてであります。

令和元年度一般会計および特別会計の決算処理が5月末日付けで行われ、全会計において黒字決算となる見込みでありますことをご報告申し上げます。

なお、決算の詳細につきましては、9月定例会においてご説明いたしますのでよろしく願います。

次に新型コロナウイルス感染症緊急対策による特別定額給付金についてであります。

特別定額給付金につきましては、本町においては5月1日からオンライン申請の受付を、また5月18日から郵送申請の受付を実施しておりますが、これまでのところ大きなトラブルもなく順調に給付が進んでおります。

6月5日現在で全世帯5,344世帯中94.5%、5,050世帯の方から申請を受け付けており、本日8日現在で4,865世帯、全世帯の91%の方に対して給付をいたしました。

今後は申請をされていない世帯について、すべての方に給付金を受け取っていただきますように、広報紙等によるPRの徹底とともに一人暮らしの要援護者等への対応等に努めてまいります。

次に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてであります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するとともに感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう創設をされたものであります。

5月22日に提出した本町の臨時交付金実施計画により、今後補正予算等で本町独自の政策を展開し感染拡大防止対策や住民生活の支援、ならびに地域経済の活性化に努めてまいります。

次に新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金等についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内事業者に対し、国および県における各種給付金制度等の申請について社会保険労務士等を派遣し、サポートを実施することで、迅速、適正かつ遺漏なく申請できるようにいたしました。

申請サポートを身延町商工会へ業務委託する中で、雇用調整助成金等の相談会を4月16日から6月25日までの毎週木曜日に実施しております。直近の6月4日までで32件の相談が寄せられております。

次に第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。

本町では、平成27年12月に第1期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、目標年度を令和元年度として5年間にわたり各種政策に取り組んでまいりました。今年3月には今年度から令和6年度までの5年間に期間とする第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、第1期総合戦略から引き続き人口減少の克服とまち・ひと・しごとの好循環の確立などを目指し、取り組みを始めております。

第2期総合戦略は、第1期総合戦略の重点施策を切れ目なく効果的に展開することが必要であり、施策の実施に向けては各所管課から提案のあったアクションプランをもとに展開してまいります。

しかしながら今回の新型コロナウイルス感染症の拡大を勘案する中で、直近に取り組むべきことを優先するため、戦略のアクションプランの実施年度の変更なども視野に入れながら、第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進してまいりますので、ご理解とご協力をいただけますようよろしくお願いいたします。

次に子育て世帯への臨時特別給付金についてであります。

このことにつきましては、5月13日開催の臨時議会において予算の議決をいただきましたが、その後の状況をご報告いたします。

6月8日、本日、給付金を支給する予定であります。公務員の世帯を除く344世帯、児童数588名につきましては、支払いを完了する予定であります。また、公務員につきましては、今後支給申請があり次第、支給手続きを行ってまいります。

次に身延町不妊治療費助成事業の限度額等の引き上げについてであります。

本町の不妊治療費助成事業にかかる助成金額につきましては、従前不妊治療に要した医療費の自己負担額に対し、補助率3分の2、限度額40万円であったものを本年4月1日から補助率を撤回し、限度額を50万円に引き上げることといたしました。

次に身延町農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の選任についてであります。

身延町農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の任期が、令和2年7月19日に満了となることから、4月6日から5月1日までに推薦、公募を受け付けたところ農業委員会の委員につきましては16名の応募があり、現農業委員を構成員とした評価委員会の書類選考を経て、今議会に14名の同意を求めることとしております。

なお、農地利用最適化推進委員につきましては、定員12名のところ12名の応募がありましたが、令和2年7月20日以降に行われる新しい農業委員会において評価選考をしていただき決定することとなっております。

次に令和2年第1回定例会以降の主な行事についてですが、お手元に配布したとおりでございますので、ご確認をいただきたいと存じます。

さて、町では3月31日に定年退職者4名、中途退職者2名の計6名が退職され、4月1日

付けで新人7名を採用いたしました。そのような中、新年度がスタートしたわけですが、本町でも他の自治体と同様に年度当初から新型コロナウイルス感染防止対策に奔走してまいりました。冒頭、申し上げましたとおり、5月14日に緊急事態宣言の実施区域から山梨県が解除されたことを受け、本県でも同日をもって緊急事態措置が終了いたしました。そのあとも感染者は発生しており、1名の方がお亡くなりになりました。心からご冥福をお祈り申し上げます。

全国的にも新規感染者数は、第2波として危惧される福岡県や東京都など一部地域を除き減少傾向にあります。残念ながらいまだに安心できる状況には至っておりません。町民の皆さまが油断することがないように、引き続きしっかりと啓発を行ってまいりますとともに一日も早く日常生活を取り戻すことができますよう、職員一丸となって対応してまいりますので、住民の皆さまや議員の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

町長のあいさつが終わりました。

日程第4 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（身延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長から報告を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは報告第6号についてご説明申し上げます。

専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

処分事項につきましては1. 身延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例であります。

1枚おめくりいただき、専決処分書をご覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

専決処分の日は令和2年5月29日であります。

専決処分の理由を申し上げます。

山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が令和2年5月29日に公布および施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるが議会を招集する時間的余裕がないので専決処分する。

なお、改正の内容につきましては町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に報告第6号の内容説明を求めます。

穂坂町民課長。

○町民課長（穂坂桂吾君）

それでは、議案説明書の1ページをご覧ください。

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（身延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）について説明をいたします。

背景等につきましては、山梨県後期高齢者医療広域連合では、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して傷病手当金を支給するため、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正いたしました。

この広域連合条例の一部改正を受け、広域連合が行う傷病手当金の支給事務に関わり、町は被保険者が提出する申請書の受付事務を担うため、町の条例にその旨を規定する必要が生じたものであります。

改正の内容につきまして、ご説明いたします。

身延町後期高齢者医療に関する条例の附則に次のとおり新たな1条、具体的には第3条であります。新たな1条を加え、町が傷病手当金支給申請書の受付事務を行う旨を規定いたしました。

施行期日は公布の日ということで、広域連合条例の公布施行と同日、令和2年5月29日に公布いたしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の報告と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第5 報告第7号 令和元年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第6 報告第8号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

以上の2議案については、報告案件ですので一括して町長から報告を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは報告第7号、第8号についてご説明申し上げます。

報告第7号は令和元年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。また報告第8号は令和元年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。それぞれ地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

以上でございます。

なお、報告の内容につきましては、財政課長より説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

次に報告第7号および第8号の内容説明を求めます。

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

それでは、報告第7号について内容説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

2款7項国土調査費の地籍調査事業2、804万2千円を繰り越いたしました。この事業は令和元年度国の補正予算に伴う繰り越しで、調査対象箇所は下田原第1調査区であります。

4款3項簡易水道運営費の簡易水道事業特別会計繰出金1, 431万4千円を繰り越しました。この繰り越しは身延町簡易水道事業特別会計における繰越明許費事業に伴うものです。

6款1項農業費の農業施設修繕事業148万5千円を繰り越しました。この繰り越しは清子地区農業用用水揚水管の修繕工事の標準工期を確保するものであります。また、同項夜子沢地区鳥獣害防止柵移設工事49万5千円の繰り越しは、県繰越事業の県道遅沢静川線道路改良工事に伴う事業であるため繰り越し。同項県営中山間地域総合整備事業における負担金3, 675万円の繰り越しにつきましても、事業主体である県の繰越明許に伴ったものであります。

6款2項林業費の林道折八古関線防護柵修繕工事374万円を繰り越しました。これは訴訟和解に伴い施工する事業で、標準工期を確保するため繰り越すものであります。また同項林道三石山線改良事業2, 750万円の繰り越しは、国の補正予算により増額した林道改良工事等を繰り越したものであります。

次に11款1項農林水産業施設災害復旧費の林業施設災害復旧事業2, 556万3千円を繰り越しました。対象となる工事は林道三石山線災害復旧工事1号箇所および2号箇所であります。

また11款2項公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業4, 542万9千円を繰り越しました。対象となる路線は町道道水船線、町道北清子線となり、これらの繰越事業は昨年の台風19号に伴う災害復旧事業で、標準工期を確保し繰り越しするものであります。

繰越額合計は1億8, 331万8千円で、未収入特定財源の内訳は国県支出金8, 223万円、地方債6, 410万円、その他38万9千円となり一般財源は3, 659万9千円であります。

なお、各繰越事業の財源内訳は一覧表のとおりでございます。

以上、報告第7号の内容説明とさせていただきます。

続きまして、報告第8号について内容説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

1款1項中山間事業関連水道管移設工事722万7千円を繰り越しました。この繰り越しは県事業と同様に次年度へ繰り越すもので、対象となる工事は町道古関田ノ上線配水管補償工事、町道身延波木井線配水管補償工事の2件となります。

2款2項簡易水道建設費の中富西部簡易水道事業407万5千円を繰り越しました。この事業は舗装本復旧工事に当たり、標準工期を確保できないため繰り越すものであります。

また同項身延中央簡易水道事業5, 270万8千円の繰り越しにつきましても、関係機関との協議、許認可等に不測の日数を要したため繰り越すものでありまして、対象となる工事は配水管敷設工事舗装本復旧工事であります。

また同項大島簡易水道事業1, 501万9千円を繰り越しました。この繰り越しは中部横断自動車道の関係機関との協議に不測の日数を要したため繰り越すもので、対象となる工事は舗装本復旧工事であります。

繰越額合計は7, 902万9千円で、未収入特定財源の内訳は国県支出金2, 048万2千円、地方債4, 020万円、その他1, 834万7千円であります。

なお、各繰越事業の財源内訳は一覧表のとおりでございます。

以上で報告第8号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の報告と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第7 議案第56号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは、議案第56号について提案理由をご説明申し上げます。

身延町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町介護保険条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、身延町介護保険条例の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

なお、改正の内容につきましては福祉保健課長が説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

次に議案第56号の内容説明を求めます。

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

議案第56号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について内容説明をさせていただきます。

議案説明書の2ページをお開きください。

今回、一部改正します条例の背景としましては、地域におけます医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の改正に伴い、国、県、町の公費をそれぞれ投入し、低所得者の介護保険料の軽減強化を図る仕組みを設け、すでにこれを平成27年度から一部が実施してきております。

令和元年10月からの消費税10%引き上げに際し、令和元年度は完全実施の半分、2分の1の軽減幅としてきたところですが、令和2年度は介護保険料軽減額の完全実施の軽減幅とするために今回基準額を変更するものでございます。

一部改正します内容であります。身延町介護保険条例の第2条中におけます保険料率を国が定める軽減対象者である市町村民税非課税世帯の第1段階から第3段階に属する第1号被保険者について、それぞれ減額するものでございます。

具体的に申しますと、第1段階につきましては下段の3項にあります介護保険料基準額7万9,160円、1.00に対します割合をこの調整率を現行の「0.375」から「0.300」に軽減し、保険料を「2万9,680円」から「2万3,750円」とするものです。

続いて第2段階について、保険料基準額に対する割合を現在の「0.625」から「0.500」に軽減し、保険料を「4万9,470円」から「3万9,580円」とするものです。

最後に第3段階についてですが、やはり保険料基準額に対する割合を現在の「0.725」から「0.700」に軽減し、保険料を「5万7,390円」から「5万5,420円」とす

るもので、令和元年度に規定しました完全実施までの2分の1の軽減幅を今回、完全実施とし低所得者に対する保険料の軽減強化を図るものです。

なお、施行期日につきましては公布の日からとし、令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上、内容説明を終わらせていただきますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第8 議案第57号 令和2年度身延町一般会計補正予算（第3号）

日程第9 議案第58号 令和2年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第59号 令和2年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第60号 令和2年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第61号 令和2年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第62号 令和2年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第63号 令和2年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

以上の7議案は補正予算案でありますので一括して議題とします。

町長から本案について提案を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第57号から議案第63号までの令和2年度補正予算7議案について、ご提案を申し上げます。

議案第57号 令和2年度身延町一般会計補正予算（第3号）、議案第58号 令和2年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第59号 令和2年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第60号 令和2年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第61号 令和2年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第62号 令和2年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）、議案第63号 令和2年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、補正予算案については以上7議案でございます。

なお、補正予算の内容につきましては財政課長より説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第57号から議案第63号までの内容説明を求めます。

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

議案第57号から議案第63号までの令和2年度身延町一般会計および特別会計補正予算について、お手元の概要書により説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

議案第57号 令和2年度身延町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,537万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億1,896万7千円といたしました。

第2表 地方債の補正についてご説明いたします。

第2表 地方債補正により地方債の限度額を変更および追加いたします。

緊急自然災害防止対策事業債は1億450万円を増額し、補正後の限度額を1億950万円といたしました。増額の要因は令和2年度緊急自然災害防止対策事業計画に基づき、林道改良事業および町道改良事業に同事業債を充当するものであります。充当率は100%、交付税措置は70%であります。

内訳といたしまして林道改良事業に3,680万円を充当し、対象事業は記載のある林道樋之上線舗装改良工事ほか1件であります。

また町道改良工事に6,770万円を充当し、対象事業は記載のある町道粟倉線法面改良工事ほか4件であります。

学校教育施設等整備事業債は930万円を追加し、補正後の限度額を同額といたしました。

追加の要因は情報通信ネットワーク環境施設整備事業に充当するためであります。充当率は90%、交付税措置は60%であります。

緊急浚渫推進事業債は2,640万円を追加し、補正後の限度額を同額といたしました。これは令和2年度緊急浚渫推進事業計画に基づき、河川浚渫事業に同事業債を充当するものであります。充当率は100%、交付税措置は70%であります。

2ページをお開きください。

河川浚渫事業に2,640万円を充当し、対象事業は普通河川金竜寺沢川堆積土浚渫工事であります。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

14款2項7目土木使用料、住宅使用料現年度分を254万5千円減額いたしました。これは充当先である住宅管理費の減額によるものであります。

15款2項6目教育費国庫補助金、学校臨時休業対策費補助金17万円を計上いたしました。これは学校の臨時休業中における学校給食食材処分等の補償金に充当するもので、補助率は4分の3であります。

また、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金1,047万円を計上いたしました。これは町内小学校3校の情報通信ネットワーク環境施設整備工事に充当するもので、補助率は2分の1であります。

16款2項2目民生費県補助金、保育所等特別保育事業推進費補助金20万5千円を計上いたしました。これは民間保育所特別保育事業推進費補助金に充当し、補助率は2分の1であります。

同項4目農林水産業費県補助金、未来を拓くやまなし農業応援事業費補助金121万円を計上いたしました。これは農業振興事業費補助金に充当いたしまして補助率は2分の1、補助対象団体は株式会社レクラみのぶ、宮木開田組合であります。

同項5目商工費県補助金、地域商業活性化支援事業費補助金100万円を計上いたしました。これは買い物環境等調査業務事業費に充当するもので、補助率は2分の1であります。

17款1項1目財産貸付収入、旧下部小学校貸付料50万6千円を計上いたしました。これは旧下部小学校校舎等の貸付料で、貸付先はヘルスサポートサンリ株式会社。貸付期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日であります。

3ページをお開きください。

21款3項1目1節総務費雑入、コミュニティ助成事業助成金640万円を計上いたしました。そのうち企画政策課所管分は440万円でありまして、一般コミュニティ助成事業の対象団体は下山新町区、橘区となり、交通防災課所管200万円の地域防災組織助成金の対象団体は西嶋区自主防災会であります。

6節教育費雑入、学校臨時休業費補助金20万4千円の計上は、学校の臨時休業中における学校給食食材等の処分における補償金の過年分であります。

22款町債1億4,020万円を増額いたしました。町債の増額につきましては、第2表地方債補正の説明のとおりであります。

歳出予算について、増額の主な理由についてご説明いたします。

歳出予算の各課目における人件費の増減のうち4月1日付け、人事異動および早期退職者等に伴う増減の説明は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

1款議会費についてご説明いたします。

議員報酬68万5千円の減額分は、新型コロナウイルス感染症対策事業へ充当させていただきました。

2款総務費についてご説明いたします。

1項1目一般管理費、町長、副町長の特別職給77万5千円の減額は、やはり新型コロナウイルス感染症対策事業へ充当させていただきました。

2目広報聴費、有線放送施設整備費補助金7万3千円を計上いたしました。補助対象団体は切石区であります。

6目企画費、コミュニティ助成事業補助金440万円を計上いたしました。補助対象団体は下山新町区で一般コミュニティ助成事業として250万円が助成され、愛宕祭典花火大会関係備品を整備するものであります。

4ページをお開きください。

また、橘町区は一般コミュニティ助成事業としまして190万円を助成され、集落公民館の電気設備等の整備事業に充てられます。

11目まち・ひと・しごと創生事業費、細目3観光資源の魅力アップ事業におきましては、本栖湖観光案内所の屋外アクセスポイントを移設修繕するため、73万9千円の計上をいたしました。

7項1目地籍調査費では、地図訂正等調査測量業務委託費49万5千円を計上し、対象地区は和田地区であります。

3款民生費についてご説明いたします。

1項1目社会福祉総務費、細目2社会福祉事業費に買い物環境等調査関係経費を200万円計上いたしました。この予算で買い物弱者等の実態調査を実施するものであります。

2項7目特定教育・保育施設費に民間保育所特別保育事業推進費補助金41万円を計上いたしました。対象施設は大野山保育園であります。

また、民間保育所事業費補助金21万円の計上につきましては、対象施設は大野山保育園、下山立正保育園であります。さらに障害児保育事業推進補助金30万円の計上につきましては、対象施設は大野山保育園であります。

5ページをお開きください。

6款農業水産業費についてご説明いたします。

1項3目農業振興費、細目2農業振興事業費に未来を拓くやまなし農業応援事業費補助金181万5千円を計上いたしました。対象となる団体は株式会社レクラみのぶで、補助金額は105万1,500円です。また宮木開田組合に76万3,500円を補助いたします。いずれも補助率は事業費の4分の3であります。

細目6下部農村文化公園管理費では、館内空調機修繕費106万6千円を計上し、細目10あけぼの大豆拠点施設管理費では、屋外給水管漏水修繕費といたしまして74万3千円を計上いたしました。

2項2目林業土木費に緊急自然災害防止対策事業債充当事業費といたしまして3,691万3千円を計上いたしました。対象工事は林道井上線舗装改良工事、林業富士見山線、法面改良工事であります。

8款土木費についてご説明いたします。

2項1目道路橋梁維持費1,098万4千円を計上いたしました。事業の内訳は区長要望等に対応する町道修繕費および町道周辺道路5号線の舗装工事、ならびに町道釜額線仮設防護柵設置工事であります。

同項2目道路改良新設改良費に緊急自然災害防止対策事業債充当事業といたしまして6,787万円を計上いたしました。

6ページをお開きください。

対象事業は町道栗倉線法面改良工事、町道西村平線法面改良工事、町道市之瀬日向線道路改良工事、町道鍛冶屋大曾里線法面改良工事、町道静川大須成曙線法面改良工事であります。また町道丸滝奥村線電柱移設補償費といたしまして、150万円を計上いたしました。

3項1目河川維持費に緊急浚渫推進事業債充当事業といたしまして、2,640万円を計上いたしました。対象工事は普通河川金竜寺沢川堆積土浚渫工事であります。

9款消防費についてご説明いたします。

3項1目防災費にコミュニティ助成事業補助金200万円を計上いたしました。対象団体は西嶋区自主防災会で地域防災組織助成事業として防災資機材の整備をするものであります。

10款教育費についてご説明いたします。

1項2目事務局費、教育長の特別職給22万円の減額は新型コロナウイルス感染症対策事業に充当させていただきました。

3目施設整備費、細目4健康増進施設建設事業費に消防機構移設造成測量設計業務委託費としまして315万7千円を計上いたしました。

7ページをお開きください。

2項3目教育委員会学校教育費、細目8身延清稜小学校施設整備費55万円を計上いたしました。これはプールフェンス取替工事の増高分にかかるものであります。

細目10情報通信ネットワーク環境施設整備事業費に情報通信ネットワーク環境施設整備工事費2,094万1千円を計上いたしました。町内小学校3校の情報通信ネットワーク施設を拡張しネットワーク環境の充実を図るものであります。

7項1目学校給食費、細目2中富学校給食事業費に学校臨時休業時給食食材補償費として7万7千円を計上し、細目3身延学校給食事業費に学校臨時休業時給食材料補償費としまして15万1千円を計上いたしました。これは新型コロナウイルス感染症対策による臨時休校中の学校給食食材のうち食品業者が納入できなくなった生鮮食料食品等を処分した補償であります。

13款諸支出金について、ご説明いたします。

1項3目土地開発基金費に基金積立7千円を計上いたしました。これは土地開発基金が所有する土地の賃借料を土地開発基金に積み立てるものです。

また、同項16目教育施設整備基金費に基金積立金52万1千円を計上いたしました。これは公立学校施設整備費補助金等にかかる財産処分の承認に伴う基金の積み立てとなり、旧下部小学校校舎におけるヘルスサポートサンリ株式会社との賃貸契約に伴うものであります。

8ページをお開きください。

議案第58号 令和2年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ16億3,569万1千円といたしました。

議案第59号 令和2年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,532万8千円といたしました。

議案第60号 令和2年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ617万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,387万円といたしました。

議案第61号 令和2年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ221万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,024万4千円といたしました。

議案第62号 令和2年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ477万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,129万6千円といたしました。

議案第63号 令和2年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ358万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,786万4千円といたしました。

議案第58号から議案第63号までの特別会計の補正の内容につきましては、4月1日付けの人事異動に伴う人件費予算でありますので、ご了解いただきたいと思います。

以上で議案第57号から議案第63号までの内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしく願いいたします。

○議長(柿島良行君)

以上で町長の提案と担当課長の内容説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開を10時15分とします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時15分

○議長(柿島良行君)

再開します。

日程第15 同意第1号から日程第28 同意第14号までの14議案は身延町農業委員会委員の選任に関する議案でありますので一括して議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは同意第1号から同意第14号までについてご説明を申し上げます。

すべて身延町農業委員会委員の選任についてであります。

身延町農業委員会委員に下記の者を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

まず同意第1号は住所 山梨県南巨摩郡身延町三沢699番地、氏名 上田博さん、生年月日 昭和24年10月1日。

提案理由を申し上げます。

現身延町農業委員会委員の任期が令和2年7月19日に満了となります。農業委員の選出にあたっては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以下、同意第14号まで同じく身延町農業委員会委員の選任についてでございますので住所、氏名、生年月日のみ申し上げますのでご了承をお願いしたいと思います。

同意第2号

住 所 山梨県南巨摩郡身延町飯富111番地1

氏 名 佐野文秀さん

生年月日 昭和14年4月1日

同意第3号

住 所 山梨県南巨摩郡身延町下山11375番地の4

氏 名 山下貴さん

生年月日 昭和33年3月12日

同意第4号

住 所 山梨県南巨摩郡身延町門野463番地

氏 名 久保田茂和さん

生年月日 昭和26年9月8日

同意第5号

住 所 山梨県南巨摩郡身延町西嶋1180番地

氏 名 笠井雄一さん

生年月日 昭和26年9月12日

同意第6号

住 所 山梨県南巨摩郡身延町八坂360番地

氏 名 今福歳男さん

生年月日 昭和12年10月18日

同意第7号

住 所 山梨県南巨摩郡身延町大野735番地

氏 名 片田文徳さん

生年月日 昭和23年2月15日

同意第8号

住 所 山梨県南巨摩郡身延町切石311番地

氏 名 深沢勝一さん

生年月日 昭和21年1月20日

同意第9号

住 所 山梨県南巨摩郡身延町車田1826番地

氏 名 二宮喜昭さん

生年月日 昭和24年2月5日

同意第10号

住 所 山梨県南巨摩郡身延町福原78番地

氏 名 河西美恵子さん

生年月日 昭和27年1月5日

同意第11号

住 所 山梨県南巨摩郡身延町下山2473番地の1

氏 名 遠藤芳樹さん

生年月日 昭和30年3月19日

同意第12号

住 所 山梨県南巨摩郡身延町常葉5570番地

氏 名 渡邊龍巳さん

生年月日 昭和28年2月3日

同意第13号

住 所 長野県安曇野市穂高8286番地の4

氏 名 望月喜雄さん

生年月日 昭和19年12月2日

同意第14号

住 所 山梨県南巨摩郡身延町下山2375番地の1

氏 名 松木実さん

生年月日 昭和26年5月3日

以上でございます。ぜひご同意をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（柿島良行君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

本案については人事案件のため内容説明は省略します。

日程第29 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題と
します。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは諮問第1号について提案理由を説明申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町西嶋551番地

氏 名 伊藤宗範

生年月日 昭和25年7月3日

提案理由を申し上げます。

令和2年9月30日に伊藤宗範委員の任期が満了するので、その後任委員を推薦したい。

これが議会の意見を求める理由でございます。

なお、宗範さんの人となりは議案説明書の3ページにございますので、目を通していただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（柿島良行君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

本案については人事案件のため、内容説明は省略します。

以上で提出議案の説明を終了します。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時とし、一般質問を行います。

休憩 午前10時24分

再開 午後 1時00分

○議長（柿島良行君）

再開をいたします。

日程第30 一般質問。

質問の通告者は8名です。

本日は3名の一般質問を行います。

これから通告順に行います。

通告の1番、伊藤達美君の一般質問を行います。

登壇してください。

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

ただいまより、通告に従いまして一般質問を行います。

皆さんご存じのとおり、現在、新型コロナウイルスの感染拡大はほぼ阻止されつつありますが、これは終息したわけではございません。感染の第2波、第3波がいつ来てもこれはおかしくはないという専門家のご意見でございます。ワクチンでありますとか、抗ウイルス薬が完成

しない限り、コロナウイルス感染拡大の不安を鎮静化することは、これはなかなかできないだろうと思うわけであります。

終息が見通せない中で今を生きるわれわれは、コロナウイルスといかに共存すべきか模索することが求められていると思います。

そこで、まず第1の質問項目でございますが、新型コロナウイルス感染拡大を機に取り組むべき新たな施策についてお伺いを申し上げます。

識者によりますと新型コロナウイルスの大流行、これはパンデミックという言葉で表されますけれども、パンデミック後の社会経済の変化をもたらす可能性があるということでもあります。これを機に情報通信技術、インフォメーション・アンダー・コミュニケーション・テクノロジーでありますけれども、活用した経済振興策や学校教育などの分野におきまして、先を見据えた取り組みを検討すべきでございます。

ところで今回のコロナウイルスの大流行、いわゆるパンデミックでありますけれども、昨年のスーパー台風や、それから首都圏の直下型大地震の可能性を考えたとき、東京への人・物・金の一極集中がどれだけハイリスクかということが、これは明確になったわけでございます。

そしてこれらのリスクを最小限にするために、企業にあっては自らが企業活動の継続性、いわゆるBCP、ビジネス・コンティニューイティ・プランニングでありますけれども、このBCPを真剣に考え始めたということは言うまでもございません。

このため、国の働き方改革と相まって、これらリスク分散を図り、バックアップ機能を持たせるために地方にテレワーク、ないしは、これは同じ意味でございますが、リモートワーク、ある意味では、日本語では遠隔地勤務と言ってよろしいかと思いますが、可能なサテライトオフィスを開設することも、その選択肢の1つであるという認識が一般化したのではないのでしょうか。

私は平成30年3月定例会、それから令和元年第2回定例会におきましてサテライトオフィスについて質問をいたしております。当局の答弁は「国内の状況について情報収集する」という内容でございました。しかし、これを機に、私は一歩進めて、山梨県のメディカル・デバイス・コリドー構想も念頭に置きながら、町内にある未利用な公共施設にサテライトオフィスの開設を検討すべきであります。オフィスとして改修し、テレワークが可能な高速通信環境を整備する。そしてこれら施設への企業誘致を推進し、地域の活性化に資するべきであると考えますが、当局の見解をお聞かせ願います。

○議長（柿島良行君）

熊谷企画政策課長。

○企画政策課長（熊谷司君）

お答えいたします。

今回のこの緊急事態宣言がされるような国難ともいえる状況の終息後、企業では危機管理から、大きく働き方に関する考えや認識が変わっていくものと思われまます。特にサテライトオフィスについては、議員がおっしゃるとおりテレワークの1つとして今後ますます注目されていくものと思われまます。

令和2年3月に策定しました第2期の身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、地域に根ざした雇用の創出を目的としてサテライトオフィスの誘致を推進する施策となっております。そのため、今年度県が実施する令和2年度関係人口創出事業にサテライトオフィス誘致のモデ

ル事業として参加する予定でしたが、残念ながら今回の新型コロナウイルスの拡大防止の観点から事業が中止になってしまいました。

なお、新型コロナウイルスが終息後は引き続き、このサテライトオフィスの誘致については、災害のリスクが少なく、子育て環境が充実しているなどの当町の特徴や利点をPRしながら、あらゆる角度から推進していく考えです。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今のお答えでございますが、ぜひとも町の戦略にこのサテライトオフィスの誘致を入れていただいて推進をしていただくようお願いをいたします。

次に、私はこの未利用公共施設の活用に関連いたしまして、都市部自治体との災害支援の関係づくりを推し進めるべきであるというふうに常々考えております。

未利用の公共施設を後方支援基地として活用してもらい、災害時における被災者受け入れや支援物資等を貯蔵できる施設の提供などの支援を行う。これをきっかけに教育や産業、文化などの交流を進化させ、姉妹都市関係を構築することにより、交流人口や関係人口を増やし地域の活性化に結び付けるべきだと考えておりますが、当局の見解をお聞かせ願います。

○議長（柿島良行君）

熊谷企画政策課長。

○企画政策課長（熊谷司君）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、未利用公共施設を都市部の自治体の後方支援基地として活用してもらう方法も一つの考えとして、調査研究をすべき事項だと思います。

一方、空き校舎等の活用については、未利用公共施設検討委員会の提言を重視した上で方向を決定することになっています。

現在、検討委員会は令和2年3月31日で任期が終了したため、新たに委嘱させていただき任期が始まりましたが、ご存じのように新型コロナウイルス拡大防止の観点から、今年度になってから、会議も開催できない状況です。

したがって、書面での会議や電話での連絡により検討を進めている状況にあり、ご提言をいただいた中で、町としての方向性を検討することになりますので、ご理解をお願いいたします。

議員からご指摘の関係人口が増加することは、地域外の人材が地域づくりの担い手となり、交流人口が増加することにより、宿泊や食事の購入などが行われることで地域経済に貢献し、それらのことが地域活性化につながることを期待されます。

第2期の総合戦略では、関係人口を創出することは、まずは先輩移住者との交流や観光施設等を利用した体験型ツアーを企画し、それらを通して町の魅力や状況を知ってもらい、将来的には移住につなげることを期待する施策となっています。

交流人口や関係人口を増加させることは、当町のように人口減少や少子高齢化が進んでいる地域にとっては大変に重要なことだと感じております。

したがって、このことに関しましては、今後も関係各課等の連携する中で推進していきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

私は、東京への一極集中は、最終的には日本にとって非常に不幸なことであると常々考えております。やっぱり田舎が見直されて田舎が少しでも賑わいを創出し、繁栄することが日本の繁栄につながるということを考えておりますので、企業誘致をはじめとして関係人口増加を含めて重層的な取り組みを進めていただくようお願いをいたします。

次に、これもある意味では新型コロナウイルス感染拡大に伴って質問をさせていただく内容でありますけれども、GIGAスクール構想の実現についてであります。

情報通信技術の進歩によりまして社会が大きく変化をしておりますが、この変化に対応するために教育における情報通信技術の活用は、これは避けて通れないわけでありまして。現代に生きる子どもたちにパーソナルコンピューターはじめ、タブレットなどの端末は必須のアイテムでございます。

これに対しまして国は、学校現場においてICT環境の整備を行い生徒の学習に生かすためGIGAスクール構想の実現を進めております。このGIGAというのは、これはグローバル、そしてイノベーション、そしてゲートウェイ、フォーオールという略語であります。地球的規模の技術革新の入り口に対する、すべての人に対して進めていくという、そういう意味合いであるかと思いますが、私はこれをさらに早めるために施策展開が必要だと思っておりますが、幸いにも昨年度の国の補正予算におきまして、児童生徒に1人1台のパソコンやタブレット端末を配備し、それぞれ各端末に通信ネットワークを確立するための経費を予算計上いたしました。

そこで、それに対応して本町におけるパソコンの児童生徒への配備およびネットワーク等の通信環境の整備を本年度どのように進めるのか、お伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えします。

GIGAスクール構想は、児童生徒1人1台の学習用端末と、一度にアクセスしてもストレスなく利用できる通信環境の整備などを支援する事業で、国の令和元年度補正予算で計上され、令和5年度までに整備する自治体に対し補助金で支援するというものです。しかし、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の令和2年度補正予算の中で、この補助制度を前倒しをして、本年度中に実施するという内容に変更になりました。

本町では、すでに先行してICT環境を整備してきており、教室内へWi-Fi環境や電子黒板などを整備し、タブレット型パソコンは、小学5年生から中学3年生までは1人1台、小学4年生には各グループに1台整備しています。

GIGAスクール構想での、ネットワーク等通信環境の整備については、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金を活用し、パソコンの児童生徒への配備については、公立学校情報機器整備費補助金を活用して児童生徒1人1台のタブレット型パソコンを整備していく方針です。

具体的には、ネットワーク等通信環境の整備は、6月定例会の補正予算で情報通信ネットワーク環境施設整備工事2,094万1千円を計上し、タブレット型パソコン整備については、追加補正予算で備品購入費1,462万5千円を計上させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

今後、設定費等をお願いすることになります、本年度中に小学1年生から中学3年生まで1人1台のタブレット型パソコンを整備できることとなります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

本町の場合、パソコン、それからタブレットの配備状況、極めてこれは進んでいると理解をいたしておりますが、これらパソコンやタブレット端末を配備いたしたとしても、それが活用されなければ、これは意味がないわけございまして、現在、プログラミング学習をはじめとしたICTを活用した授業の推進はどのように行われているのか、お伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えします。

プログラミング教育については、本年度から2年間、県から身延清稜小学校が小学校プログラミング教育推進校に指定されたので、研究授業等の実施を通じて指導事例や年間指導計画等の資料作成を行うとともに、研究成果の全県的な普及と啓発を図ります。

また、全小学校へプログラミング教育が本年度から導入されたこともあり、株式会社テックストーリーとプログラミング教育補助業務の委託契約を締結し、プログラミング指導案作成、プログラミング研修、プログラミング出張授業補助を業務委託し、教員の負担を軽減しながらプログラミング教育を推進していきます。

さらに、町教育委員会では令和2年度を「ICT活用元年」と位置づけ、小中学校においてICT教育を推進するために、身延町ICT教育推進委員会を本年度に設置いたしました。メンバーは各学校の教職員代表と教育研修センター主事です。

本委員会に期待される役割として、次年度に向けたプログラミング教育指導計画の改善、身延町版「ICT活用リテラシー系統表」の作成、各学校におけるICT教育・プログラミング教育推進の中核、小学校プログラミング教育推進校である身延清稜小学校へのサポート、情報交換等になります。

これまでは各学校の裁量によりICTの活用がなされてきましたが、今後は本委員会が中心となり、すべての教員がICT機器を活用した実践を推進し、すべての児童生徒の情報活用能力が育まれるよう、組織的・断続的に取り組んでいきます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

ぜひとも身延町として、このICT教育が他の町村と比べて特色があるというような仕事を

していただくようお願いをいたしたいと思います。

次にコロナウイルス感染に伴う休校措置を機に、タブレット端末を生かした家庭学習でありますとか、オンライン授業、遠隔授業の実施、あるいはZOOM、スカイプなどの、これはアプリケーションソフトを活用した教員のweb会議システムの導入の可能性について、私は検討しておくべきだと思っております。ぜひともこの機に際して、これらシステムの導入を進めていただきたいと思いますと考えておりますが、当局の見解を併せてお願いします。

○議長（柿島良行君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えします。

学校の臨時休業中に、小中学校を通じて、各家庭のインターネット環境について調査を実施いたしました。すべての家庭から回答を得ることはできませんでしたが、集約できた結果ではインターネット環境があり、児童生徒が使える機器がある家庭は83.7%でした。

インターネットを活用したユーチューブなどによる一方向の学習動画の配信や、双方向のオンライン授業を実施するには、各家庭のインターネット環境やセキュリティの担保など大きな課題がありますが、今後、導入の可否について調査研究していきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

こういういろんな遠隔授業であるとか、あるいはweb会議システムの導入については、いつでも対応できるように事前にいろんな形で教員の皆さんをはじめ、習熟できるような、そういう教育の中に組み込んでいただければありがたいと感じております。

次に災害時におけるSNSの活用についてお尋ねをいたしますが、町では災害時に防災行政無線でありますとか緊急速報メール、あるいはwebサイト、ホームページ等々、様々な情報伝達手段が利用されておりますが、私は情報の拡散をさらに進めるために、SNSの情報発信手段、これを活用することが有効であると考えております。

今回のコロナウイルス感染の拡大も、これは大災害の一つであります。自然災害と同様に情報の発信が求められるわけですが、コロナウイルス感染拡大に関連しまして、一般町民でありますとか、児童生徒父兄との情報の受発信について、個人情報の拡散でありますとか、フェイクニュースなどSNSのデメリットについて考慮しつつ、SNS、今後どのように活用されるべきか、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（柿島良行君）

佐藤交通防災課長。

○交通防災課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

まずはじめに学校から児童生徒の父兄への連絡方法につきましては、各学校から発信する一斉メールへ登録していただくことにより、学校からの連絡事項が届く仕組みになっており、これを活用していきたいと考えております。また、中学校の一斉メールにはアンケート機能が付いており、この度の新型コロナウイルス感染症において、各家庭でWi-Fi等のインターネッ

ト環境が整っているか、の調査を容易に行うことができたと学校教育課から聞いておりますので、場合によってはこれを応用し活用していくこともできるかと考えております。

次に一般町民への情報受発信につきましては、町のホームページにより情報発信しておりますし、メールホームを活用してご意見等をいただいておりますので、広い意味でSNSを活用しております。

身延町では本年3月2日にヤフー株式会社と「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結いたしました。これは災害時に町からの緊急情報を無料で発信していただける、というもので、事前に専用のアプリのダウンロードが必要になります。本年度5月の「広報みのぶ」において町民の方々にご活用いただけるようにPRをしたところです。

さらに、他県では過去に発生した大災害において、ホームページへのアクセスが集中し、システムがダウンしてしまった事案がありますが、この協定締結によりシステムダウン防止機能も無料で提供いただけることになっております。とは申しましても、インターネット環境が充実していない方、また利用していない方のことも考慮してチラシ等でも周知をしたところです。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

ソーシャル・ネットワーキング・サービスでございますけれども、うまく活用すれば、こんな安価でできる方法はないわけでございます。観光情報の発信等も含めて、私は身延町全体、トータルのSNSの活用については専門家のアドバイスを受けながら、ぜひとも前向きな利用方法をお考えいただくようお願いをいたします。

次に下部温泉活性化に向けた下部温泉スポーツジム等複合施設、これは仮称でございますが、の果たすべき役割についてお尋ねをいたします。

平成30年、山梨県の観光入込客統計調査報告書によりますと、身延山下部温泉を訪れる観光入込客数は平成24年の174万人から平成30年には167万人へと7万人、減少をいたしております。宿泊者数も平成24年の19万人から平成30年には17万人へと減少をいたしました。増減率は入込客数がマイナス4%、それから宿泊客数がマイナス11%となっております。山梨県全体の観光入込客数が12%、そして宿泊客数が48%といずれも高い伸びを示しているにもかかわらず、身延山・下部温泉の実績の数値は極めて厳しいものと言わざるを得ません。

それにかかる経済環境の変化の中で、下部温泉スポーツジム等複合施設が建設されるわけでございますが、PFI導入可能性調査業務報告書によりますと、この複合施設は下部温泉の活性化と町民の健康増進を図るとともに町内における観光拠点施設として、また地域コミュニティ施設としての役割を担って建設されるというふうに記述をされております。

ご存じのとおり複合施設は、JR下部温泉駅の西側に線路を挟んだ敷地5千平方メートルに建設されるわけでございますが、鉄骨2階建、延床面積3千平方メートルの建物1階にはジムでありますとか物産館、観光案内所が、2階には温泉施設でありますとか休憩室、多目的室などが造られるということであります。

この施設は公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う手法でありますPFI方式、プライベート・ファイナンス・イニシアティブ方

式により建設運営が行われるわけであります。

昨年度に基本計画・PFI導入の可能性調査が実施をされまして、導入について「可能」という調査結果報告書が提出をされております。ここで採用される事業手法につきましては、民間事業者の資金で建設し、ビルドし、完成後に施設の所有権を公共、パブリックにトランスファー、移転する。そして民間事業者が維持、運営、オペレイトを行うBTO方式とされるものであります。

民間事業者による施設整備および維持管理に要する総事業費について、導入調査では20年契約で17億9,145万円が見込まれております。パブリック、公共が実施するよりも経費が約1億9,478万円少なく済む利点、バリュー・フォー・マネーがあると報告書では述べられております。

そこで施設の建設に関しまして、本年度はPFIアドバイザリー業務委託と事業者の公募・選定が行われるわけでありますが、受託者であるコンサルティング会社の具体的な業務はどのようなものであるのか。また、コロナウイルスの終息が見通せない中で建設運営にかかる事業者の公募・選定など、これからの日程、スケジュールについてお伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えをいたします。

令和2年度当初予算において、健康増進施設開発PFIアドバイザリー業務委託費として1,268万8千円のご承認をいただきました。令和元年度に実施したPFI導入可能性調査業務委託を請け負いました株式会社福山コンサルタントと4月9日付けで、随意契約により来年3月までの業務委託期間で契約を締結いたしました。

PFIアドバイザリー業務内容として、町の基本方針や意向に沿って、建設会社ならびに運営会社の共同企業体設立に向けて参入事業者との仲介を図り、公募型プロポーザル方式により参加企業の選定、参加企業からの施設の基本設計等の提案内容の検討、審査、採用、最終的に議会承認をいただき契約締結に至るまでの業務を行うこととなります。

今後の業務といたしましては、コンサルタント会社が持っている事業実績や類似施設の先進事例および経営事例などの情報や経験により、事業最適スキームの協議・検討および基本条件の検討を行い、基本情報を発注文書として作成し町ホームページに掲載し参入事業者を募ることとなります。

PFI事業においては、建設会社ならびに運営会社の共同企業体設立が最重要であると認識をしており、精力的に業務を進めているところですが、新型コロナウイルス感染症拡大により運営会社については、すでに他所で運営している施設の閉鎖や臨時休業、営業自粛などにより大変な影響を受けている状況であり資金繰り、経営の立て直しなどにより新規参入を見送る企業もあり厳しい状況であります。

今後の情勢も新型コロナウイルス感染症の第2波も予想され不透明であることから、町としても慎重に見極める必要があり、建設会社ならびに運営会社の共同企業体設立が遅れることにより事業計画全体が遅れる可能性があることも十分想定しております。委託業者との情報共有や今後の情勢を見極めながら計画的に整備を推進していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

ただいまの施設整備課長の答弁に関連して、コロナウイルスにより事業計画が遅れる可能性を想定しているということですが、現時点でのスケジュールについて、本年度に事業者を選定し、令和3年度に建設着工、令和4年度に竣工するという当初の計画どおり進めるということでしょうか。また、現在、サウンディング型の市場調査実施の公示がなされているが、これが実施する理由は民間事業者から事業手法について意見を聴取し、これをもとに公募要項を制定するというふうに理解するが、それでよろしいか、併せてお伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の第2波も予想され、先行きが不透明であることから、事業計画について慎重に見極める必要がありますが、現在のところでは事業計画どおり令和3年度設計・建設を行い、令和4年度の完成を目標に鋭意推進していきたいと考えております。

また現在、建設会社ならびに運営会社の共同企業体設立に向けて精力的に参入企業を募っている状況であります。

ご質問のとおりでありまして、参入企業から事業手法などについて意見、提案を聴取し、これらをもとに公募要項を制定するためであるのご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

これから事業が本格化するということですが、これは私は採算性を重視して進めていただくようお願いをするものであります。

下部温泉の活性化、なかなかこれは難しい問題でございますけれども、この複合施設の建設を機にぜひとも身延町の活性化が少しでも前進するように、私は期待をするものでありますと同時に採算性を重視する中で物事を進めていただきたいと思います。本年度、1年かけて観光振興ビジョンがこれは策定されるわけですが、下部温泉の現状分析を踏まえて、その活性化策の中で、この複合施設の果たすべき役割について、当局はどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

下部温泉の活性化に向けた複合施設の果たすべき役割についての考えはというご質問をいただきました。

下部温泉の持続的な発展を図るためには、下部温泉の魅力あふれる情報を発信しながら、多様化する旅行者の需要を的確に捉えた温泉地づくりが重要であります。

また、下部温泉のさらなる活性化につきましては、町民や旅行者が温泉街を歩いて楽しめる場づくりに観光協会等と共に取り組み、地元の合意形成を図りつつ、宿から温泉街へ出掛ける仕掛けなども重要と考えております。

複合施設につきましては、地域コミュニティ、また健康づくりの核として憩いの場や交流の場として利用される本町を特徴づける地域資源の一つと位置づけ、施設の果たす役割につきましては、交流人口を増やすとともに、町民や本町を訪れる方々の健康増進、下部温泉の活性化や魅力アップ、さらには本町の魅力的な観光振興につなげていく役割を持った施設だと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

観光振興ビジョンが本年度策定されるわけですが、やっぱり現状分析を徹底していただいて、その問題点が何であるのかということをつまえた上での、この複合施設の果たすべき役割を確定して、それが実現できるようにご尽力をされるよう期待をいたします。

次に地域おこし協力隊のあり方についてご質問を申し上げます。

地域おこし協力隊は、平成21年度に都市部の若者の地方への定住移住を図る取り組みとして総務省が創設をしたものであります。自治体のほかNPOでありますとか第三セクター、民間企業などが受け入れ先となりまして、任期は1年から3年間でございます。報酬、活動経費として1人当たりおおむね400万円を上限として、国より特別交付税により措置をされております。そして隊員に給与等として支給をされているわけですが、令和元年度におきまして、本町においては、あけぼの大豆拠点施設に2人、みのぶ自然の里に2人、そして本栖湖キャンプ場に1人の計5人の協力隊員が活動をいたしておりました。本年度は6人分の予算、3,317万円が計上されているわけですが、この地域おこし協力隊のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中でどのように活用をして、そして具体的に何を想定し、どのように位置づけられているのか、まずお伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

熊谷企画政策課長。

○企画政策課長（熊谷司君）

お答えいたします。

地域おこし協力隊の活用につきましては、第2期の身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、基本目標2の「町を元気にできる人財の育成の中」の地域おこし協力隊の活用の施策の項目で、地域おこし協力隊を採用し、活動を通して地域力の維持・強化を図るとともに、協力隊員に起業支援等を行うことで、任期終了後の定住につなげていくアクションとして掲げてあります。

また、隊員が様々な各種団体や地域と連携できるように支援することにより、地域が活性化する狙いもあります。

今後も協力隊には、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR、観光業の応援や活性化など様々な地域協力活動に携わっていただく中で、町が元気になるお手伝いをしていただければと思います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

私、地域おこし協力隊につきまして、その業務は単に労働力の補完にあってはならず、地域に入り住民や事業者、従業者も含めて巻き込みながら地域の問題点を共有し、定住しながら問題点の解決策を探り、スタートアップ、起業に結び付けることが大きな役割だというふうには理解をいたしております。

そこで起業に向けて地域住民でありますとか事業者との連携は、どのように行われているのかお尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

産業課に所属する地域おこし協力隊員は現在3名が在籍し、身延町あけぼの大豆拠点施設において、あけぼの大豆の六次産業化事業全般に従事する傍ら、隊員それぞれが独自の活動を行っております。

各小学校において総合的な学習の中で、播種、枝豆・大豆それぞれの収穫期、振り返りなど計4回、座学と体験学習を行うことで、町の特産であるあけぼの大豆について、学齢期から知識を深めていただく活動や、移住者としての視点から都市住民に対するPR活動や、交流人口の拡大を図る取り組みを行っております。

隊員それぞれが居住する地域の行事に積極的に参加するなど地域に溶け込み、すでにその地域の一員として定着しております。また、今年から自ら農地を確保してあけぼの大豆を栽培する予定であり、農業実践を行うことで農業への認識を深めるとともに、その地域の農事組合等に属することで、農家との協働により、地域農業における課題の共有を図り、今後の活動に活かしていきます。

地域おこし協力隊のそれぞれの個性を生かした活動が新たな切り口となり、さらなる農業振興につながるものと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

地域おこし協力隊につきましては、先ほど申したとおり3,317万円という予算が計上されておるわけでございます。ぜひともこれを有効に使っていただいて、地域の活性化に結び付けていただくようお願いをいたします。

次に最後の質問でございますが、集客施設の指定管理に伴う株式会社の設立についてでございます。

私は平成30年第1回定例会におけるなかとみ和紙の里の運営について、指定管理者制度の導入を考えるべきではないかとの質問を行っております。その際、町長は施設のあり方について民間活力の導入等も含め、慎重に検討をしていくという答弁をなされました。

また平成31年第1回定例会における「なかとみ和紙の里など集客施設の運営について町が中心となり第三セクターとして公益法人を設立し、この組織がすべての指定管理者となるべきだ」との私の質問に、町長は「広域的に連携して管理運営を行っていくことの必要性は強く感じている。第三セクターもその1つの手法であると考えます。提案の公益法人の設立についても今後の参考とさせていただく」という答弁をなされております。

私は、町長の答弁、前向きなものだというふうに理解をいたしておりますが、町内にある集客施設は建設されて約20年、経過をいたしております。町内施設の在り方について検討する時期に来ております。本町の財政状況は今後ますます厳しさが増す中、限られた財源の中で現状のまま施設の運営をし続けることは、私は困難であると思っております。効率的・効果的な施設の管理運営を行うため、町は施設の抜本的な見直しを行うべきであります。

このためには比較的規模の大きな施設の管理運営の受け皿として、できるだけ早い時期に株式会社を設立し、この法人が指定管理者としての役割を担うべきであります。そして、この法人へは町が過半の出資をする。町が主体的に関わり、財政的な支援を行う。民間企業の経験がある外部人材を登用し、経営努力を推し進め、収益を少しずつ増やし公的資金の縮減を図るべきであると考えておりますが、当局の見解をお伺いいたします。

併せて、この集客施設の管理運営については、経営や効率化、サービス向上など専門的な知見が求められるわけでありまして、しかしながら、これら施設の管理運営業務については、観光課、生涯学習課、産業課など縦割り行政の中でそれぞれ個別に行われておりまして、共通した問題点の把握はなかなか難しいだろうと私は常々推測をいたしております。

このためには、集客施設の経営分析でありますとか、集客力を高めるための方策など、共通した問題解決に対応できる横断的な担当部署が必要であると考えますが、当局の見解を併せてお伺いいたします。2点でございます。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

現在、財政課を所管とした身延町公共施設等総合管理計画に基づきまして、個別施設計画の策定作業を進めているところであります。令和2年第1回定例会における伊藤議員の一般質問にお答えしたように、計画策定と並行して、施設の管理運営、いわゆるマネジメントにつきましても、民間の有識者等による公共施設在り方検討委員会を立ち上げ、既存施設の更新・統廃合・長寿命化の判断を踏まえつつ、在り方や経営手法等を検討し、集客施設におきましては、指定管理制度等による民間への経営体制移行等の方針を見極めていきたいと考えております。

今後、特に集客施設の運営を継続するために、民間に経営を委ねる場合の受け皿として、伊藤議員ご指摘の町が関わる法人設立も一つの手法と検討していきたいと考えます。

いずれにいたしましても、施設の必要性に重点を置き、維持管理に要する経費を踏まえ、財政負担の軽減や平準化を考慮し、各公共施設の最適な配置を実現したいと考えます。

また集客施設は、各施設の設置目的によりまして行政財産として管理運営がされております。したがって、伊藤議員のご指摘のとおり観光課、生涯学習課、産業課等が所管する施設となりまして、町として横断的に各施設の経営分析や集客力を高める方策等の調整は必要であると考えております。

議員の横断的な組織もしくは担当はというご質問であります。先ほどお答えした今年度組織する公共施設在り方検討会において、事務局の一員として担当課長が参画し、諸課題について委員と共に検討することとなりますので、同委員会が横断的な組織と考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今の財政課長の答弁においては、身延町公共施設等総合管理計画に基づき個別施設計画の策定作業の中で集客施設のマネジメント、経営管理運営について、有識者等による公共施設の在り方検討委員会を立ち上げ、指定管理制度による民間への経営体制移行等の方針を見極めていくということですが、私は1年かけてつくられるコンサルティング会社報告書というのは定型化された紋切り型の答えでしかないというふうに推測をいたします。集客施設の管理運営につきましては、指定管理を町外の民間企業に委託するか、前述したとおり町が中心となり設立した第三セクターが指定管理を担うのか、そのいずれかの選択の余地しかないのであります。それは富士川町や南部町を見れば明らかであります。両町においては、すでに実施をされているわけであります。

私は、現状に対する問題意識、危機意識が感じられません。現状を分析して問題点を抽出し、どのように改革していくかという視点が希薄であります。時間的な余裕はありません。まずは行動を起こし、問題があればそこから見える修正点を修復していく、かかる試行錯誤が私は前進につながると考えております。

いつまで経っても現状維持的な発想では、組織の刷新はもとより自治体経営の改革を遅らせるだけであります。ぜひとも集客施設の管理運営については経営者的な発想を持って、事に当たっていただきたい。そしてその管理運営については、いずれにせよやるか、やらないかの決断に尽きるというふうに私は申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は14時10分とします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時10分

○議長（柿島良行君）

再開します。

次は通告の2番、野島俊博君の一般質問を行います。

野島俊博君の質問を許します。

登壇してください。

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

通告に従いまして、一般質問を行います。

それでは早速でございますけども、多面的機能交付金について質問をさせていただきます。

まずはじめに、平成26年度から旧農地・水保全管理支払制度は多面的機能支払制度へ移行いたしました。

制度の目的と概要は、農地、農業用水などは安全で安心な食料生産を支える生産基盤としての役割はもちろんのこと、地域の景観形成、地下水の涵養、生態系の保全、伝統文化や歴史的施設の伝承、学校教育、町住民にとっての憩いや安らぎの場の提供など、多面的な役割を担っている地域の大切な資源でもあります。

農業農村の持つ多面的機能については、農林水産省のホームページより抜粋しましたが、全国の集落で過疎化や高齢化、混住化が進行し、これらの資源を守る地域のまとまりが弱まっているということでございます。

農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るためには、効率的・安定的な農業構造の確立と併せて、基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を今まで以上に図る取り組みが欠かせなくなっております。

この事業は農業者だけでなく地域住民、自治会、関係団体などが幅広く参加する活動組織を新たにつくり、これまでの保全活動に加えて、施設を長持ちさせるようなきめ細やかな手入れや農村の自然や景観などを守る地域共同活動の促進を目的に行うものでございます。

制度の概要は、農林水産省のホームページで公開されています多面的機能支払交付金事業を参照にいたしました。

それでは次の資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）。

農業者および地域住民を含む活動組織、農業者のみで構成される活動組織は対象にならないということでございます。

そして活動計画に定めた農振農用地区域内の農用地および農業用施設、用排水路。

農業活動期間、これは交付期間でございますけれども、事業開始年度から5年間の活動が必須となっております。

5年間の活動期間終了年度の翌年度、改めて活動を実施したい場合は、新たに事業計画の認定申請が必要であるとしています。

それでは質問に移ります。

まず問1. 交付金の使途の考えを聞きます。回答をよろしく願いいたします。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

多面的機能支払交付金は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るために、地域の協働活動にかかる支援を行い、地域資源の適切な保全・管理の推進を目的として、地域の活動組織に対し支援を行う制度です。本町では現在、7組織が活動を行っております。

交付金の使途については、農地、水路、農道等の管理など、保全活動にかかる農地維持支払交付金と施設の軽微な補修、植栽などの共同活動や施設の長寿命化などの資源向上支払交付金に係る経費を対象としております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

よく分かりました。

それでは交付金の使途の例をお願いします。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

交付金の使途の例は、農地維持支払交付金では、対象農地および農業用施設の点検や農地法面の草刈り、水路の泥上げ等の作業に対する費用、老朽化が進む農業用施設のひび割れ等の軽微な補修、植栽活動などであり、資源向上支払交付金は農道の舗装、水路の改修など長寿命化のための工事や更新となります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

こういうものが何かに作られていれば非常によく分かるんですけども、私たちもこれを利用してはいますが、何回も出てこいということもたくさんありました。そういうことで、課長にもものちほどお願いしますけども、こういうものの考え方を一覧表にして作っておけば一番良いではないかなと、こんなふうにも思っております。

それでは問3に移ります。交付金を使うことができない事例は。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

農業者個人の営農活動にかかる経費や、他団体への寄附等を含む多面的機能の発揮と関連しない経費については、交付金の対象外となります。

例えば、営農活動のための農業水利施設の運転経費、農業と関連しない地域行事等への支出、他団体への寄附、他の管理主体である施設の維持管理等となります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

ありがとうございます。

次に交付金の返還の考え方を聞きます。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

対象農地が管理されていない状況、目的外の支出、不適切な支出があった場合には、交付金の全部または一部を、原則5年間の事業計画の認定年度に遡って返還することとなります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

こういう目的外というものが挙がっていれば、よく分かるんですね。

では次に聞きますけども、問5に移ります。活動の手順を聞きます。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

事業開始当初において、活動を実施する活動組織または広域活動組織を設立し、地域共同で取り組む活動について、原則5年間の事業計画を作成します。

認定を受けましたら、毎年、町に当該年度の交付申請を行い、事業計画に基づく活動を実施します。

年度末には、日々の活動の作業内容や金銭の収支等を記録し、当該年度の記録を取りまとめた報告書を作成し、市町村に提出します。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

よくまとめられていると思いますけども、続きまして問6. 活動の報告はどのようになりま
すでしょうか。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

指定された様式により、当該年度の活動記録、写真、金銭出納簿を取りまとめて年度末に実績報告書を作成し、市町村に提出します。

主な報告書類は点検記録簿、総会資料、研修資料、外注に伴う見積書や契約書、日当を支払うための出勤簿等になります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

ありがとうございました。よく分かりました。

続きまして問7. 交付金の対象とならないものの考えを聞きます。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

対象となる農用地を基本的に農振農用地区域内と定めております。この区域外の活動および農業者個人の営農活動にかかる経費や、他団体への寄附等を含む多面的機能の発揮に関連づかない経費については、交付金の対象外となります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

これはやっているとはよく分かるんですけども、次に伝えていく、新しくなる人はよく分からないと思うんですね、これ。交付金の対象とならないもの。だから私が考えるのは1番、営農に関わる活動、農作物の栽培期間において圃場内で行われる作物生産を目的とした活動は交付金の対象とならないとか、次に農業農地の多面的機能に関連しない活動、遺跡とか史跡とかですね。そして3番目は本活動での支出として限定が困難な経費と。そして4番目に他の補助を受け保全を行っている施設。5番目に維持、保全すべき管理者が存在する施設。これは国、県、市道、河川等の保全活動。ただし法面の草刈り等は管理者からの了解を得て、本制度の目的上必要な活動として位置づけられるものは対象とすることも可能と書いてありますけども、あとは資源向上支払、施設の長寿命化では、道路法上の道路として限定するもの人は対象外と。これはある自治体のところでございますけども、6番目が他の補助事業の補助残、地元負担への充当と。こんなふうな形で挙げられますけども、こういうものが一覧表としてあれば、やるほうは大変助かるんですね。よく分かって。そういうことも含めて、今の順番でなんとかこういうものが作られれば大変ありがたいと思いますけども、ちょっと検討していただきたいと思うんですけども。

それでは、交付金の対象となる事業、これを聞きます。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

計画当初に認定を受けた事業計画に基づく事業が対象となります。

交付金の支出区分は、大きく農地維持支払交付金と資源向上支払交付金のうち共同活動と長寿命化に分かれますが、支出区分に沿った活動に対する経費が対象となります。

例を挙げると日当、購入・リース費、外注費、その他、次年度への持越金が当たります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

そのとおりですね、日当、これは活動参加者に対して支払った日当ということで考えてよろしいですね。

そしてはあと購入・リース費、こういうものもいいわけですよ。こういうものは交付の対象になるんですよ。資材、要するに砕石、砂利、セメントなどの購入費とか活動に必要な機

械、草刈り機など購入費、パソコンなどのリース費、車両機械等の借上費、花の種、苗代など。こういう形で課長、よろしいですか。はい。

外注費として、今も言われたとおり補修、更新等の工事等、調査、設計、測量、治験等を含むに関わる建設業者への外注費、事務の外注費などは該当するというのでよろしいですか。はい。

その他として、技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動にかかる旅費、保険料、文具代および光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代などは該当するというのでよろしいですか。はい。

それでは問9に移ります。具体的な用途についての考えを聞きます。日当についての考えを聞きます。回答をお願いします。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

計画策定への参加、施設の点検や見回り、研修や会議への参加、施設の補修や草刈り等の保全活動、事務処理等が日当の対象となりますが、あらかじめ組織内での合意形成が必要となります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

ありがとうございます。言われるとおりでと思いますけども。

それでは問10. 購入・リース費（機械経費）の考えを聞きます。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

活動に必要な機械、事務機器等が購入できますが、利用頻度と内容を考慮しレンタルにすることを検討する必要があります。

活動に必要な重機等の借り上げについては、目的に沿った用途の範囲内で活用することが可能となります。

なお、備品を購入した場合には、備品台帳を整備し、償却期間中の適正な管理が求められます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

的確な回答をいただきました。

問11. 購入・リース費（資材費）の考えを聞きます。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

資材費についてはリース対象となりませんが、目的に沿った用途の範囲内において購入ができます。

機能診断の結果、改修を要すると判断できる施設の部分的な補修や農業用施設の改修における、砂利、セメント等の資材の購入を対象とします。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

次に問12. 外注費（委託費）はどのようにお考えでしょうか。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

活動の規模や技術面から見て、活動組織が実施し得る範囲を超えていると判断される困難な作業や専門的な知識を要する作業への委託が対象となります。

また、会計事務や実施状況報告書等の取りまとめを外部に委託することができます。活動組織における煩雑な事務の解消につながりますので、ぜひ活用していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

よく分かりました。

次に問13. その他でありますけども、アルバイト等の謝金は可能かどうか、これを聞きます。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

会計事務や活動記録の取りまとめなどのために、構成員以外から雇うアルバイトについては交付金の対象となります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

交付金の対象ということで見てよろしいですね。はい。

問14. その他、役員報酬は可能か。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

役員に対する報酬は交付金の対象となります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

問15. そのほか、旅費は可能か。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

先進地研修や研修会、説明会等に係る旅費は対象となります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

問16. そのほか、事務費としてまず会場使用料、総会や打ち合わせ等で会場の使用料が必要な場合には、支出計上はどのようになるでしょうか。

○議長（柿島良行君）

これは項目別に答弁を受けますか。

○7番議員（野島俊博君）

そうです。項目別にお願いします。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

事業の目的に沿った必要経費であれば交付金の対象となります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

事業の目的に沿えばよろしいということですね。はい。

活動記録に関わる写真のフィルム購入およびプリント代の考え方は。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

- 産業課長（高野修君）
こちらについても、事業の目的に沿った必要経費であれば交付金の対象となります。
以上です。
- 議長（柿島良行君）
野島俊博君。
- 7番議員（野島俊博君）
③普及啓発のためのパンフレット等印刷費の計上はどうなるのか。
- 議長（柿島良行君）
高野産業課長。
- 産業課長（高野修君）
こちらについても、事業の目的に沿った必要経費であれば交付金の対象となります。
以上です。
- 議長（柿島良行君）
野島俊博君。
- 7番議員（野島俊博君）
パソコン用のインク代は事務費で計上できないのか、考え方を聞きます。
- 議長（柿島良行君）
高野産業課長。
- 産業課長（高野修君）
こちらについても、事業の目的に沿った必要経費であれば交付金の対象となります。
以上です。
- 議長（柿島良行君）
野島俊博君。
- 7番議員（野島俊博君）
事業の目的ということは、これに関わるプリントということの考え方でいいですね。
⑤生物図鑑等関係図書購入費の計上はできるか。
- 議長（柿島良行君）
高野産業課長。
- 産業課長（高野修君）
こちらにつきましても、事業の目的に沿った必要経費であれば交付金の対象となります。
以上です。
- 議長（柿島良行君）
野島俊博君。
- 7番議員（野島俊博君）
コピーの使用料、ノート、ボールペン等の文具代の計上は。
- 議長（柿島良行君）
高野産業課長。
- 産業課長（高野修君）
お答えします。
こちらについても、事業の目的に沿った必要経費であれば交付金の対象となります。

今までご質問いただいた、すべての項目に対して、適切な支出区分に沿って計上することが求められるため、不明点等があれば町の担当者へ相談していただきたいと考えております。

また、先ほども申しましたが、負担のかかる活動記録、金銭出納簿への取りまとめや実績報告書の作成を外部委託できますので、ぜひご活用をお願いします。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

ここまで聞いてきましたけども、今言ったことを、例えば交付金の対象とならないものを挙げてもらったり、交付金の対象となるもの、こういうものを挙げていただいて、そして具体的な使途についてということで、日当とか購入リース費、そういうものを挙げていただいて、外注費、その他、アルバイト等、謝金というものも挙げていただいて、そのほか役員報酬、その他旅費、その他事務費、活動記録にかかる写真のフィルム、購入およびプリント代とか、そういうものを挙げていただいて、こういうふうに一覧表に作ってもらって、それを配布してもらえば一番よく分かると思うんですけども、なかなかそういうことが徹底していないのかよく分かりませんが、何回も何回も呼び出されて、あれを出せこれを出せということで、今まで来たんですけども、そういうことのないように、こういうものを一覧表で作って各組織に配布していただければ大変助かると思いますので、そのへんのところをまた考えておいてください。そのへんの答えはどのようなふうに答えていただけますか。今の関係の答えを。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

この制度の活動組織がよりスムーズに事務ができるように、またこれからもこちらのほうでできるだけ分かりやすい説明と資料を提供したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

良い答えをいただきまして、ありがとうございました。

終わりに農業農村の有する多面的機能、これは農業農村は、私たちが生きていくのに必要な米や野菜などの生産の場として役割を果たしております。しかし、それだけではないと考えますが、それは農村で農業が継続して行われることにより私たちの生活にいろいろな恵みをもたらしているということでもあります。この恵みを農業農村の有する多面的機能と呼んでいると解釈できるのではないのでしょうか。例えば水田は雨水を一時的に貯留し、洪水や土砂崩れを防いだり、多様な生き物を育み、また美しい農村の風景は私たちの心を和ませてくれるなど大きな役割を果たしております。その恵みは町村、住民を含めて国民全体に及んでいると解釈できるのではないのでしょうか。

こうした恵みはお金では買うことのできないものであり、農業農村の持つ様々な恵みを思い、支えていくことが必要であり、農林水産省では食料自給率の向上と農業農村の有する多面的機

能の維持、発揮のため多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金等の施策を行っております。

農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るためには、効率的な、安定的な農業構造の確立と合わせて基盤となる農地、水、環境の保全と質的向上を今まで以上に図ることが欠かせなくなってきております。

この事業は農業者だけでなく地域住民、自治会、関係団体などが幅広く参加する活動組織を新たにつくり、これまでの保全活動に加えて施設を長持ちさせるような活動組織を新たにつくり、きめ細やかな手入れや農村の自然や景観などを守る地域協働活動の促進を目的に行われるものであると理解しております。

以上で私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君の一般質問を終わります。

次は通告の3番、望月悟良君の一般質問を行います。

望月悟良君の質問を許します。

登壇してください。

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

私は通告しておきました、すべてコロナ関連の質問を行いたいと思います。

なお、質問の内容におきまして、同僚議員の伊藤議員と重複するところもあるかもしれないですけれども、よろしく願いいたします。

それでは1点目の質問でございますけれども、質問1、感染症防止に向けた防災計画の見直しについてでございます。

まず新型コロナウイルス感染症は世界的な広がりを見せて、わが国においては5月19日現在、これは5月19日は一般質問の通告時でございます、これはすでに1万7千人ですか、昨日の新聞で、全国で。それから本県におきましても66人であったんですけど、今日の新聞ではまた1人、感染者が確認されたということで67人になっているわけでございます。

幸い本町での発症が確認されなかったということに安堵したところでございます。目に見えないコロナウイルスの脅威に震撼して、普段の平穏な生活の尊さを改めて確認させられたところでもございます。

そこで、感染防止に向けた町の防災計画の見直しが可能かどうか。

町の計画では「安らぎの暮らしづくり」を掲げて、町民の安心な暮らしを守るとしております。町の防災計画では専ら地震等の災害を想定した対応が主であるように認識しております。もちろん発災後の防疫等も大切であると思いますが、今回のような新型ウイルスによる感染を、これは想像もできないような感染症でございまして、想定して、地域の医療機関と連携することによって、防災の計画が求められると思いますけれども、こういった中で計画を見直すことが可能かどうか、1点目質問いたします。

○議長（柿島良行君）

佐藤交通防災課長。

○交通防災課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

身延町地域防災計画は大規模地震を想定し策定しておりますのは、大規模な災害を想定することにより、台風や大雨、ゲリラ豪雨等で発生する災害には、応用して対応できるように策定しているものです。

また、この度の新型コロナウイルス感染症についても、身延町地域防災計画の一般災害編第19節、防疫計画に迅速かつ的確な防疫活動を行い、感染症の多発を防止することが記載されておりますので計画を見直すことは考えておりません。

ただし、避難所の開設など職員が行う感染予防策等職員の行動マニュアルの改正を行う必要があると考え、現在内容を修正しております。

雨期や台風が襲来する時期前には、職員に対して説明会を開催したいと思っております。

本町では、平成27年3月に策定した「身延町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき4月8日に対策本部を立ち上げ、全庁で感染防止対策に向けて対応をしており、3密を避けるため、避難所屋内テントの購入やフェイスシールド、非接触型体温計、防護服、使い捨て手袋等感染防止備蓄品等の配備を充実していきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

今、ご答弁にありましたように第2波、第3波の感染が予測もされている中でございまして、こういった避難所内の防災関係の資材等も大切であると思っておりますけれども、例えば勤労青年センターのような、空いているこういった施設を実際の感染症に対する、もちろん大雨等にも備えて、感染症と合わせた避難等の訓練も必要ではないかと思っております。この点についても、どのように考えているか。訓練ですね。町の考え。感染症とか、複合的災害と申しますか、大雨とか、そういったときに対応する対応を町のほうでは考えているかということ。

○議長（柿島良行君）

佐藤交通防災課長。

○交通防災課長（佐藤成人君）

お答えさせていただきます。

現在、3密を避けるために5月末に全戸に3密を避けるためのチラシを配布させていただいております。これには避難所に避難するだけが避難でないということで、事前に家族や知人等で災害が発生する前にご相談等をしていただきたいという内容のお願いをしております。そのほか、町としては、防災訓練も今年やっていくような計画ではおりますが、今後、新型コロナウイルスの関係でどうなるか分かりませんが、そういうことも踏まえて、全庁で対策等を考えながら計画してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

訓練は、コロナバージョンというような訓練も必要ではないかと思っております。ぜひそんな要望もお願いしたいと思っております。

それでは続きまして、次にやはりコロナ感染症の関係でございまして、学校教育におけ

る感染症対策について質問いたします。

小中学校における臨時休校解除後のカリキュラム対応ということで、今回の新型コロナウイルス感染症によりまして、町内の小中学校では長期間の臨時休校を余儀なくされたわけでございます。もちろん学校における対面的な指導、普段の学習や友だち同士による学習の場がなくなって、特に新入学児童と6年生、それから中学3年生には本当に大切な学校生活の場がコロナによって奪われてしまったということに本当に心が痛むところでございます。保護者の皆さんには学習の遅れを一層心配していることと察しているわけでございます。現に地域の保護者からそういったことを心配する声を聞いておるところでもございます。

そこで臨時休校後のカリキュラムの対応について、どのように考えているかお答え願いたいと思います。

○議長（柿島良行君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えいたします。

県教育委員会は、5月15日に市町村教育長等を集め、新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営の在り方に関する連絡会議を開催し、学校再開後に削減する教科の時数など具体的に説明がされたところです。そこで、小中学校とも夏季休業日等を縮減するなどすれば、本年度の授業日数は確保できる見通しです。

本町では、小中学校とも7月31日まで授業を継続することとし、小学校の夏季休業日は当初計画より11日間縮減し、8月1日から23日まで、中学校の夏季休業日は当初計画より13日縮減し、8月1日から19日までとして授業日数を確保していきます。また、県民の日などを授業に充てることも検討しています。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

ありがとうございました。小中学校でそれぞれ夏季休業日を縮減として授業時数を確保するというお答えでございますけども、この計画のようでございますけども、暑い時期に入るといことで、なおかつ短時間で詰め込み的な教育ではないかどうか、これが懸念されるわけでございますけども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えします。

県の説明会では縮減、削減できる教科というものを具体的に挙げております。例えば系統性を問わないもの、総合的な学習とか道徳、学級活動。それから3密回避の観点から音楽、家庭科、体育、図工なども削減できるだろうと。それから諸行事の内容変更等ということで、運動会、学園祭、社会見学等を削減し、詰め込み式にはならないと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

ありがとうございました。スムーズに子どもたちの学習ができるようにお願いしたいと思います。

続きまして、2つ目の学校教育におけるタブレット、IT端末の整備についてお伺いいたします。

臨時休校の長期化によりまして、家庭における自主学習の機会が多くなってパソコンなどによるオンライン教育がテレビ等でも報道されたところでございます。改めてコロナウイルス感染症渦におけるIT機器による学習機会の利便性を知らされた一面もあったわけでございます。町では年次計画によりまして、児童生徒に対してタブレットを貸与する計画であるようですが、全児童生徒へ1台の貸与を早期に実現すべきと思いますけれども、これにつきましては、同僚議員の質問に対する答弁にもありましたように、GIGAスクール構想等のお話もあったようですが、この点につきまして再度、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えいたします。

伊藤達美議員の答弁と重なりますが、本町では、すでに先行してICT環境を整備してきており、教室内へWi-Fi環境や電子黒板などを整備し、タブレット型パソコンは、小学校5年生から中学3年生までは1人1台、小学4年生には各グループに1台整備しています。

GIGAスクール構想でのネットワーク等通信環境の整備については、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金を活用し、パソコンの児童生徒への配備については、公立学校情報機器整備費補助金を活用して児童生徒1人1台のタブレット型パソコンを整備していく方針です。

具体的には、ネットワーク等通信環境の整備は、6月定例会の補正予算で情報通信ネットワーク環境施設整備工事2,094万1千円を計上し、タブレット型パソコン整備については、追加補正予算で備品購入費1,462万5千円を計上させていただきましたので、よろしくお願いたします。

今後、設定費等をお願いすることになりますが、本年度中に小学1年生から中学3年生まで1人1台のタブレット型パソコンを整備できることとなります。

オンライン授業については、各家庭のインターネット環境やセキュリティの担保など大きな課題がありますが、今後、導入の可否について調査研究していきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

ありがとうございました。6月定例会の補正で即対応してくれるということで、できるだけスムーズに移行できるようにお願いしたいと思います。

続きまして、大きく3つ目の質問でございます。

新型コロナウイルス感染症対策にかかる個人事業者への経営支援ということで質問させていただきます。

小規模事業者等に対する町独自の給付金ということで質問させていただきます。

コロナウイルス感染症対策による緊急事態宣言は、町内の製造業や観光サービス業者等の長期間の休業を余儀なくされて、特に観光入客では、春先からのゴールデンウィークにかけて休業となって、収入減は計り知れないものがあるわけでございます。緊急事態宣言解除後においてもいわゆるコロナショックと言いまして、長期化することが予想されるわけでございます。これまでのような観光入客の増加は望めないと思っておるところでございます。

国においてはコロナ対策として、小規模事業者等に対して、いわゆる持続化給付金を支給するなど対策を講じておりまして、町のほうでも早速、社会保険労務士をお願いするなどの対応を取っていただいたことには、本当に感謝しておるところでございます。

ご承知のように例えば門内の商店街へ行っても極めて厳しい状況があったわけでございます。そこで独自に町の給付金の支給があるかどうかということをお願いしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

小規模事業者に対しまして、町単独の給付金の支給による支援策の考えはというご質問をいただきました。

町内の事業者につきましては、望月議員のおっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症対策により、町内の小規模事業者は大変厳しい経営状態にあることは承知しております。

町では、早期の対応が重要であると考え、町内の事業者に対する支援策として、国の助成制度による雇用調整助成金、また持続化給付金の相談会に社会保険労務士等を町単独で派遣を行い、商工会への委託事業として実施し、制度の説明、申請書類の作成等サポートを行っております。

緊急事態宣言後に休業をした事業者も多いと予想されるため相談会の回数を増やすとともに、個別相談も実施して申請書がスムーズに提出できるよう引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

また、売り上げが減少している町内の飲食店を支援し、支援先の店に事前に資金が届く仕組みのクラウドファンディング事業の財政支援も予定しております。

町独自の給付金の支給による支援につきましては、国の制度がありますので、状況把握に努め、国・県の施策の動向に注視しまして、検討してまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症終息後は、大勢の方に来町いただくよう両観光協会と協働して、強力で観光PR等を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

ありがとうございました。ぜひ持続化給付金等の相談会を積極的に宣伝等を行いまして、これが受けられるようお願いしたいと思います。

今日の開会冒頭、町長からも30件くらい相談が寄せられているということでお伺いしておりますけども、もっとたくさんこれに応じるように努力をしていただきたいと思います。

以上で私の一般質問は終わりいたします。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれもちまして散会いたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（深沢教博君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時59分

令和 2 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 9 日

令和2年第2回身延町議会定例会（2日目）

令和2年6月9日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月幹也	副	町	長	笠井祥一														
教	育	長	保坂新一	総	務	課	長	村野浩人												
会	計	管	理	者	小	笠	原	正	人	企	画	政	策	課	長	熊	谷	司		
交	通	防	災	課	長	佐	藤	成	人	財	政	課	長	遠	藤	基				
税	務	課	長	伊	藤	克	志	町	民	課	長	穂	坂	桂	吾					
福	祉	保	健	課	長	望	月	融	観	光	課	長	佐	野	和	紀				
子	育	て	支	援	課	長	大	村	隆	産	業	課	長	高	野	修				
建	設	課	長	望	月	真	人	土	地	対	策	課	長	伊	藤	天	心			
環	境	上	下	水	道	課	長	水	上	武	正	下	部	支	所	長	内	藤	哲	也
身	延	支	所	長	千	頭	和	康	樹	学	校	教	育	課	長	深	沢	泉		
施	設	整	備	課	長	羽	賀	勝	之	生	涯	学	習	課	長	幡	野	弘		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 深沢教博
録音係 若狭秀樹

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（深沢教博君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問。

通告の4番、芦澤健拓君の一般質問を行います。

芦澤健拓君の質問を許します。

登壇してください。

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

通告に従って一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染症のパンデミックで、日本だけでなく世界中がかつてないほどの政治的・経済的な混乱に覆われております。

日本では「ステイホーム」という合言葉で自粛ムードに包まれておりまして、東京オリンピック・パラリンピックなどの世界的なイベントだけでなく、地域の祭りなどの行事も延期や中止を余儀なくされています。

実際、私が今年の責任者に指名されている7月実施予定だった地元の神社の夏祭りもコロナ自粛の中で中止せざるを得ませんでした。

経済の停滞は想像を遥かに超えるもので、今年度の日本のGNPはマイナス20%を超えるのではないかという専門家の予測もあります。

落ち込みの主な要素は国境閉鎖による国外からの移動と、都道府県をまたいで国内での移動自粛で経済活動が著しく制限されたことによって、もたらされたものなので、移動制限を緩和しなければ経済の復興はあり得ないということになります。

しかし、一方でコロナ感染の第2波が疑われておりまして、フィジカルディスタンス厳守と3密禁止の方針は変わらないわけですが、そんなに早く回復基調に戻すことはできないことが考えられます。

新型コロナウイルスは消えたわけではなく、むしろどこにでもいるといってもよい状態が長

く続くわけです。IPS細胞の研究でノーベル生理学・医学賞を受賞した山中伸弥博士によるとコロナの脅威を抑えるためのワクチン開発には、2年が必要ではないかというふうにおっしゃっておられます。

安倍首相が日本モデルといっている日本のコロナ感染者と死亡者の少なさは、PCR検査数があまりにも少なかったことから正確な感染者数を把握していなかったのではないかという指摘があります。37度5分以上で4日以上続かないとPCR検査が受けられないという縛りが非常に強く効いていたとしか思えません。

タレントの志村けんさんとか俳優の岡江久美子さんという有名人の死によって、PCR検査の遅れが指摘されました。お二人とももっと早く検査が受けられていれば、然るべき病院に入院して治療によって助かったのではないかという指摘があります。

慶応大学病院では、来院した患者67人にPCR検査を行った結果、そのうちの6%に当たる4人が陽性と判断されたということです。また、東京大学で行った検査結果でも約7%が陽性だったということで、国民の6%くらいが陽性ではないかという類推から日本の人口に当てはめると感染者は760万人を超えるのではないかという専門家の指摘があります。

一方で集団免疫という考え方があります。集団免疫というのは、自由にウイルスに感染してというのはおかしいですけども、スウェーデンでは実際に行われているんですが、一切の外出禁止とか、いわゆるロックダウンとか、そういう方向を全然取らずに、普通に生活をしている中で、できるだけ大勢の人が免疫を獲得するという、そういう考え方でやっているそうです。

元厚労省の技官で医師でもある木村盛世さんという方は、世界の新型コロナウイルス感染者の死者の情報を発信していることで有名な、あのジョンズ・ホプキンス大学で公衆衛生学を学んだ感染症のエキスパートですが、最近はテレビのモーニングショーなどにも出演している学者です。この人はPCR検査よりも、より多くの人に抗体検査を行って集団免疫の調査をすることのほうが有効ではないかということをおっしゃっています。

全体の60%が感染すれば集団免疫というふうに言えるそうです。スウェーデンでは実際に30%から35%しか免疫がある人がいないということで、この実際の集団免疫という考え方がうまくいっているかどうかというのは、まだ判断は難しいと思います。

抗体検査というのは、抗原抗体反応というのが基本にあります。人間の体にはコロナウイルスのような異物が体内に入ってくると、これを排除しようとする抗体というたんぱく質、イムノグロブリンというたんぱく質ができます。つまりウイルスが侵入したことを確認するための検査です。

ネットによりますと、1件当たり約3千円くらいの費用がかかるそうです。指先に針を刺して血液を1滴取って検査すれば、15分くらいで検査が完了するそうです。PCR検査は費用も高く、結果が分かるまでに数時間はかかります。抗体検査でその結果が陽性であったならば、そのあとにPCR検査を行うという、プロ野球の坂本選手とか大城選手がこの方法で検査して現在は陰性が確認されて試合に参加しております。

そこで提案ですけども、地方創生臨時交付金を利用して本町でもできるだけ多くの町民に抗体検査を行ってみてはいかがでしょうか。もちろん病気がちな高齢者とか、危険な持病がある人など、感染症の危険にさせない人は除いて、できるだけ多くの町民に受けてもらって抗体を持っている人の割合が明らかになれば、町民の何人が感染しているか類推できることに役立ちますし、陰性だった人たちは他人に感染させることはないということが確認できます。陽性

だったらPCR検査を受ければいいわけで、この方法で本当に町民の安心・安全を保障することができます。この抗体検査を全国にアピールすれば、本町のPRにもつながると思います。これは提案ですので、答弁は不要です。

それでは質問の1番目に入ります。

ご存じのとおり下部温泉のホテル・旅館は長い間、休館し、従業員の多くは仕事がなくなり雇い止めになっている人も大勢いるようです。休業補償も受けられなくて生活に困窮している人もいます。私の近所に住むホテル従業員の女性は、国が当初、収入が減少した世帯当たり30万円の助成金を配るとしていたものが1人一律10万円の特別定額給付金ということで、ちょっと当てが外れたとって嘆いている人がおりました。

ホテルや旅館の従業員だけでなく、タクシー、バスの運転手、飲食店など観光関連の仕事に従事している人々は、コロナの影響をもろに受けていると言ってもいいと思います。

本町でコロナの影響で仕事を失った人は何人いるのでしょうか。また、雇用調整助成金を申請した企業は何社あったのでしょうか。破綻した企業はなかったのでしょうか。コロナの影響で最も大変な人たちは多くの医療従事者で、介護などの福祉施設関係の人たちもあったと思います。その人たちの声は届いているのでしょうか、併せてお聞きいたします。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

山梨労働局のまとめにより、県内で解雇や雇い止めとなった労働者が、5月28日時点で126人に上ることが新聞紙上で報道されました。

この数値は、県内の事業者が各ハローワークに届け出た数値であり、県の職業安定課に本町で、新型コロナウイルスの影響で仕事を失った人はあるかとの問い合わせを行いました。集計した126人の中に身延町は該当がないとの回答でした。また、破綻した企業は現在ありません。

雇用調整助成金の申請数につきましては、商工会では6月4日現在で0件、書類提出見込みが4件となっております。

医療従事者や福祉施設関係者の声は届いているのかとのご質問ですが、特に切実な訴え等は届いておりませんが、各介護福祉施設を訪問した際に、感染防止のためのマスクが不足しているとの要望がありましたので、町内の介護施設、福祉施設の25カ所に配布を行っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

仕事を失った人がないという報告ですけれども、実際、休業補償をもらっていないという声も結構あります。雇用調整助成金がまさにその休業補償のためのお金ですけれども、これも今の報告ですと書類提出見込みが4件で、実際に雇用調整助成金を受け取ったというのは何件あるのかちょっと分かりませんが、実際に休業補償をもらっていないという人が結構、ホテル・旅館の従業員ではおりますので、これはもうちょっと詳しく調べていただきたいと思います。ホテル・旅館に直接お聞きしていただければ分かると思いますのでよろしくお願ひします。

次に本町では、今までにコロナに感染した人がまったくなかったということになっておりま

すけども、感染していても症状が出ないという人も大勢いるといわれています。

厚生省がPCR検査をわざと受けにくくして、感染者を少なく発表しているのではないかという研究者の話を聞くと、今の政府ならやりかねないなと思えるような気がしてくるのは、私だけではないと思います。

テレビなどによりますと疫学上・統計学上で日本国内の実際の感染者は発表されている数の1.6倍くらいいるのではないかという推計があります。先ほど760万人くらいが感染しているのではないかという推計もあります。

本町の場合は、体調が悪くなったら峡南福祉保健事務所の帰国者・接触者相談センターに電話相談すればPCR検査が受けられるという仕組みにはなっているようだけれども、検査が必要であると認められた場合は、どこで受けるのでしょうか。飯富病院でも検査は受けられるのでしょうか。それから、そういう情報は町民に周知されているのでしょうか。これについてお聞きします。

○議長（柿島良行君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の状況につきましては、山梨県が報道関係者に公表するものをもって、町でもその状況を知るわけですが、それによりますと、本町の感染者の情報は6月8日の時点ではありません。

4月7日には緊急事態宣言が発令され、まず、緊急事態措置を実施する区域とし7都府県を指定し、その後4月16日からは山梨県を含めた全国に拡大されました。この間、国・県の協力要請にも応じ、対応策等を講じてきましたが、国も総合的に判断し5月25日にはすべての都道府県で緊急事態宣言が解除されました。これにより、要請等が緩和され、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられていくことに伴い、今後、第2波・3波が懸念されていますが、町民には引き続き感染対策の徹底を促し、町でもその体制を整え、感染予防には継続的に努めてまいります。

抗体検査の実数を調べたらどうかですが、この検査は、被検者の血液の中から抗体の存在の有無を調べるための検査であり、まだ抗体検査キット自体も出回っておらず、今後、検査の正確性や科学的根拠が示され、国・県の動向を見据え、普及されるまでは慎重な対応が必要だと思います。

逆にPCR検査は、検体を特殊な液体に付けることにより、ウイルスがいるかどうかを判定する検査で、現在、帰国者・接触者相談支援センター、保健所になりますが、に相談し、検査が必要な方は帰国者・接触者外来（医療機関）へ誘導（紹介）され、検査を実施するようになります。これらは町民の方にも、周知を行ってきているところです。あくまでも、PCR検査については、誰でも簡単にできるというものでなく、仮に一般の医療機関で受診され、医師の判断により検査を受けるようになる場合でも、やはり保健所に連絡したのち、帰国者・接触者外来において検体を採取し検査を行います。現在は検査もある程度、絞って行われているようです。

なお、飯富病院では、保健所からの要請、もしくは医者が必要だと判断した場合には、実施しております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

抗体検査のキットがまだ出回っていないという、今、報告がありましたけども、実際には今、宮城、東京、大阪で各3千人ずつの抗体検査を行って、先ほど私が言ったような抗体を何人が持っているのか、免疫を獲得した人が何人いるのかを調べているという情報もありますので、検査キットが出回っていないというのはちょっと誤解だと思います。

それから検査については、これは全部、厚労省とか医者がやるわけではなくて、いろんな検査センターが実際に行っているわけですから、そういう民間の検査センターも使えば、簡単にできるのではないかと思いますので、一言申し上げておきます。

次に、このままでいきますと非常に経済活動が活発化できないということで、一躍有名になった吉村府知事の大阪モデルによって緊急事態宣言が解除され、自粛が緩和された大阪市でも今まで地域経済に貢献してくれたインバウンドが当分入ってこないで、今後の経済の見通しが立たないというふうに言っております。あの大都市の大阪でさえ、そういう状況ですから本町の経済復興が難しいのも推して知るべしだと思います。

観光立町を標ぼうしている本町の場合は、今後の舵取りが大変厳しくなるのは否定できないと思います。インバウンドに頼って成功してきた日本の観光立国も現状では、まったく期待できません。観光で経済を立て直すのは無理だという経済学者もいます。製造業も世界的なサプライチェーンに組み込まれているため、簡単には立ち直れないといわれております。

近所で自宅を建築している人が中国からの家具や資材が入荷されなくて建築が遅れて困っていると、そういう声も聞いております。

本町の経済を復興させることはできるのでしょうか。何を柱にしていくことが最もよいのでしょうか。知恵を出し合って方向を決めていく必要があると思います。町長はどのようにお考えでしょうか、お聞きします。

○議長（柿島良行君）

熊谷企画政策課長。

○企画政策課長（熊谷司君）

お答えいたします。

今回の新型コロナウイルス感染関係で、当町においても観光業のみならずあらゆる分野で経済的に少なからず影響を受けています。

5月25日には緊急事態宣言もすべて解除されましたので、今後は経済活動も徐々に回復されることと期待されます。

しかし、第2波や第3波があると予想される中、引き続き感染症対策をしていく必要があるため、以前のような経済状況に戻るのはまだまだ時間がかかると思われまます。

治療薬やワクチンが一日でも早く開発され、終息されることを願うわけですが、テレビ・新聞・インターネットから得られる情報でもその終息の時期は定かではありません。

「明けぬ夜はない」という言葉を信じ、終息後に向けた経済活動の回復を期待する中で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や財政調整基金などを活用した支援を今は粛々と行ってまいります。

当町の地域経済の活性化に果たす観光業の役割は、今までも大きく、これからも観光・交流客が拡大していくことが町の地域経済効果を生むことに対して期待する考えは変わりありません。

また、影響を受けている様々な業種・職種の方々に対し、今後も最善のタイミングを逃すことなく、経済を回復軌道に乗せるために、あらゆる支援方法を模索しながら応援していきたいと思っています。

なお、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略では、地域に根ざした雇用の創出ということで、観光業のみならず、あらゆる分野の起業支援や新規事業所の誘致、農業振興による雇用の創出などを具体的な施策の目標として挙げていますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

この経済の立て直しというのは非常に難しいことで、一朝一夕にはいかないと思います。「明けぬ夜はない」という今の言葉がありましたけれども、実際にそういう思いでなんとか取り組んでいかなければいけないというふうに私たちも思っております。

ただ、今回の観光業の停滞の中で観光業に従事していた人たちを農業に向けたらどうか。これはもともと外国からの実習生を受け入れる農業関係の施設で、実際に農業実習生が来日できないということで、それではということで近隣の観光業の人たちをこちらにまわってもらって仕事をしてもらったという例があります。

実際に今後は、観光業だけに従事するのではなくて、いろんな分野で、また1人が大体2つくらいの仕事をもってやっていくほうがいいんじゃないかという経済学者の指摘もあります。そんなことを考えながら、今後は経済の復興に努めていっていただきたいと思います。

次に移ります。

世界的な経済停滞の中で、いったん立ち止まって今までの計画などを見直したほうがよいのではないかという考え方があります。

旧町時代、下部町では湯之奥金山博物館、木喰の里微笑館、古関の道の駅しもべ、下部温泉会館などの施設や町民体育館、ゲートボール場などの体育館系の施設、下部、久那土、古関の各小中学校や体育館などの体育施設が建設されました。

現在では、その残されたいずれの施設も赤字経営で、議会でも経営の見直しが必要ではないかという指摘がなされています。維持管理だけでも毎年相当額の費用がかかるほか、今後も営業成績が向上することは見込めないということも指摘されています。

同僚議員の指摘の中に株式会社を設立して、これらの施設を指定管理で運営していったらどうかという指摘がありました。そういうふうな考え方も含めて、今後の対応を考えていかなければいけないと思いますけれども、いずれにしても箱ものほとにかく金がかかると。

今、そういう中で、現在、民間の資金を導入してPFIで下部温泉会館にスポーツジムを併設する形で建設したらどうかという計画が進んでいます。下部温泉会館を民間資金導入で再建することについては、3月議会における私の一般質問に対して県内外の12社の企業によって導入可能性調査が行われ、今年度下半期を目標に契約に至ることになるという、そういう説明がありました。しかし、その後のコロナの影響による不況によって、民間企業の経営状況にも

変化があり、資金を導入することや経営管理を行うことが可能なかどうかという疑問があります。

峡南広域行政組合が所管する峡南消防本部の老朽化による建設にもPFIによる民間企業の資金を導入したらどうかという計画がありますが、峡南広域行政組合議会ではPFIのメリット、デメリットを綿密にもう一度計算し直した上で改めて導入を検討すべきではないかという意見も出されました。

本町の温泉会館にPFIを導入するという件につきましても、ここで一度立ち止まって考え直すことも必要ではないのでしょうか。この点について質問いたします。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えをいたします。

昨日、伊藤達美議員の質問にもお答えをさせていただきましたが、業務委託を請け負った委託業者と協議や打ち合わせにより事業を進めているところですが、芦澤議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大により運営会社においては、すでに他所で運営している施設の閉鎖や臨時休業、営業自粛により大変な影響を受けている状況であり資金繰り、経営の立て直しで、新規参入を見送る企業もあり厳しい状況下であります。

現在の状況としましては、施設の建設は可能であると考えていますが、施設を運営する企業の参入が重要であり参入企業を精力的に公募している状況です。建設する建設会社と運営する運営会社の共同企業体設立がPFI事業においては、最重要であると認識し業務を進めているところです。

業務委託業者との情報共有や今後の情勢を見極めながら、町としましては新型コロナウイルス感染症の第2波も予想され慎重に判断する必要があると、共同企業体設立が遅れる可能性があることは十分想定されますが、関係課と協議調整を図り、鋭意事業計画どおり推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

事業計画どおりに推進していくことができないことを私は想定して、こういう質問をさせてもらったんですけども、このへんはよく、本当に慎重に考えて昨日の伊藤議員からの指摘もありましたけども、採算性をまず一番に考えるということが必要であると思います。

そのことを指摘して次の質問に移りたいと思います。

県内のスポーツジム、フィットネスジムは約50施設ありますけれども、銭湯とスポーツジムが併設されている施設は県内にもありますが、温泉とジムが併設されているというものはほかにありませんので、それなりの入場者が期待できるかもしれませんが、中部横断自動車道を利用して、他の県からの都道府県からの状況や観光客の導入が期待できないようであれば、従来どおりの採算性は期待できないということになります。

今までのいろんな施設も開設当初は、当然、採算性が見込めるということで開設したものだと思っておりますけれども、現状は先ほども指摘したとおりでございます。

今回の併合施設についても同様でありまして、もちろん有利な債務を活用してPFIで建設するという計画だと思いますけれども、どんなに有利な債務にせよ、町民の借金が増えることには変わりありません。

私の3月の一般質問で、初めてこの計画を知ったという町民からも借金を次世代に残すことの懸念を訴えられました。コロナ危機の今だからこそ、ここで計画を見直すことも必要ではないかと思っておりますけれども、町長にお聞きします。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えいたします。

本事業の計画では、施設取得に係る総事業費を約10億円とし、財源として合併特例事業債を8億円充当する予定であります。本事業に係る債務は8億円以内と考えます。

合併特例事業債については、事業費に対して95%が充当することができ、交付税措置により70%が、町に交付されることとなり大変有利な事業債であります。

町では重要な観光資源である下部温泉郷が魅力ある温泉地であり続けるために、有利で負担の少ない財源計画、国・県の補助金の導入の検討、事業手法、施設の維持管理の軽減を図るため設計などに創意工夫を重ね、その上で、利用者にも満足していただける健康増進施設となることを目指して計画をしています。

また、町民がいきいきと健やかに暮らせるまちづくりの一環として、高齢者の健康維持、中高年の生活習慣病の予防、健康寿命の延伸、あらゆる世代の健康と憩いの場を提供し、地域の特性を活かした健康増進のための温泉施設を目指した重要な施設であると認識し計画どおり推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

借金を次世代に残すということの懸念なんですが、おっしゃるとおり、あんまりこういう大きな借金を次世代に残すものではないということは重々承知しています。ただ、地方債というのは道路とか、例えば建物、後年度の方々も利用するものですから、それなりの負担を長期の中で返済をしていただくというのが地方債の考え方であります。

私も芦澤議員のおっしゃっていることは重々、分かっておりますので、副町長の時代、また今、町長、今度4年を経過しますけれども、財政課とも協議をしながら繰上償還を結構進めてまいりました。あとは、基金の積み立てもやってまいりました。温泉会館にしても、予定している中学校にしても一朝一夕で建てようというのではなく、長い町の計画の中でやっておりましたので、そういう準備を進める中で、今回、建設の準備を進めているということですので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

考え直すというのは、私だけの考え方かもしれません。ここでいったん止めることは考えて

いないというふうなご答弁だったと思います。

もう1点、身延中学校の建設問題についてお聞きしたいと思います。

数年前、前町長の強引ともいえる小中学校の統廃合によって下部小中学校をはじめ下部地区のすべての学校は廃校となりました。その際、反対した多くの町民の合意によりまして、町内で唯一の身延中学校をせめて町の中央部にとという提案を教育委員会に行き、下山地区に建設する計画が現在進められているわけです。

まち・ひと・しごと創生総合戦略によっても現在のところ人口減少に歯止めはかかっておりませんし、少子化が進んでいます。当然、子どもが少なくなるということになると、今後の学校運営にも支障が出ることは自明の理であるというふうに考えられます。

合併特例債や有利な地方債を原資に建設が進められるという、今の町長のご説明もございましたけれども、コロナの影響でますます本町の行政運営は困難になってくるということが考えられます。

下部温泉会館建設と同様に、やはりいったん立ち止まって建設について考え直すことが必要ではないかという思いで今回この質問をさせていただきました。建設費用を最小限に抑えて少ない予算で実施することをもう一度見直すことが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えいたします。

身延中学校新校舎等建設計画については、町議会より教育委員会へ「現校舎の長寿命化改修工事は行わず、町の中央に新しい中学校の早期建設を求める。」内容の意見書が平成26年9月定例会、平成28年12月定例会と二度にわたり提出をされました。

平成29年度に策定した身延町立学校施設整備計画により、町の中央付近へ建設する方針で検討し進めることとなりました。平成30年10月より下山小学校南側を建設候補地として地権者と用地交渉を重ね、3月末には用地を概ね承諾を得ることができました。

校舎等建設事業に係る財源は、国庫補助金以外は町単独費となりますので、教育施設整備基金や有利な地方債である合併特例事業債などを充当し、予定をしております。今後の建設計画により令和4年度、令和5年度に施設の建設を実施し、令和6年度開校に向けて事業を推進していきたいと考えております。

なお、今年度につきましては、用地補償、物件補償の売買契約の締結により所有権移転登記事務を進めることとなっております。

さらに基本設計および実施設計の業務委託の発注に向けて業務を進めているところですが、新設する校舎等は文部科学省の補助対象事業であり、学校施設設計指針に準じた施設とし、建設地周辺との景観の調和を図り、ランニングコストが掛かる構造や華美な設計は極力避け、建設費の抑制を図った設計に努め、事業計画どおり事業を竣工したいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

できるだけ費用を最小限に抑えていってもらいたいというふうに希望して、次の質問に移ります。

森林環境譲与税の活用についてということでお伺いします。

3月議会でも質問しましたがけれども、森林環境譲与税については、峡東地域の森林管理に関する先進地視察を実施してみたらどうかとか、いろいろな質問をさせてもらいました。実際、先進地視察がされたのかどうか、あるいは視察まではしていないけれども、資料の取り寄せとか何らかの研究はしたのでしょうか、その点についてお伺いします。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

先進地視察については、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、現在のところ実施しておりません。

本町における森林環境譲与税を用途とした森林経営管理制度の推進について、令和3年度以降に町全域の整備方針を示す身延町森林経営管理実施計画を策定したいと考えておりますが、計画策定に向けて、県その他関係機関との協議と併せ、先進地の取り組みや実施事例など情報収集を行っているところです。

今後、新型コロナウイルスの状況を注視する中、必要に応じて先進地視察を実施したいと考えております。

なお、森林経営管理計画の準備とともに、今年度は所有者への意向調査を実施する予定であり、モデル地区を1カ所設定し、先行して事業を行うことにより、意向調査の実施から見えてくる事業執行にかかる手順、諸課題を抽出し、今後の効果的な森林整備につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

私は昔から山の中へ遊びに行くというのは普通のこととしてあったわけですが、春には山菜採りという楽しみがあり、皆さんも近隣の先輩から伝え聞いたわらびの名所というような場所に出掛けた人もあるのではないかと思いますけれども、早川町では今年も山菜採りの人が沢を100メートルも滑落して死亡してしまったり。他町では山中で行方不明になった人が出たとか、そういうニュースが毎年、何件か伝えられてきています。これらは単に不注意によるものだけではないのではないかと、実際に山に入ってみると分かるんですけども、子どものころから山に入っているので、いろんところで道がふさがれていたり、昔から使われていた山道が荒れ果ててしまったり、樹木でふさがれていたり、森林が隣の竹林に侵略されて竹藪になってしまっていたりとか、そういう状況があり、本当に山が荒れているんだということが分かります。そういう中ですから、沢が見えなくて足を踏み外してしまうとか、道を間違えてしまうということになるわけだと思います。

森林の荒廃で森林を管理することが最も必要だと思われる中で、昨年からは森林環境税の徴収

に先立って、森林環境譲与税が交付されるということになりました。

地方創生事業というのがあります、その中で最もこれは評価できるなというのは、地域おこし協力隊という事業だと思いますけれども、この森林管理のために地域おこし協力隊を活用していくことはどうかということで、今回、提案させていただきましたけれども、本町だけでなく、峡南5町でもそれぞれに森林管理のための協力隊を募集していただいて、力を合わせて森林管理に取り組むということがいがかと思います。

峡南森林組合とか県の地域林政アドバイザーの指導、助言を求めて峡南地域全体の森林経営と管理を進めていくことは、森林環境譲与税の有効活用につながるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか、お聞きします。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

森林環境譲与税の用途については、森林整備のほかにも木材利用の促進、人材育成・担い手の確保に充てなければならぬとされております。

林業における担い手不足は大きな課題であり、地域おこし協力隊を林業従事に活用することは解消に向けた有効な方法であると考えられます。

峡南5町での地域おこし協力隊の協働による森林管理については、森林経営管理制度の2年目となる現時点では、各町の整備方針が定まっていない状況であり、今後の推移と各町におけるそれぞれの課題を勘案し効果的であるかどうか検討する必要があると考えます。

本町においては、今後策定する身延町森林経営管理実施計画により事業執行を図りますが、ご提案を参考にさせていただき進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

ぜひ、前進的な方向で考えていっていただきたいと思います。

令和2年度の税制改正大綱において森林環境譲与税額を見直すことになり、特に災害防止のためにも森林整備の推進が喫緊の課題となっているということで、譲与税を前倒しで増額されることになりました。本町でも約2.1倍に増額されて交付されていると思います。

早川町長の辻さんが会長を務める一般社団法人山梨県森林協会では、森林経営管理制度推進のために市町村の支援に取り組んでいるということですが、本町ではこの支援を受けることを考えているのでしょうか、お聞きします。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

森林環境譲与税は、災害防止・国土保全機能強化等の観点から森林整備を一層促進するために増額され、本町においては令和2年度に2,480万2千円の譲与を受ける予定であり、令和3年度以降に身延町森林経営管理実施計画を策定し、できるだけ早期に整備を進めたいと考

えております。

一般社団法人山梨県森林協会は平成27年に設立され、森林環境譲与税にかかる市町村からの様々な要望に対応するため、平成31年に市町村支援部が開設されました。県から職員の派遣を受けるなど、相談窓口の充実を図り、市町村の森林経営管理制度の支援を行っております。

町では令和元年度に森林経営管理制度における森林所有者意向調査準備業務を委託しましたが、制度を熟知しており、相談窓口として大いに活用させていただいているところです。

今後も峡南林務環境事務所の指導とともに山梨県森林協会からサポートを受けながら、円滑な事業推進を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

3月議会では通告に記載していなかったために聞けなかった、富士見山林道と三石山林道をはじめとする町内の林道の自然災害による被害状況と被害額がどのようになっているのか、お聞きします。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

令和元年第3回議会でも同様の質問がありお答えさせていただきましたが、過去3年間、平成29年度から令和元年度までの本町の林道の災害発生状況は、林道三石山線が4件、林道富士見山線が4件、その他林道が2件で、被害額は合計1億356万3,560円です。いずれも、開設当初のモルタル吹付を施した法面の崩落となっており、森林整備の状況が原因ではなく、昨今の異常気象もさることながら、林道開設から30年以上経っており、主たる原因はモルタル吹付の経年劣化であると考えております。

今後もパトロールを強化し、異常箇所を発見した場合は、速やかに補修工事を実施し、未然に災害を防ぎたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

林道開設から30年以上経過をしているということで、このモルタル吹付の経年劣化というのは、これは大体何年くらいで劣化するものなのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

モルタル吹付の経年劣化の一種であります。モルタルと地山の接点がだんだん剥離して、そこに表面からの浸透水が入ってくる、これが主だった原因と考えられております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

一般社団法人山梨県森林協会、先ほども出ましたけれども、この森林協会の機関誌である「林業やまなし」、これは産業課のフロントに飾られておりますけれども、これがなかなか良い冊子で、いつも参考にさせてもらっています。

昨年9月と11月に森林・林業体験ツアーというものが行われて、南部町の伐採現場とキーテック山梨工場を見学したということで、県内外の29名の方が参加されたそうです。今後の移住促進や林業従事者への奨励に役立つのではないかと思います。

また、子どもたちの将来のために森林環境教育マニュアルの作成という事業も行っているようですけれども、本町でも取り入れていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えいたします。

森林・林業体験ツアーへ参加した29名の方々が将来的に林業に興味を持ち、本町に移住するような希望がある場合には、町としましても移住希望者へのきめ細やかな情報提供、移住者へのサポートを行い、移住につなげたいと思っております。

また、議員からのご提案を踏まえ、この事業の主催者であります県の林業振興課とも連携する中で、これらの機会に、当町の移住情報などの発信などを積極的に行っていきたいと思っております。

森林環境教育マニュアルは、県と県教育委員会、山梨県緑化推進機構が、これまでのマニュアル等の趣旨を継承しつつ、学校林にととまらず、森林を活用した取り組みをより広げていくために、教師をはじめとした指導者等が森林を活かした体験活動に取り組む際に参考となるマニュアルとして、小学校などに配布されたものです。

小学校学習指導要領では、5年生の社会科において、「森林はその育成や保護に従事している人々の様々な工夫と努力により国土の保全などの重要な役割を果たしていることを理解すること。」「森林資源の分布や働きなどに着目して、国土の環境を捉え、森林資源が果たす役割を考え表現することを指導すること。」としています。

県と山梨県緑化推進機構は、小学5年生を対象とした社会科副読本として「くらしと森林」を作成し、環境教育の教材として小学校へ毎年配布しています。この副教材は、A4版の厚紙で22ページからなるカラー版で、とても見やすく分かりやすい構成となっています。小学校では、マニュアルも参考にしながら、教科書と副読本を中心に森林の学習に取り組んでいます。

また、学校によっては、緑の少年隊事業による緑化活動、シイタケの植菌、収穫など森林にかかる体験学習を行っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

ぜひ、この取り組みを進めていっていただきたいと思います。

子どもたちを山に連れて行って実際の山を体験してもらうということを考えると自然の里の活用も非常に有効ではないかと考えます。

今後、子どもたちが山に、森林になじめるような、そういうふうな里山を整備して、今後の子どもたちの成長につなげていければよいと思います。

一般質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

以上で芦澤健拓君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は10時15分とします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前10時15分

○議長（柿島良行君）

再開をいたします。

次は通告の5番、上田孝二君の一般質問を行います。

上田孝二君の質問を許します。

登壇してください。

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

それでは通告に従って質問をさせていただきます。

最初の質問事項1から始めさせていただきます。

新型コロナウイルスで避難所の複合災害について伺います。

いつ起こってもおかしくない南海トラフ巨大地震と併せ、今から梅雨の時期を迎えます大雨について、今回ちょっと調べましたら、甲府地方気象台の発表では山梨県は平年6月8日ごろ梅雨入りしているということですが、今年は6月11日ごろから天気が崩れはじめ、雨の日が続きそうです。いよいよ梅雨入りするのではないかと思います。

昨年は梅雨前線の停滞と低気圧の温かく湿った空気が前線に向かって流れ込んで大雨による災害が発生しました。近年、地球温暖化により日本の南、北太平洋西部の海水温度が高く、熱帯低気圧が多く発生し台風となり、太平洋高気圧のまわりをまわって北上し、夏から秋にかけて日本に近づいてくる。停滞する秋雨前線と重なり大雨になるようです。

本町でも昨年9月、台風19号による大雨によって避難勧告が発令されました。今現在、新型コロナウイルスの感染拡大の現状から避難所へ避難した場合、3密の状況になるものと考えられます。山日の新聞でもたびたび、この避難所の3密状態の記事が載りました。

山梨県では、避難所運営マニュアルに感染症対策を追加し、マニュアルの訂正を市町村に提供するとありました。本町の新避難所運営マニュアルについて伺います。答弁を願います。

○議長（柿島良行君）

佐藤交通防災課長。

○交通防災課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

避難勧告につきましては、午後1時、久保、嶺、大山、山家、峰山の5地区。午後2時40分、町内全域に土砂災害警戒情報に基づき発令したところです。

その後、富士川の水位が上昇し、氾濫に対する観測を進める中で、午後3時10分、町長が国土交通省甲府河川国道事務所にリエゾンと申しまして、災害対策現地情報連絡員の派遣を依頼し、河川水位の観測をする中で水位の予測のアドバイスをいただいたところです。

続きまして、新型コロナウイルス感染拡大に伴う避難所の運営マニュアルにつきましてはです。県では、避難所運営マニュアルを改定するのではなく、行動指針を策定し各市町村に配布し、町において避難所運営マニュアルの修正等を必要に応じて行うことになっております。

身延町ではすでに改定等に着手し、雨期前には職員に説明会等を行うよう準備しております。

また、平成27年3月に策定した身延町新型インフルエンザ等行動計画に基づき、去る4月8日に対策本部を設置すると共に感染防止について迅速かつ総合的に推進してきたところです。以上でございます。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

気象庁のデータによりますと、昨年度発生した台風は全部で1月から12月までで29の台風が発生し、6月から11月にかけて15個が日本に接近し、そのうち5つの台風が上陸いたしました。記憶に残るのは7月の台風5号、6号、9月の台風15号、19号であります。

地球温暖化による異常気象と秋雨前線、また梅雨前線の停滞による大雨が本年度もあるのではないかと思います。その大雨による避難所も幾度となく開設しなければならないと思います。

今回の新型コロナウイルスはニュース等で知られたとおり、インフルエンザとは違いワクチンは開発されていません。また、新型コロナウイルスの特効薬もありません。年齢に関係なく人から人へ飛沫感染、濃厚接触による感染が懸念されます。

そこで②の質問ですが、先日配布された洪水・土砂災害ハザードマップ（保存版）によりますと、私の住む三沢大草は樋田地区、道地区、芝草地区と一緒に久那土体育館が指定避難場所になっております。町内全域でも体育館の避難所は数多く、その指定地区の多くの住民が一斉に押し寄せれば過密状態になり、今言われています3密になると思います。この状況を、どのように回避するのか考えを伺います。

○議長（柿島良行君）

佐藤交通防災課長。

○交通防災課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

4月7日付けで国から対応についての通知があり、すでに町民の皆さまに新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、災害が発生する前にご家族や知人、近所の皆さまと事前に話し合っておいていただけるように、「身延町民の皆様に災害発生時のお願い！（コロナ編）」を5月末に配布したところです。

このチラシの主な内容は大雨や集中豪雨、台風シーズンを前にし、災害が発生する前に避難所に避難するのか、一人暮らしや高齢者世帯においては親戚や子どものところに行くのか、自

宅に残り最小限に垂直避難を行うのかを決め、情報共有をしておいてくださいというお願いです。

避難するときの注意事項として、避難する時点で感染の可能性の低い方は、マスクなど自分自身の安全を確保できる、必要最小限のものを持参すること。また発熱など感染の恐れがある方は、事前に親戚の方々と話し合ったとおりの行動を取っていただきたいと思います。

しかし、決まったとおりにいかない場合は、自宅での避難は1階ではなく2階。できるだけ上に避難。垂直避難です。避難所にしか避難できない場合は、コロナウイルスに感染の可能性を申し出て、隔離措置を受けてください。

以上のような内容となっております。

また、避難のご協力をいただく消防団の方々にも同様なお願いをしておりますので、避難所へ避難する方々の人数を少しでも減らせるものと思っております。

とは申しましても、3密防止のため避難所室内テントを設置するとともに、消毒液などを配備するなど感染防止に向けた確に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

今回の定例議会の一般質問通告提出期限が5月19日でした。本年度より、私は大草組の組長、会計組長なんですけど、町から回覧等配布物の書類が送られてきます。一般質問通告書を提出したあとで、5月末に先ほど課長が言われました「身延町民の皆様には災害発生時のお願い！（コロナ編）」ということで、チラシが届きました。直ちに私の担当する組員に1枚ずつ配布したところです。私の集落もやはりお年寄りが多く、良いチラシを配布してくれたらと思っております。やはり町のホームページを閲覧しろといっても見ることはできません。そんなところでよかったと思っております。

それでは③の質問ですが、今、このチラシにも、また町のホームページにも町として避難所の開設等には万全を期し、準備をしているところとありますが、何をどのように準備しているのか伺います。

○議長（柿島良行君）

佐藤交通防災課長。

○交通防災課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

東日本大震災が発生した平成23年3月11日以降、自助・共助・公助が良く使われるようになりました。

行政として町民の生命財産を守るため、備えておかなければならない物などが数多くあり、平成29年度から5カ年計画で、想定避難者数6,410人が7日間、安心・安全に生活ができるよう計画的に配備を進めております。

備蓄品につきましては、非常食、飲料水、簡易トイレ、トイレ処理剤、毛布、エアーマット、レスキューシートなどを備蓄しております。

非常食と飲料水は賞味期限がありますので、計画的に更新購入を行いたいと思います。

なお、ご自分で安全を確保できるものがありましたらご持参いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

④の質問に入ります。

第3回臨時会で災害備蓄品の購入が報告されました。そこで感染症対策の備蓄品についてはどのような物がどのくらい備蓄されているのかと、また今後、感染症対策の備蓄品購入の予定があるのか伺います。

○議長（柿島良行君）

佐藤交通防災課長。

○交通防災課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

臨時議会で備蓄品の報告をさせていただきました購入備品につきましては、財産の取得又は処分範囲を定める条例第3条の規定により、当該財産の取得に当たり議会の議決が必要になったためであり、感染症対策の備蓄品は含まれておりません。しかし新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による、避難所感染予防対策事業で対応する計画です。

購入品目につきましては、避難者の安全を確保、また感染拡大を防止するために、福祉保健課と協議を進め、次の物を購入することといたしました。フェイスシールド9組。不織布マスク1千箱。非接触型体温計43個。使い捨て手袋43箱。防護服258枚。避難所屋内テント60個。備蓄倉庫12カ所。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

それでは⑤の質問に移ります。

避難所に体育館を使用することにおいて、どのような設備を考えているのか。また新型コロナウイルスが心配される体育館の床、トイレ、室内の換気、避難してくる隣人との間仕切り、パーティション、床には寝ないよう段ボールベッド等の備品の購入を考えているか伺います。

○議長（柿島良行君）

佐藤交通防災課長。

○交通防災課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

避難所の開設に伴い、新型コロナウイルス感染症対策のために議員ご指摘の段ボールはございません。

体育館等の比較的広い場所へ国が想定する1人当たりの面積は、避難者1人当たり1.65平方メートルから7.7平方メートルと4.7倍に増えました。このスペースを確保できる段ボールを購入した場合、避難所近くへ保管場所を確保することが難しくなります。また、保管場所が遠くなってしまいます。

さらに、運搬人員や運搬車の確保が必要になるとともに、運搬に要する時間も必要になり現実的ではないと判断し、今までの避難人数の実績と現在身延町から新型コロナウイルス感染者

が発生していないことなどを考慮し、屋内テントを購入することといたしました。

このほか、避難所における手洗いやマスクの着用など継続して各個人で行っていただきたいこと。また、施設の定期的な換気の重要性を改めて職員へ周知していきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

6月7日の山日新聞の朝刊一面で、蕪崎市の蕪崎小学校体育館で行われた新型コロナウイルス感染症防止策を取り入れた避難所運営訓練が掲載されていました。飛沫感染を防ぐためダンボールで仕切られた写真が掲載されているのは、皆さん見たと思います。

本町ではテントを60個購入したということで、これに関して本町でも新型コロナウイルスの感染防止策を取り入れた訓練を早期に実施していただきたいと思っております。ぜひとも検討してください。お願いします。

それでは次の質問に移ります。

災害避難所として未利用公共施設空き校舎を利用できないかということで質問します。

未利用公共施設空き校舎の利用について、災害が発生したらすぐにこの施設が利用できないか。町の考えを伺いたいと思っております。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

未利用公共施設空き校舎につきましては、災害が発生した場合、電気、水道等のライフラインを現在休止しているため、災害が発生した場合には、すぐに利用できないと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

私の住む久那土地区の住民は、多くは久那土体育館より旧久那土小中学校のほうが避難所に使用するほうが良いと考えております。

それでは2の質問に移ります。

現在、電気は通電していないと思っております。久那土小学校は災害備蓄品等、倉庫として利用しているということを聞いています。久那土小中学校の教室は、避難所に最適なんですけど、令和2年度の予算書で旧久那土小学校の管理費として1万円の光熱水費が計上されています。これは電気がすぐに使えるのか。校舎で使えるのかということで、私は質問にするわけなんですけど、もしそうでなければ災害の、避難する時間帯は明るい日中だけとは限らないので、電気はいつでも使える状態にしたらいいかと思います。これは久那土中学校も同じです。旧久那土小中学校未利用公共施設活用検討委員会でも企業誘致、災害拠点施設等に利用したらいいかという意見もありました。本年も4月に私たちが委員に任命されました。

今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止策は国でも企業に対しテレワーク等、在宅勤務の推進を図っています。会社を経営する小規模な事務所はやはり東京都では家賃が高い。そんな

わけて東京都でなくてもいいという考えが芽生えていると思います。

同僚議員の一般質問でもありましたが、本町の企業誘致を推進していく観点から最低線でも電気、水道、通信、必要な設備は完備していないといけないと思います。私の知り合いの電気工事関係者から通電工事には申請手続きから通電するまでに3カ月ぐらいの時間がかかると聞いています。町では、このようなことをどのように考えているか伺います。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

まず、ご質問の旧久那土小学校管理費に計上のあります光熱水費1万円は、屋外灯の電気代であります。

また避難所等の選定基準におきましては、現在利用している公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、想定される災害に対する安全性に応じ、その施設の管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において被災者の安全が確保される指定緊急避難場所および避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとしております。

このような基準の中で、現在ご指摘の旧久那土小中学校校舎は、避難所等に指定されておられません。久那土地区には集会施設や体育館等が避難所に指定されておまして、災害時には開放されております。

したがいまして、未利用公共施設となっている旧久那土小中学校校舎の維持管理については、利用者が決定するまでは、電気、水道等のライフラインの取り扱いは現状どおりとしていく考えであります。

しかしながら、議員のご指摘のとおり電気、水道を利用できるようになるまでには、日数がかかることは、私どもも承知しております。現在、旧久那土小中学校校舎の利活用等につきましては、未利用公共施設活用検討委員会によりまして、利活用について検討をいただいているところでありますので、今後のご提言により施設の維持管理の方向性を委員会の検討をいただく中で方向性を見出していきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

分かりました。前向きに、また町でも検討していただきたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。

工事中敷地道路の脇に粗大ごみが不法に投棄されているという問題です。

県道9号、市川三郷身延線、下部隧道手前、右側の沢、この沢は騨り沢と言いますが、蕨平から峡南高校のある開持集落へ下る山道があります。昭和40年ごろに今の県道9号、甲府市川大門下部線と言うんですか、前はそんなような読み方をしたと思うんですけど、縦貫道路が開通しました。昭和40年にはまだまだ身延線、久那土駅からこの山の上にある横手地区、丸畑地区の集落の人たちは、開持から、この蕨平に抜ける山道を主要道路として歩いて通っていました。

旧下部町時代、この廻り沢に堰堤ダムを造るため、セメント舗装工事をしました。現在、その道は荒れていますが、軽自動車は進入できます。そのために軽自動車が粗大ごみを不法投棄している。そんな人がいます。この蕨平の県道から、その道に入るところにバリケードなどを設置し、車両の進入を阻止ができないか。また本町には人里離れた林道が数多くあり、このような場所に廃棄物監視員の目が届かない場所もあるかと思えます。現状はどうか。また、今後の対策について伺います。

○議長（柿島良行君）

水上環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（水上武正君）

お答えいたします。

上田議員ご指摘のとおり、この進入路につきましては、砂防堰堤工事のため山梨県で工事用道路として施工したものであります。

平成22年度には県、町、地元建設業協会等、地域の皆さまのご尽力により不法投棄の撤去も行われたところでもあります。

該当箇所におきましては、すでに町においてバリケードの設置を行いました。今後、関係機関と協議し、車両進入防止柵等の設置を検討してまいりたいと考えております。

また、町内における同様の案件につきましては、現在確認はされておられません。

今後、町道・林道問わず、町内全域でのごみ不法投棄等につきましては、町民からの通報や峡南地域廃棄物対策連絡協議会での廃棄物監視員による年間を通してのパトロールや過去の不法投棄場所の確認を行うなど、対策強化に努め、関係機関と連携してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

ありがとうございました。これで、以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は11時とします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（柿島良行君）

再開します。

次は通告の6番、川口福三君の一般質問を行います。

川口福三君の質問を許します。

登壇してください。

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略について質問をいたします。

第2期が示されましたが、この創生総合戦略は第1期計画に沿って現在また2期計画が示されたわけですが、1期計画は現町長が副町長の時代に、この総合戦略について中心的になり、まとめ上げ、5年前に望月仁司元町長のもとでスタートいたしました。

それから経過し5年が過ぎるわけですが、現町長が4年前に町長就任当初、この総合戦略について三本の柱を立て、これからのまちづくりについて説明をされました。みのぶ自然の里、それからしだれ桜の里づくり、それからあけぼの大豆の六次産業化と。この中でも、このみのぶ自然の里においては、スタート時点、紆余曲折がありました。なんとかオープニングにこぎつけ、ようやく開所以来、利用者も増える段階になったところで、去年は19号台風により進入路が通行止めというような経過になり、また今年になって新型コロナウイルスにより休館せざるを得ないと。本当に悪条件なサイクルになったわけですが、町でも進入路の拡幅等、利用者の今後を考え、それなりの整備を整えてまいりました。

こうした中、昨年東京の山本芳衣さんという女性を中心に、自然の里をウイークデイに1泊2日の研修に使って、いろいろな研修をされていると。私も1回、参加したんですが、町内からも元教育委員の千頭和教育委員、片田元教育委員、2名が地元から、催しの中で俳句とか、そういった事業もやるということの中で中心的な活動を続けて、現在きております。

非常に、この山本さん自体も体はか細いというか、体は小さいんですが、非常にバイタリティのある女性で、非常に身延町の魅力にとりつかれていると。身延町をなんとかしようというような考えのもとに今まで事業を行ってきたんですが、残念ながら先ほど申しあげましたように休館せざるを得ないということの中で、今、ちょっとお休みをしていると。本人も里を利用しながら、町へとにかく自分の拠点をほしいということの中で、どこか空き家がないかということの中で相談を受けまして、たまたま切石に空き家がありまして、一応そこを借り受けて、今後、活動拠点の少人数の会合等はそこで行うというような話も聞いております。

こうした先々明るい話題もあるんですが、今後、町長として今後の自然の里の展望をどのような考えでおられるのか、まず伺います。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

通告以外ですけれども、お答えさせていただきます。

今、議員がおっしゃったとおり、本来、今年が実質3年目を迎えました。かなり順調にお客さんも増えていましたし、リピーターもありましてよかったんですが、今年は3月から連休も含めて現在までコロナ絡みでお客が取れないという状態です。ただ、観光センターに指定管理をしております本栖湖のキャンプ場、自然の里のキャンプ場、ここは6月1日からオープンいたしました。

今後は宿泊棟のほうをどうするかということで、まだ、ちょっとコロナの関係が読めないのが、現時点ではいつからということは申し上げられませんが、もし再開をするにあたっては、感染の対策をしっかりと取って、PRを県内外にしっかりと、そしてまた挽回をしていければというように思っております。

伊藤議員からも、昨日の質問の中でもわれわれのほうで答えさせてもらったんですが、今年

は自然の里も1年間、指定管理を私の権限で延長させていただきました。そうすると、いろいろな指定管理の期間が統合されますので、全体的な指定管理の在り方を、第三セクターなのか、株式会社なのか、そういうものを起こしながら、総体的に運営ができるような指定管理制度を今年度中に確立をさせたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

今、指定管理の関係で、自然の里、あの地形、それから周りの山林ですね、ああいった自然条件を活用して、とかくよその県あたりでアスレチック的な、親子で楽しめるような施設が設けられているわけですね。ですから、今の自然の里は宿泊研修しながら自然を楽しむということだけなんですけど、やはり親子で体験できる、遊べる施設というものについては、今後活用する上においては必要な施設ではないかと。条件的にああいった地形自体はどこにもない、あそこ特有の地形であり、また周りの地形と山林を活かして活用する方法もあるんだろうと思うんですが、そのへんの今後の施設の整備というか、そういった問題については、今、町長お考えはないですか。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

「大人を子どもに 子どもを大人に」というキャッチフレーズで、あれだけの自然の中で、ほかにも家があるんですが、ポツンと一軒家みたいなイメージで、ドローンなんかで撮ると結構目立ちますし、さっき言われました山本さんですね、大人の林間学校みたいな形で使っていただいて、今後平日も使っていただけるということで、あの方々は本当にいろんなアイデアを持っていますし、都会と自然の里の接点もつくっていただける方ですので、そういう意味ではタイアップをしながら、いろんな行事を取り入れながら人を呼び込みたいと思っています。

そしてあと道につきましても、今、側溝を入れているんですけども、今年と来年で側溝の拡幅も終わりますので、だいぶ、あれだけでも道が広くなったような気もしますし、あとは、これから健康志向もありますので、富士見山の登山とか、周辺のいろんなイベント、例えば自転車で林道を走るとか、そんなようなイベントもこれから取り入れていければいいのかなということは考えています。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

今、町長も前向きな答弁をいただいたんですが、あそこへ、今、旧中富時代から富士見山林道にダイヤモンド富士の撮影箇所が、いわゆるポイントが設けられているんですね。今まで、あそこの事業として、そういった事業は取り入れてきていないと。実際、自然の里の、林道まで上がって荻地区まで行きますとちょうど富士山が見えて、朝のちょうど夜明けすぎには富士川沿いの雲海、その向こうに富士山がある。そして2月3日ごろ、ちょうどダイヤモンド富士が撮影できると。だから時期的にはやっぱり、その時期を見計らって、そういった年間事業の中へ組み入れて高下ばかりが元日のダイヤモンド富士ではなくて、いわゆる自然の里でもこう

いう企画がありますよという宣伝も必要ではないかと。今後につけては、やはりこの利用者をいかに増やすか、年間を通じてどういう行事を設けるかによって集客数もかなり変わってくると思うんです。ですから、このみのぶ自然の里については、今後より期待をしながら支援をしていきたいと、このように考えております。

そんな中、細かい質問になりますが、あの自然の里、囲炉裏の間がありますね。あそこは、ただ、行った人が囲炉裏があつて、自在鉤が下がっていて、やかんがぶら下がっているんだけど、冬場なんか火も入らない。あそこでできればお茶を沸かして、そこでもってお茶を飲みながら団らんであればなというような話も聞くわけですが、せっかくある施設が、ただ飾り物であると。特に都会から来た人たちは、そういった一つの楽しみがあるわけですね。そしてまた、この山本さんたちのグループで宿泊した際に、体育館のほうの広場へ行って夜空を見上げたら、とにかく星のきれいさに感動したと。やはりあそこならではの条件があるわけです。ですから、囲炉裏一つにしてもシーズンにおいては、そういったおきを入れておくなり、薪をたくなり、せっかくある施設を来た人に活用してもらおうような方法というのは、今後考えはありますか。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長、具体的通告がありませんけれども答弁できますか。

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

ただいま川口議員から囲炉裏の間とか、そういった工夫ができないかということですので、また状況を見ながら検討してまいりたいと、そういうように考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

できるだけ、あそこならではの施設は有効に、来た人に活用していただいて、また来たという雰囲気づくりをつくっていただきたいと、このように思います。

それでは第2点目のしだれ桜の里の総合計画について質問をいたします。

里づくりも植栽はもう終了というような状況で4億1千万円を投じて植栽が終わったわけですが、今後についてやはり、あそこは単なるしだれ桜の里として名所化することは結構ですが、観光という点を考えると、そこを拠点にして、いかに来たお客さんがお金を使ってくれるか、お金を落としてくれるかが観光だと思うんですね。今までの行政側の考えですと、大型バスが来たものをどこでおろすか知りませんが、旧早川橋の今の残土置き場へ大型バスの駐車場を置いて、そこからシャトルバスでもって送迎するということだそうですが、身延山の参拝者にしてもそうですね。身延山自体も、地形もやはりああいった起伏の険しい地形ですから、よそのお寺とは違って、大型バスが大駐車場まで行って、そこで下ろして斜行エレベーターへ乗って参拝して、帰りは斜行エレベーターに乗って大型バスへ乗り込む。門前町は大型バスが素通りすると。やはり来た人がいかにそこを見物しながらお土産を買ったり、見聞を広げながら帰るか、それが観光だと思うんですよ。ですから、この里づくりにしても、この大型バスで来た人をどこで下ろすのか。置く場所は、早川橋の残土置き場の駐車場にしたとしても、今度、今

言う、あそこで下ろして、あそこからシャトルバスで送迎するのか、そのへんのスケジュール
というか、今後の計画はどのようになっていますか。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

クラフトパークを対象とした、しだれ桜の里管理運営計画につきましては、株式会社エイト
日本技術開発と業務委託契約を交わし、現在、策定業務を進めております。

平成28年度からしだれ桜の里づくり事業に着手し、クラフトパーク内に約5,300本の
しだれ桜を植栽をいたしました。

この4年間で、植栽および園路整備はある程度、進捗したものと考えますが、しだれ桜の里
を本町の観光拠点とする存在効果や利用効果を引き出すため、また、観光客の移動円滑化を踏
まえた利便性の向上や維持管理等の課題に向けた管理運営計画を策定する内容となっております。

ご質問の駐車場からの送迎計画につきましては、この計画の中に取り入れて検討してまいり
たいと考えております。

また、送迎等につきましては、走行経路や安全性を鑑みることから、クラフトパークの指定
管理者であります株式会社かいすと十分協議を行う必要があると考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

今、答弁の中で管理運営計画を策定するという答弁をいただきましたが、この管理運営計画
はどのような人選の中で計画を立てるのか。いわゆる行政側だけ、またクラフトパークの職員
等も入って計画を立てるのか、そのへんはどんな予定になっていますか。

○議長（柿島良行君）

関連質問で答弁できますか。通告にありませんけども。もし十分でなかったら答弁は保留し
てください。

今の具体的質問につきまして通告に出ておりませんので、答弁を保留するという事です。

○12番議員（川口福三君）

答弁をもらったから、その答弁について質問しているんですよ。

○議長（柿島良行君）

通告の内容は大型バス駐車場からの送迎計画の詳細説明です。

○12番議員（川口福三君）

いや、それについて管理運営計画を策定するという答弁をいただいたから、その管理運営計
画はどういう人選で立てるのか、それを聞いているんです。これは関連していますよ。

○議長（柿島良行君）

関連質問は・・・。

○12番議員（川口福三君）

関連している。だから、しだれ桜の里の総合計画だから。これは当然、この中へ入って当た

り前ではないですか。そこまで詳細に再質問のあれを提示するなんていう一般質問は聞いたことないですよ。

一般質問は質問して答弁をいただいて、その答弁においてまた質問するんだから。

○議長（柿島良行君）

答弁者が準備してありませんので、答弁は保留します。

○12番議員（川口福三君）

それなら分かりますよ。議長がそれを止める権限はないんですよ。

○議長（柿島良行君）

今、答弁者に、通告にありませんので議長が確認したところです。

○12番議員（川口福三君）

だから、それを聞いているんですよ。だから、その計画、手元にありませんという、いわゆる答弁をいただければ、それで終わるんですよ。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長、保留の答弁をお願いします。

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

ご質問をいただきましたが、答弁を考えておりませんので、お答えはできません。よろしくお願いたします。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

それでは次に移ります。

里への自家用車の乗り入れと駐車場の建設により地元業者との広場、いわゆる出店広場みたいな計画があるか、伺います。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

県ならびにクラフトパークの指定管理者である「株式会社かいすた」に確認をしたところ、自家用車の駐車場を建設することは考えていないとのことです。

現在、国土交通省で中部横断自動車道建設に伴う残土処理場として整備している早川右岸を町で使用できるよう国に要望していますので、そちらへ駐車し、シャトルバスの送迎を考えております。

地元業者の出店場所、方法につきましては、県ならびに指定管理者である「株式会社かいすた」と実現できるよう協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

結局、今の答弁ですとクラフトパークの株式会社かいすがが中心になって、しだれ桜の里をするような形ということになりますか。結局、町であれだけの投資をして、今度はかいすがによって、いわゆる町独自の計画を立てられないというような、今、答弁内容ですが、やはりあそこに自然観察の森とサバイバルの森、この2つがあるわけですね。その入り口のところにクラフトパークがあると。それは一体的に考えればそうかもしれませんが、この2つのしだれ桜の施設は町で手掛けて造ったと。今後やはり運営は町が中心になって、この自家用車の駐車場にしても、これから質問する迂回路問題にしても、せつかくあれだけの投資をかけて名所づくりをするからには、やがて20年後30年後、いわゆる町内業者、また下山地区の人たちが潤えるような形づくりをすることが必要ではないかと。ただ、これでは名所になるだけで、いわゆるそうした利便性もないし、土産品を買うではクラフトパークの中の売店で買ってくださいというような形。大法師山ではないけども、駐車場があれば桜のシーズンはたとえ500円でも1千円でも駐車料が取れると。これは地域になんとか、活性化するというのはそこにあるのではないかなと思うわけです。

だから今の答弁ですと、シャトルバスで送ってすると。だからこれは、今ここでもって即、答弁いただかなくても、今後の長期計画、5年10年後を見据えた中で、いわゆる迂回路道路問題にしても駐車場問題にしても、なんとか進めるような方向をしていくことが、このしだれ桜の里の活用、活性化、下山地区の活性化、町内業者のいわゆる露店商でもなんでも潤えるような形づくりをするのが行政としてやる仕事ではないかと思うんです。それは無理を承知かもしれませんが、やはりこうしたことを前向きに考えながら、この里づくりはする必要があると思うわけです。

次の、送迎は分かりましたから、里から下山への迂回路計画。あそこも今現在、自家用車でなんとか上がれる道はあるんですが、あの道は林道か農道かという名目でなんとか拡張して下山地区へ迂回するような、シーズンにおいては、いわゆる一方通行をするような方向性、これも必要ではないかと思いますが、そのへんは答弁をいただけますか。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

交通渋滞の解消による迂回路建設につきましては、地形や用地取得、物件補償など解決しなければならぬ課題も多々あり、現在は計画にはありませんが、今後の実現性について調査・研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

たしかに地形も大変な地形で、あそこへ自家用車道路を造るのも大変かもしれませんが。しかし、その大変かもしれないことを実現するのが行政であり、政治の力だと思っておりますよ。そしてやがては立派なしだれ桜の里づくりになって多くの観光客が訪れて地元が潤えるような形。だから私、この前の一般質問でちょっと話をしたんですが、吉野の千本桜、あの千本桜は下千

本、中千本、奥千本とあるんですよ。中千本まで大型バスで行って、そこで下ろして、今言うようにシャトルバスで奥千本まで上がって、奥千本から中千本まで下りてきたら、バスへ乗れると思って下ってきたらバスはないわけです。そこから横道へ30分以上歩いて大型バスの駐車場がある。その横道の、いわゆる30分以上歩く横道には露天商あり、土産品屋があり、旅館があり、昔からの名所ですからね。そうした地形なんです。ですからやっぱり、その名所というからには、やがて、その地域が潤えるような形。だから、鰻沢の大法師の桜、あの桜も、柳沢勇町長が「川口、土建屋でもって町長になったけど、やることないから、見たらいい山がある。あそこへ桜でも植えるか」といって始めたのが今、有名になった桜です。

今、鰻沢もバイパスが出ているから満開のときは桜が見えますが、旧鰻沢の本通りを自家用車で、あの大法師に気が付いて、良い桜だなんて気が付いた人はいないと思うんですよ。ただ、やっぱり日本の桜百選になったから余計に名所にもなったと。ですから今言うように、ここも名所づくりをするには、そうした先々の計画を持った中でやっていかないと、ただ植栽して管理して終わりになっては、これは町の活性化にはつながらないと思うんです。だから、そのへんを踏まえて、なんとか今後、計画してほしいと思います。

桜のほうの最後の質問になりますが、この創生戦略の計画の中にも町内全域へ計画的にしたら桜を植栽し、町のイメージアップを図り、観光に結び付けるというような目標もあります。

こうした中、今の52号ですね、今、横断道が一部開通しているから52号の通行量も少なくなりましたが、旧中富中、あそこは学校を造る前は城山の関所というのがあったんですよ。ですから旧静川地区なんかでテニスのグループは白山クラブというクラブをつくって、ずっと続けてきたんですが、あそこには今言う城山城の跡があったんです。中学校を造るときに。あそこは上から来ても下から行っても、ちょうど出っ張った尾根というか、あれになっているから、もう非常に目が付きやすい。だからああいうところへ、町内全域、52号ばかりではなくて、300号もそうですが、目が付くところへ、やはりこのしだれ桜を植栽したらと。だから、ここにもありますように、中富中跡と、それから勤労センターの富士川側ですね。あのへんへ桜を植栽すれば、八日市場でもちょうど中富インターの、下りてくれば真正面のところへ日蓮大聖人像をつくって、あそこへしだれ桜を植栽してありますが、ああいうポイントへ桜を植えて町内全域をしだれ桜の里にしたらどうかと考えるんですが、今後の予定としてどのような考えか伺います。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

現在、しだれ桜の植栽については、クラフトパークを中心に事業を展開しております。

ご提案の箇所につきましては、用地や管理の課題等調査する必要がありますので、現在、町内全域に進めております、しだれ桜の里づくり事業の中で植栽の可否について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

今、答弁をいただいたんですが、その中富中の周りの山、そこは個人的に所有者と話をしましたら、これは良い計画だ、ぜひやってくれというような返事もいただいていますから、もし町で植栽できるであれば進めてもらいたいと、このように思います。

それでは、次のあけぼの大豆の六次産業化について伺います。

まず1点目はあけぼの大豆の5年後、30トン計画についてということで示されておりますが、この計画についてはどのような計画のもとにされるのか伺います。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、地場産業の活性化とPRの強化を推進するため、大豆出荷等奨励金の交付数量、それから産地フェアの収穫体験者数から算出したあけぼの大豆の生産量をKPIとし、基準値となる平成30年度の実績約20トンに対し、令和6年度までに30トン以上にするというものです。

令和元年度の実績は、豊作だったこともあり、前年度から8トン増加の28トンの生産量がありました。目標値については、天候等に左右されることのない安定した生産量として30トンと設定しましたが、今後も耕作面積の拡大を図り、目標値の30トンにとらわれることなく生産量の増加を目指したいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

今、20トンちょっとの数量、それは耕作面積自体は今、あけぼの大豆だけで何ヘクタールくらい、今、耕作しているのか。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

現在、28ヘクタールほどでございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

今、町の耕地面積が398ヘクタール、このうち田んぼが201ヘクタール、畑が197ヘクタールという数字が出ておりますが、農業従事者が、これはあくまでも統計数字ですが、113人。世帯数は5、211戸で農家が899戸。こういった構成のもとにいわゆる大豆、今現在、経営して販売しているのは、面積的には、数量的に11ヘクタールくらいしかないんですよ、実質的には、だからこれを38ヘクタールまで増やして、増産するというような先々の計画。その中で、耕地の面積で令和元年、大豆が28ヘクタール、これが総面積の14.2%くらいしか占めていないわけです。だからこの作付を増産するには、もちろん耕作地を削減し

て耕作面積を増やしていかないと、ここに結び付けるには大変だと思うんですが、今後、この耕地面積については、どのような考えで進めようとしているのか。

○議長（柿島良行君）

川口議員、今の耕地面積の質問は通告の3の作付面積33ヘクタール計画構想でよろしいですか。

○12番議員（川口福三君）

そうです。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

農業振興による新たな地域産業と雇用の創出に向けて、種子配布量などから推計するあけぼの大豆の耕作面積を、平成30年度28ヘクタールを基準値として令和6年度までに33ヘクタール以上にするというものです。

今後、中山間地域総合整備事業による圃場整備が検討されている地区もあり、遊休農地の解消が見込まれることと、新規生産者、営農拡大を求める生産者に対し、利用権設定、中間管理機構等の活用を働きかけることで耕作面積の拡大を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

今、課長から答弁をいただいたんですが、結局、答弁内容の耕地面積へ大豆を作っても、問題は鳥獣害対策ですよ。中山間をやったところは、もう補助金も町では出してくれないと。ですから、このへんを、この一般質問へ六次産業化については、当然、含まれると思うんですが、その地域自体を行政でどう見ているか。実際、うちの部落もそうなんです。私も家の裏へ畑を作って、そこは電柵してありますが、隣のよその家は電柵がないから収穫間際にサルにやられた。この数量を上げるには、そうした鳥獣害予防策を行政でもう少し考えてやらないといけないと思います。私もだから、よその畑や田んぼを借りていたんですが、たまたま西嶋に空いた田んぼがありましたから、今年からそこへまた大豆を作るんですが、そこはサルもイノシシも、今のところシカも来ない場所。西嶋も中山間をやって電柵がしてありますが、うちあたりの部落と違って、かなり地域の人が、中山間をやった施設の周りを整備しているわけですね。草刈りをしたり、木を切ったり、竹を切ったり。ですからかなり西嶋は効果が出ていると。だけどよその地域においては高齢化した中で、手が行き届かないと。せっかく中山間のああいふ防除策をしたけども、効果が出ていないと。だからそのものをなんとか増産に結び付けるような保護対策を、やはり行政として今後検討する必要があると思います。これは、あえてこれ以上は突っ込みませんが、ぜひお願いしたいと思います。

次に耕作放棄地の再生利用について伺います。

町でも非常にこのしだれ桜の里をはじめ、観光に町長も意欲的に取り組んできております。そうした中、県道筋の帯金、大島地区、いわゆる本当に平坦な地域が放棄地になっている。見た目もあんまり芳しくないし、やはり土地利用の上においてももったいないと思うわけです。

ですから、そうしたところを行政として、また農業委員会として、今回、農業委員も改選されるわけですが、検討したり、会議の中でそうした話し合いはされているのかどうかについて伺います。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

帯金、大島地区には比較的広大な農地がありますが、農業従事者の高齢化、鳥獣被害等により年々耕作放棄地が増加しております。土地所有者が耕作できない農地については、中間管理機構、利用権設定などにより耕作希望者とのマッチングを図りますが、安定した生産活動のため有害鳥獣対策や圃場整備等耕作条件の改善が必要であります。この事業化にあたっては、前提として地権者、地元の強い意向と、あらかじめ担い手の確保が不可欠となります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

今の答弁の中で、私が聞いているのは過去に農業委員会等で、この放棄地について話題になったかどうか、話し合いをされているかどうか。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

農業委員会の中でそういった取り組みがあったかどうかというご質問でよろしいでしょうか。農業委員会の任務としまして、毎年、荒廃農地の利用状況調査を行っておりまして、耕作放棄地の面積のうち、再生可能農地なのか、不可能なのか、といった調査をしておりますけども、それぞれ農業委員はそれぞれの地域からあがってきていますので、それぞれの地域の情報共有はいたしますけども、そこについての検討まではしておりません。

以上です。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

せっかくある組織ですから、やはり現状を見て、現地へ行って、みんなの知恵を絞り出して、なんとか再生するような方向に行政が音頭をとって進めてもらいたいと思います。

一番最後のあけぼの大豆の販売価格について伺います。

今、大豆も商標登録され、地域、世間でも非常に評判は良いわけですね。種にしても800円の種が今年は1キロ2,500円。種が高騰したことは非常に生産者にとっても痛手ですが、今度、秋に収穫される大豆が去年並みだと。お聞きしますと、JAが価格を決めるという話も聞きます。しかし、せっかく商標登録し、種は役場で800円が2,500円になったけども、出荷する大豆がやはり生産者がある程度、組合があるんですから、組合がしっかりした中で、ある程度、協定価格といいますか、標準価格を決定することも必要ではないかなと。これはそ

うしたせっかくある種子組合、それから生産者組合、組合は別になるかもしれませんが、そうした組合組織を使って、JAの言いなりでもって生産者が汗をかくということではなくて、もう少し生産者が潤えるような形づくりを行政が進めることが必要ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

大豆の流通については、JAほか加工業者、小売店などと生産者による直接取引で行われており、販売価格は生産者と買い手による需給バランスにより設定されております。

町は取引に関わることはできませんが、あけぼの大豆振興協議会と協力して、あけぼの大豆の品質の保持、他の大豆との優位性を広くPRすることで、ブランド化による市場価値の向上を図り、生産者の所得向上につなげたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

この中にブランド化による市場価格の向上、これがやはり一番問題だと思うんですよ。商標登録し、世間でも本当に人気の出てきた大豆を、できれば、この価格設定を生産者が喜ばれるような価格に、ぜひともやっていただきたいことをお願いして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

川口福三君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は1時とします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（柿島良行君）

再開します。

次に通告の7番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は今回2点、1点目、新型コロナウイルス対策についてということで、いくつか質問をしたいと思います。

新型コロナウイルス感染が拡大をし、いつ終息するのか先が見えない不安な日々が続いています。そんな困難な状況の中、望月町長を先頭に日夜を分かたず全職員が対処していることにまず敬意を表します。そして、町民は今、本当に暮らしのこと、そして子どもたちのことなど

日々悩みながら生活をしているのが現状だと思います。

1つ目は、町民から様々な生活上の困りごとや、国が次々と打ち出す制度の活用につなげる相談や手続きに対応するために、専門の体制を確立し、相談専用ダイヤルを設置すべきと考えますが町の対応はどうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

これまでに、新型コロナウイルス関連に伴う生活上の困りごとなど、特に町民の方からの切実な声は伺っておりませんが、福祉保健課には、感染に関する相談ごとなどは寄せられており、その都度対応してまいりました。

生活上の困りごとについては、現在、自立相談支援事業の事務を行う町社会福祉協議会を通じて、県の社会福祉協議会から借り入れる低所得世帯に対しての貸付の制度があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯は、相談の後、申請して借り入れるというものですが、4月中頃から下旬にかけて申請が多くあり、現在までにはすべての方が借り入れ済になっていると聞いています。

国・県あるいは町もこれまでに、新型コロナウイルス感染症で影響を受けます事業者、個人に対しまして様々な施策を講じ、支援してきており、国・県はそれらへの個別の専用ダイヤルなどを設置し対応しています。町でも、身延町新型コロナウイルス感染症対策本部の事務局である福祉保健課が相談窓口となり、広報などを通じ電話番号の周知を図ります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

住民の皆さんは本当に困っているけれども、町に相談は、感染症の対策で少しはあったけれども、こういうところで困っているとか、そういうことの相談がないと。10万円はもらったけれども、そのほか町が何をしようとしているのかということが見えていないのかな、知らないのかなということで、相談がないのかなと思っています。

答弁の中で町の社協、10万円の貸付は今までやっていたんだけど、県社協で今度は20万円ですか、1年据え置きでということで県社協がそういうことで新しく打ち出してきて、ここに本当に困っている方たち、日々の生活に困っている方たちが貸し付けを受けるというのは、大体どのくらいあるのか、数的には把握をされていますか。

○議長（柿島良行君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

5月末の時点ではありますが、緊急小口、今、議員が申されました20万円の貸付のほうですが、10数件ということをお伺しております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

10数件ということで、ここに県社協のほうにたどり着いたということだとは思いますが、私、心配なのは、借りたはいいけど、これは給付ではなくて返さなくてはいけない。返済をしなければいけないということで返していくことが本当にできるのかなというのが、ちょっと心配なんです。本当はこういう貸付ではなくて、こういう困っている人たちに町民の皆さん、何か困っているときに相談したら給付なりができる制度が本当はあると私は助かるのではないかなと。10万円の制度もあるけれども、その前にこれは困っている、5月末ということで困っている人たちがいたということで、本当はそういう給付の制度が、貸付ではなくて、あるといいのではないかなと思うんですけど、そういうことに対して、町として本当に困っている人たちをどういうふうに救うのかということで、何か手立ては考えていますでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えします。

今、議員が申されましたように本当に生活が困難な人がかなりいるかと思うんですが、町としましても国、県、交付金はあるわけなんです、そちらを有効活用しながら生活に困っている方々につきまして、今後そういう制度の確立をしていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

ぜひ本当に、この時期、命を守る、生活を守るというのはやっぱり基礎的自治体、町のすることの仕事のひとつだと思いますので、本当にこれからもきっと困る人たちは続くと思うので、ぜひそれは検討していただきたい。

そしてこの専用ダイヤルというのは、お役所仕事って縦割りだから、困って電話しても、あっちへ回されたり、こっちへ電話へしてくださいということがあって、電話一本すれば心配事がいろんな解決ができるということで、これを設置してほしいということで質問をしたんですけど、福祉保健課で相談窓口となって、その電話番号もちゃんと住民に周知をする中で相談業務に当たってくれるという答弁なので、ぜひそこはお願いをして、1つ目の質問は終わりたいと思います。

2つ目の質問なんですけども、特別定額給付金の申請手続きを迅速にするための町独自の支援策はということで伺いたいと思います。

○議長（柿島良行君）

熊谷企画政策課長。

○企画政策課長（熊谷司君）

お答えいたします。

特別定額給付金事業を実施していく上での最初の確認事項としては、1つ目としまして、少しでも早く給付されるように対応すること、2つ目としましては、漏れる人がないように対

象者全員に給付されるように対応することでありました。

この考えを基本としつつ、各課からの応援職員、会計年度任用職員を含む19人が少しでも早く町民の方に10万円が届くように、知恵を絞り取り組んできました。

5月13日の臨時議会で補正予算が議決させていただいてから、5月14日には約5,300世帯に対して申請書の案内の発送、5月15日には73世帯、2,020万円の最初の給付が行われております。

これらの対応に関しましては、当町が考え得る限りの迅速な対応であったと考えております。

また、今回の申請については、感染予防拡大防止の観点から、オンライン申請および郵送申請での対応のみや原則窓口対応はしないという自治体が多い中、当町では本庁・支所2カ所・出張所2カ所の計5カ所で窓口対応を実施し、受付のみならず申請書の作成支援業務も実施しています。

特に最初の一週間は、土曜日・日曜日・夜間も対応するなど、申請をしやすい状況づくりに努め支援を実施しました。

なお、6月9日、本日の正午時点での申請件数は5,103件で、対象となる5,344世帯の95.5%、支給額は6月15日までに支払われる予定額も含めると10億8,720万円となり、予算額11億2,740万円に対して96.4%になっています。

今回の給付金の目的は、全世帯に対しての迅速な家計への支援です。そのため、少しでも早くお手元へ10万円が届くことを優先し、取り組んできました。しかし、ある一定の時期を過ぎても、6月中旬あたりを考えていますが、申請されない方に対しましては、職員による声掛けや文書で申請を促す予定です。

その文書には、「申請は8月18日までです。」とか、「お忘れではありませんか。」という内容にとどまらず、「自力での申請が困難な方はご相談ください。」といった内容にもする予定です。

それでも申請をされてこない方につきましては、各課と連携し情報を得る中で、電話や訪問での対応も考えるなど様々な方法で確認作業をしながら、すべての町民の皆さまにこの給付金を受け取っていただき、できれば町内で消費し地域を元気にしていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

今回の給付金の目的、答弁にもありましたけども、全世帯に対して迅速な家計への支援とありましたが、今回の支援はとても早く、他の町村がまだ来ていないよというときにもう来て、早くに振り込んでもらったと。身延町早いねという声を多くの方からいただいて、本当に助かったという声を聞いています。やっぱり職員の方たち、一生懸命、きっと土日も出たり、頑張ってくれた成果だと思いますので、それは本当に感謝をしたいと思います。

それと今朝の新聞で全国的にはまだ21%だというのがあって、95.5%ですか、すごい、やっぱり早いなというふうに、これで皆さん助かっているのではないかなとは思っています。

ただ、私がこの質問をしたのは、町独自の施策ということで、一人暮らしのお年寄りが多くて、やっぱり分からない人たちもいるし、それから役場や郵便局まで遠いという人たちがいる中で、町独自でどうしたらこういう人たちを早くもらえるようにしていただけるのかなという

ことで町独自のということを付けたんですね。この前、山日にも早川町でコピー機を役場に用意してみたいなことで、身延町もそれをやってくれたんですけども、できればもうちょっと、今回はこれですごく早くて、これはいろいろ、いらないというところにレ点を付けたり、そういう余計なことを抜かしてしまったりすると遅くなってしまうという部分があるので、これはこれでいいとは思いますが、次回にはやっぱり山の中の、コンビニも遠い、郵便局も遠いという人たちにどういう、もうちょっと手当ができるのかということも考える中で、難しいですけど迅速に対応できる、次回があるかどうか分からないですけども、10万円ではちょっとこれから先どうなのかなということもありますけれども、今後の課題としてそういうふうな対応も考えていくということをお願いしたいと思います。

やはり、この町の特徴で高齢者の一人暮らしが多い、山の中のお年寄りが多いということを見ると、そして今、コロナで子どもたちもなかなか来れないということで大変だったと思うんですけども、でもこれだけの人たちが、あとちょっと残っていますけど、これはきっと皆さんが頑張っ、最後の一人まで頑張っていただけだと思いますので、これは重ねてお願いをしたいと思います。

それから3番目、子どもの健診とか予防接種が受けられていないというような話を新聞報道やテレビなんかで、病気の受診抑制も続いているということも聞いて、それも心配はするんですけど、ただ、子どもの健診とか予防接種、これは本当に大事なもののなので、これが本町はどうなのかなということでもちょっと心配だったので聞いてみましたけど、現状はどうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

大村子育て支援課長。

○子育て支援課長（大村隆君）

お答えいたします。

まず、子どもの健診についてでございますが、私どもの町では3月24日に実施予定でありました乳児健診、こちらをいったん4月21日に延期の措置を取りました。しかしながら、4月7日の非常事態宣言を受けまして、4月21日実施予定の乳児健診は中止という措置を取らせていただきました。

対象者数につきましては、3月24日分が21名、4月21日実施分が9名の計30名についてでございます。

また、5月12日に実施予定でありました乳児健診、ならびに1歳6カ月健診につきましては、6月2日に、答弁書では実施予定と書いてございますが、もうすでに実施をいたしました。

対象者につきましては、乳児健診が9名、1歳6カ月が7名の16名でございます。

次に予防接種につきましては、昨年の同時期との接種者数で比較いたしました。昨年の1月、2月、3月、4月と今年の令和2年の1月から4月までの総数を比較いたしますと、平成31年分につきましては、その間で273人。令和2年は258人が接種を行いました。

この期間の接種を受けられた人数を比較しますと、平成31年度に対しまして15人、率にしてマイナス5.5%の減となっておりますが、この数字を見る限りでは、予防接種につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響はほとんどなかったのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

予防接種も乳児健診、1歳6カ月健診も問題はなかったという判断でよろしいですか。確認です。

○議長（柿島良行君）

大村子育て支援課長。

○子育て支援課長（大村隆君）

お答えいたします。

予防接種のほうは先ほど申しあげましたように、それほど影響はなかったのかなと思います。

それから乳児健診につきましては、3月と4月の部分は中止というような判断をさせていただきましたので、まったく影響がなかったとは言えないとは思いますが、お子さんの健診の場合は、なか2カ月で次の月齢の健診に移ってしまうということがございますので、次の健診にまわっていただくような対応を取らせていただくとともに、中止のお知らせを案内している中で、子育て支援課への電話、あるいは来所しての相談ですとか、それから乳児一般健診受診票によって医療機関で、1歳になるまでは無料で2回健診が受けられるというようなご案内を差し上げる中で対応をさせていただきましたので、それほど大きな影響はなかったのかと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

乳児健診とか、1歳6カ月と決まっているときにできないというのは、母子手帳にも1歳6カ月のときにどうのこうのとあるけども、それができないというのはちょっとかわいそうなことだったなとは思いますが、中止では仕方がないということで、医療費も補助があったりするんで、ぜひそのときには、書けないけれども、ちゃんと遂行してくれているということで了解しました。

次、4点目ですけれども、小学校の休校が長期化する中で、学習機会の確保に加え、子どもたちの生活や心のケアはどう取り組まれているのかということ、今、学校が始まっていますけれども、この問題は本当に難しい問題で大切な問題だと思いますので、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（柿島良行君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えします。

休業中の学びの保障ということでは、担任が定期的に家庭訪問し、予習復習プリントを配布回収して対応してきました。回収したプリントは、すべて内容を確認した上で児童生徒に返却し、学力の定着へと繋がるよう取り組んできました。学校からは、分からないことがあれば、電話で問い合わせするよう指導してきました。

また、望月悟良議員の答弁と重なりますが、県教育委員会は、5月15日に市町村教育長等を集め、新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営の在り方に関する連絡会議を開催し、学校再開後に削減する教科の時数など具体的に説明がされたところです。そこで、小中学校と

も夏季休業日等を縮減するなどすれば、本年度の授業日数は確保できる見通しです。

本町では、小中学校とも7月31日まで授業を継続することとし、小学校の夏季休業日は当初計画より11日間縮減し、8月1日から23日まで、中学校の夏季休業日は当初計画より13日縮減し、8月1日から19日までとして授業日数を確保していきます。また、県民の日などを授業に充てることも検討しています。

児童生徒の生活や心のケアに関しては、学級担任が電話連絡で保護者との関係を密にし、保護者から児童生徒の学習や生活の様子など状況把握に努め、場合によっては児童生徒と直接会話するなどして、きめ細やかな対応をしてきました。また、必要があれば、定期的な家庭訪問とは別に、個別訪問を実施し対応してきました。

学校再開後は、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察等から、児童生徒等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ、偏見、ストレス等、心の健康問題に適切に取り組んでいきます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

昨日の同僚議員の一般質問の中で、学習のことについては答弁がありましたので、学習の遅れを取り戻すことも大事とは思いますが、しかし、私、今、本当に長期化する休校の中で生活リズムが乱れてしまったり、体調の変化があったり、それから学習意欲の低下など子どもたちは本当に大変な、今までかつてないような不安やストレスの中で生活をしていると思うんですね。そういう学習の遅れを取り戻すことも大切だけれども、その心理的な安定ということをやっぱりきちんと見ていかないといけないのかなと思っています。

コロナ禍による家庭の困窮というのは、子どもたちにも様々な影響を与えて家庭内のストレスの高まりというのは、児童虐待の増加なども全国的にはもたらしているという、DVなんかもありますけれども、虐待なんかも増加をしているというような中で、子どもたちの不安とどう向き合うのかということで、やっぱり子どもたちの本音をきちっと受け止める中で、抱えた不安やストレスを共感しながら心身のケアを進めていくということは、手間も時間もかかることだと思うんですね。学校の先生たち、これまでもすごく大変な思いをしていたとは思いますが、やっぱりこれまで以上に、今度、ストレスを抱えている子どもたちが来て、一人ひとりにやっぱり寄り添っていくということは、先生たち、私、前に先生たちがずいぶん大変な状況だということで、一般質問もしたんですけども、余計大変な思いを押し付けるようなことになったら困るなどは思うんですけども、そのところは先生にはできないようなことを町としてやっぱり援助をするようなことをしていかないと、先生も限度がありますので、学習面、生活面、子どもたちの心の面とか、そういう面で先生たちが大変な思いをすることになったら困ると思いますので、町でそういう面で先生たちを支えられるようなことがあったら、ぜひそれはしていただきたいと。全国的には教師を増やしたりとか、そういうようなスクールカウンセラーを増やしたりとか、そういうような要望もありますけど、本町ではそういうような子どもたちのストレスに寄り添うような意味でも、なんか先生たちにお手伝いできるようなことって何かあるんでしょうか。町にこういうことをしてほしいとかというようなことはないん

でしょうか。学校現場でどうなんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えします。

答えになるかどうかあれなんですけども、6月議会前にフードバンク山梨と協定を結びまして、貧困家庭に食料支援をとということで協定を締結いたしましたので、今度、夏休みには2回、冬休みには1回というような形で、希望者にですけども食料支援もできます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

給食がなくなると子どもたちが痩せてしまうというような状況の中で、子どもの貧困というのが大きな話題になっている中で、フードバンクの方たち、一生懸命頑張ってくれていて、やっぱり給食がない中で、子どもたちの食をどう確保するのかというのは、やっぱり気にはなっていたんですけども、子ども食堂もないし、このへんは。そういう意味では、そういう締結をしていただいたというのは心強い限りだと思いますけど、さっき言った教師の方たち、なんかいろんな面で、勉強しているだけではなくて、掃除とかいろんな面で大変な思いをしているのではないかなと思いますけど、ではそういうのは別に町では、本町の教育現場においては大丈夫だということでは理解してよろしいですか。

○議長（柿島良行君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えします。

そのとおりです。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

本町では、子育て支援と教育の推進に力を入れているということで、各学校に対しても年度当初から町単の配置とか、手厚く職員を配置しておりますので、そういう意味では今回多忙にはなるかもしれませんが、対応をしていただけるものと考えております。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

それでは安心しましたけれども、ただ、ちょっと1つ、保護者の方から心配な声があって、感染防止の3つの基本ということで、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いということで、身体的距離の確保の中で、スクールバスで子どもたち通っているけど大丈夫なのかという、ちょっと心配な声を、それなりにちゃんと対応はしてくれているとは思いますが、やっぱり保護者の方が安心できるような、対応をこういうふうにしていますよということがあったらお願いできればと思いますけど。

○議長（柿島良行君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えします。

スクールバス業者をお願いしていることは、まず乗る前に手指消毒をしていただくことと、今度乗車してからは換気、窓を開けて換気をしていただくことはお願いしております。

また児童生徒については、乗車については当然マスクをしていますし、運転手の方もマスクをして、運転手と児童生徒の間にはビニールシートで区切りをつけるような対応をして感染予防に取り組んでおります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。ただ、バスと一緒に腰かけて、ずらっといるわけだから、ちょっと保護者の方たち、心配は当然かなと思いますけど、乗るときの対応とか、そういうことはちゃんとしていくということでお伝えをしておきたいと思います。

それで5番目、児童扶養手当について町独自の支援策はということでお伺いいたします。

○議長（柿島良行君）

大村子育て支援課長。

○子育て支援課長（大村隆君）

お答えいたします。

本町では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、生活に影響を受けている子育て世帯を支援するため、児童扶養手当受給者を含む子育て世帯に、子育て世帯臨時特例給付金、これは国の制度でございますが、それに本町単独の支援措置といたしまして児童1人当たり1万3千円を上乗せして支給することといたしております。

また、従来から本町独自の子育て支援策として保育料や小中学校における給食費の無償化、18歳までの医療費、入院時食事療養費の無料化など、保育園から中学校卒業まで、ほとんどの無償化を実施しており、子育て支援はかなり高いレベルで実施していると考えております。

さてそこで、ご質問の児童扶養手当受給者に対する町独自の支援策についてでございますが、町民全員が定額給付金の支給対象となっていることや、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付の状況を勘案しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

これは先ほど町長もおっしゃったように、たしかにこの町は子育て支援は高いレベルだと思います。ただ、私が思うのに児童扶養手当って、ひとり親の手当なんですね。ひとり親の、大体、お母さんが多いんだけど、ひとり親で子どもを育てている人たちが大体、全国的には年収が200万円なんですね。この町から言うと200万円あればいいほうだという話を伺っているんです。そういう人たちって、やっぱり子どもを育てなくてはいけないということで、子

どもが熱を出したら休まなければいけない。それから学校の行事があるということで、正規の職員にはなかなか慣れていない。非正規とかパートとかアルバイトで、子どもをひとり親で育てているという方が多いんですね。だから本当に困っている人たちはこの人たちだと私は思うんです。子育て支援はたしかにあるけれども、今、パートやアルバイトで生活を、子どもを育てている人たちが、本当にこのコロナの中で一番、正規の職員は少しはいいかも分からないけれども、業績が悪くなるとパートやアルバイトは来なくていいよみたいになってしまっている実態がいっぱいあるんですね。それで生活が今までより大変になってくる中で、児童手当と同じというのは、私はちょっと理解できないんですね。ひとり親で子どもたちを育てている親にこそ、もうちょっと本当に困っている、年収が少なくて困っている方たちこそ、私はもうちょっと、両方もらっているんだけど、児童手当より多くもらうとか、ほかの町村を見ましても、甲斐市1人2万円、富士川町、南アルプス市は1万円、それから笛吹市は子ども1人につき3万円ということで、やっぱり児童扶養手当を受けている親に対してこういうふうに他町村でも支援をしているわけですから、もちろん児童手当を受けている人たちにも本当に、それはそれで助かっているんですね。ただ本当にパートやアルバイトで、ひとり親で子どもを育てている方たちが一番困っているという状況を耳にする中で、どうしてそういう人たちに先に給付をしようというふうにならないのかなど。そこのところがちょっと私、理解ができなくて、今回、質問をさせていただいたんですけども、答弁は、この町は高いレベルだから、それでいいではないかみたいところがあつただけけど、そうではないと。本当に困っているところにやっぱり手厚くするということが必要だと思いますので、そこのところをぜひ、今後のこともありますので検討していただきたいと思います。町長、お願いします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

今、児童扶養手当の受給者のところへ他町、他市の支援があるということを議員、おっしゃいました。それを今言われた市町と比べても、うちの子育て支援が高いということはお認めいただけたと思います。だからお金がかかっていないということなんですが、さっき最後に言った言葉が実は、これはやらないと言っているわけではないんです。いっぺんに、お金がいくときにどんどん出すよりも、ある程度、今、10万円という定額の給付金をもらっていますし、児童手当、それに国で1万円、町で1万3千円上乗せしています。そうすると、この時期よりも次の段階の、お金が来ないような段階に払うというほうが、結構継続的な生活の安定が図れると思うんです。だからうちは、1万円の商品券、町独自で使える商品券ですけども、これもあえて今回の10万円が使い切る頃、大体、使えるようなイメージで時期をずらして継続的な支援ができるような考え方でおりますので、これについてもこれからちゃんと検討をしっかりとしたいと思っております。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

それはそれですごありがたいんですけども、私、発想が、まず困っている人というところがまずないと思って、今回、言われたのは高所得で、児童手当をもらえない人にも今度はあげようというのがあつたではないですか。本当に困っているのは誰なのかというところがちゃ

んと把握できているのかなというのが私、疑問だったんですね。困っている人からどんどんやっ
ていかないと、それでそういう子育てに力を入れている町だから、そういう人にも支給するの
は当然だと思うんだけど、でも実際、もちろん子どもたちにお金がかからなくても生活費
が少なくなってしまうと、それだけ大変な思いをしている親がいるわけですから、特にひとり
親の方たちは。そここのところ、生活していくのにお金がなくて、今週は3日しか来なくていい
よみたいなことを言われて、本当に生活が困っているけど、とりあえず10万円ももらったし
ということで、それで食いつないでいるという話も聞いているんですね。だから、本当に困っ
ている人たちにまず手を差し伸べるといふ姿勢が私は大事かなと思ったので、将来的にやって
いただければ、それはそれでとても助かるし、そういうお母さんたちが喜ぶと思うんですけど、
まず発想が困っているところからやってほしいという思いで、この質問をしましたので、ぜひ
よろしくお願ひいたします。町長、お願ひします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

町の発想は、もちろん困っている人を助けるのも大事なんですけど、子育て世帯すべてで学校
が休みになっています。平等に支援していくというのが大事であって、その中には今言った児
童扶養手当の該当者のひとり親という方もいらっしゃるんですけども、まもなく国の補正予算
が通ります。そうすると感染症対応の地方創生臨時交付金、前回1兆円の規模ですけども、今
回2兆円ということで倍ぐらい、うちへも来るのではないかと期待しているんですけど、その中
でぜひ、ひとり親世帯への支援についても検討してまいりたいと思っています。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

ありがとうございました。そここのところが、子育て世帯に、全体に行き渡って、それはそれ
でいいんだけど、私はまず困っている人にほしいなと。そういう親たちからの声があったので、
それを伝えたということで今後に期待をしていますので、よろしくお願ひをいたします。

それから6番目、高校生、大学生、専門学校生への支援策はどう考えるのかということでお
願ひしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

熊谷企画政策課長。

○企画政策課長（熊谷司君）

お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で学費等支援が必要になった高校生や大学生等に対して、
学びの継続のため、国などにおいて様々な支援が実施されています。

当町でも、生活支援給付金として子育て世帯への児童手当、国および町の臨時特別給付金の
対象とならなかった高校2年生・3年生に町単独で3万円を給付し、生活の支援を実施します。

大学生等につきましては、国の支援策の一つとして、学生支援緊急給付金が困窮学生に最大
20万円が給付されます。この事業の活用により、安心して学業が継続できる学生が一人でも
多くなることを願ひます。

また、当町でも新型コロナウイルス感染症拡大防止の中で行動の自由が制限されている身延町出

身の学生に対して、激励・応援という意味を込めて町内の特産品を贈ることを検討しています。

いずれにしても、今後の情勢を考慮する中で、その時々合った支援を検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

高校生、高校2年生、3年生、町単独で3万円の給付ということで、これはありがたいなと思います。ただ、大学生については国で20万円やるよといっているけど、いつになるかわからないというのが状況で、今、本当に子どもたち、大学生はアルバイトもなくなる中で、アルバイトの収入で学費と生活費を賄っているという学生が多い中で、アルバイトがなくなって大学を辞めざるを得ないというような状況も聞いて、今日の山日でしたか、県の弁護士会で相談をしていたら、そういうような声が出たというのが載っていましたが、やっぱりどこでもそういうことで、みんなアルバイトしながら学校に通っていたんだけど、そのアルバイトがなくなる中で本当に大変な思いをしている。それでほかの町村でも笛吹市では市内在住とか、市民に扶養されている大学生に10万円支給とか、それから道志村が1人5万円、上野原1人5万円とかということで、やっぱり親元を離れて県内で学生生活を行っている大学生の不安というものもすごく大きくなっていると思うんですね。県外に大学生を抱える保護者、その経済状態が変わらないんだったらいいんですけども、これもやっぱりこういう中でどうなっているかは分からない中で、大変な思いをしているということで、これで大学を辞めざるを得ない4年生がいたという話を聞いたときに、私は本当になんとかならないのかなという思いがしたんですけども、国で20万円支給するからいいのではなくて、町単独でも激励、応援という意味を込めて特産品を贈ることはとても良いことだし、きっと子どもたち、学生は感謝すると思うんですけど、やっぱり今ほしいのは私は現金ではないかなと思いますので、これも今後の検討の課題にさせていただきたいと要望をしておきます。

それから中小企業や個人事業者のための町独自の支援策をどう考えているかということで、町内業者への独自の給付金をというような同僚議員の質問の中で、それは大変難しいというような答弁があったんですけど、とりあえず町独自の支援策はどう考えているのかということでお尋ねをしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

中小企業や個人事業者のための町独自の支援策の考えはというご質問をいただきました。

昨日の望月議員への答弁と重なる内容になりますが、国の助成制度による雇用調整助成金、また持続化給付金の相談会に社会保険労務士等を町単独で派遣を行い、商工会への委託事業として実施し、制度の説明、申請書類の作成等サポートを行っております。

全町民が対象となる特別定額給付金の支給のタイミングを捉え、売上が減少している町内の飲食店を支援し、支援先の店に事前に資金が届く仕組みのクラウドファンディング事業の財政支援や町内の飲食店を紹介した応援チラシの配布を行い、消費喚起に努めております。

また、今後、全町民を対象に町内限定の1万円の商品券の配布も予定をしております。
以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

1つ確認なんですけれども、社会保険労務士を商工会へ委託して相談会をやっていますが、これは商工会の会員でないと駄目ということはないですね。町のお金が入っているわけだから。そのところをちょっと確認したいと思います。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えします。

商工会の会員以外の方も相談のほうへは乗れます。よろしく願いいたします。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。それを知らないで無理だなみたいなことを言っていた方もいたので、それはやっぱり、パッと見て商工会に委託となると商工会の会員でなければ駄目なのかなというふうに思って諦めてしまっている人もいると思うので、ぜひそのところは、会員でなくても町で委託してお金を出しているわけだから、町民、困っている人がいたらどうぞみたいな、そういう宣伝があると助かるのではないかなと思いますけど、それはどこかで周知しているんですか。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

商工会のほうへ委託をしております。商工会の会員以外にもということで話はなっているんですが、そのへんの周知が徹底していなかった部分もあろうかと思えます。ですので、今後もそういった周知を商工会のほうにお願いしまして事業を実施してまいりたいと考えております。
以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

商工会の会員でなくても困っている人がいたら相談できるということで、ぜひ周知をしていただきたいと思います。

町独自の支援策ということで、いろいろあるけど、相談だけでどうなのかなと。本当に困っている中小企業や個人事業者、今、本当に苦しんでいる皆さん、解雇とか雇い止めをしながら、いろんな雇用調整助成金とか持続化給付金とか、一生懸命そういう手続きをしているんだけど、そういう相談だけで、果たして困っている人たちが救えるのかなと思うと、やっぱり今乗り切っていけないと次はないわけですね。廃業してしまったらどうしようもないし、潰れてしまったらどうしようもないわけだから、今、生き残っていくための手助けが町として何が

できるのかということも考えていかないと。ちょっと商品券なんですけれども、これ町内の業者というふうに、昔と違って商品券をもらっても近所のお店というのがあまりなくて、町内でも大手のスーパーとか、どこかの大きなところしか、本当に町にお金が落ちるのかなと、私はちょっと疑問があるんですね。そういう意味では町民の方は商品券より現金がほしいと。なんでも使える現金がほしいということも、私もなるほどなというふうに思ったんですけども、商品券もあればあったでいいんですけど、本当に今、困っている人たちを救うのは何なのかなと考えたときに商品券なのかなというのが、ちょっと私は疑問なんです。それが本当に町に落ちるのかということを考えてときに、どうなのかなとちょっと疑問があります。もうちょっといろいろ答弁、お答えはしていただいたんですけども、本当に今、困っている中小企業や個人の方の方たちを救う手立てが、これで本当に良いのかなというのが疑問ですね。なんか良い方法を考えていただきたいと思います。

時間がないので、次ですけども、臨時交付金を活用した町独自の支援策はどう考えているのかということで伺いたいと思います。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

臨時交付金の活用した町独自の支援策ということでありまして、ただいま、ご質問の前についていろいろ支援策についてご答弁をさせていただいています。あくまでこれは臨時交付金の計画が4月1日に遡って、すでに予算化されたものもありますし、議決された予算のものもありますので、総括する中で私のほうで答えさせていただきますけども、よろしく願いいたします。

ご質問の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、国の第1次補正予算によりまして、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう創設されたものです。

5月22日に本町が提出した臨時交付金実施計画に基づきまして、支援策をちょっと重複するところがあると思いますが、申し上げさせていただきます。

国から示された臨時交付金の配分額は9,688万8千円であります。この交付金を使った実施計画における交付対象総事業費は、8事業といたしまして1億7,657万8千円といたしました。

主な事業内容について申し上げます。

まず1つ目といたしましては、商品券配布事業であります。

この事業は、町民1人に町内で利用できる商品券1万円分を配布するものです。8月1日を基準日といたしまして、本町の住民基本台帳に登録されたすべての町民が支給対象となり、8月中には各世帯へ郵送でお届けする予定であります。

利用できる期間は、12月末日までとし、年度内に商店等への清算が終了できるものと考えております。この事業により、現在、国から支給されている臨時定額給付金や子育て世帯への臨時給付金に追随した施策としまして地域経済や住民生活の支援ができるものと期待しております。

総事業費は1億1,726万6千円であります。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金事業であります。

この事業は、子育て世帯に対しまして、町単独の特別給付金を国の支給事業に上乗せして支給するものです。支給対象者は、国の事業に準じ、児童手当支給対象者に対しまして、1人当たり1万3千円の給付といたしました。

また、国の支給対象とならない所得オーバーの世帯に対しても、町単独分を支給することといたしました。

さらに、臨時休校により自宅での自粛を余儀なくされている児童手当支給対象外となっている高校2年・3年生に対するものとしまして、町単独の施策として1人当たり3万円を支給することとして、高校生以下の児童生徒への支援が拡充できるものと考えております。

総事業費は1,443万3千円であります。

次に、雇用調整助成金等申請サポート事業であります。時間がありませんので、これは先ほど答弁がありましたので、総事業費は203万円ということになります。

次に、公共的空間安全・安心確保事業であります。これは今までの予算の中でも議決された予算もありますが、教育施設とか児童施設を含む公共施設内の感染予防に資する事業といたしまして、事業内容としましては、マスク、それから消毒液等の購入や窓口カウンターの仕切りパネル、ならびに超音波噴霧器などを設置するものでありまして、総事業費は2,512万5千円であります。

また、町内の飲食店や旅館等の事業継続を支援するための飲食店等応援クラウドファンディング事業に対しての助成事業として200万円を計上するとともに、学校休学中における通学支援運行委託業務者事業継続支援事業といたしまして、本町のスクールバス等の運行委託業者に対しまして事業継続支援を行うために648万5千円を計上したところであります。

以上が、国の第1次補正予算にかかる臨時交付金の事業となります。

新型コロナウイルスの感染につきましては、緊急事態宣言は解除されたものの、まだまだ予断を許しません。また、長期の自粛による経済の停滞も深刻な問題であります。今後も、先ほど町長が申しましたように、国の第2次補正予算に伴います臨時交付金の増額によりまして施策を展開するとともに、町単独事業を柔軟かつ大胆に実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私の時間の配分が悪くて、ちょっと時間が少なくなってしまったんですけども、ちょっと質問もあるんですけど、次の質問が残っていますので最後の質問をしたいと思えます。

2点目ですけれども、令和2年度の区要望事項の提出についてということで、本年度から「新規の要望のみ提出していただきます」とあり、町民の中に誤解や混乱があったと思えます。もう少し丁寧な対応が必要だと思いましたが、町としてはどう考えますかということで、時間がないので、2年前の区長会では町長自ら区要望を積極的に取り組むと表明をされました。そして長いこと継続になっているものから取り組んでいきたいと発言されたと聞いています。そして、その・・・。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君、時間となりました。

○11番議員（渡辺文子君）

区要望にはどうしても必要だという切実な要望を出していると思うんですね。そういう意味で、この新規の要望のみというのはちょっと誤解があるというか、多いのではないかなと思っていたので、一言答弁をお願いします。

○議長（柿島良行君）

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

一言では難しいんですけども、一応、区要望に関しては、新規のみというのは、昨年の要望を受け取る中で、多数の区長から要望があったことに対しまして、今年から新規要望のみにさせていただきます。

新規要望のみの記載のあとに、括弧書きによりまして、継続案件につきましては、各担当課において引き続き対応することを添えましたけれども、誤解があったことを聞いております。

区要望に対する説明につきましては、次年度開催予定の初区長会の中で詳細な説明をさせていただきますとともに、書面においても分かりやすい工夫を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○11番議員（渡辺文子君）

回答はちゃんと、前の年度のも回答をくれるということですね。そこだけ確認したいと思います。

○議長（柿島良行君）

時間となっておりますので。

総務課長、簡単に。

○総務課長（村野浩人君）

去年と変わりありません。

○11番議員（渡辺文子君）

すみません。以上をもって質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は2時20分とします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時20分

○議長（柿島良行君）

再開をします。

次に通告の8番、田中一泰君の一般質問を行います。

田中一泰君の質問を許します。

登壇してください。

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

一般質問をさせていただきます。

まず、第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお伺いします。

今年の4月より第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が始まります。第1期の結果を踏まえながら、できたこと、できなかったことをこれから軌道修正をする中で第2期の計画ができていると思うんですけども、その目指す身延町のビジョンというか、どんな、今回2期が終わって、令和6年に終わったときにどんな姿を目指しているのか、それについてお答えをいたします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略ですけども、先ほど議員がおっしゃいましたとおり第1期総合戦略の成果を引き続き維持しまして、地方創生のより一層の充実・強化に取り組むべきため、5つの基本目標を掲げております。

1つ目は、地域に根ざした雇用の創出、2つ目は町を元気にできる人財の育成、3つ目は人の流れをつくり、移住・定住の促進、4つ目は結婚・出産・子育て環境の充実、そして最後に特色ある持続可能な地域社会の形成であります。

総合戦略は、今、申し上げました基本目標により、具体的な取り組み内容を示した計画であり、第2次身延町総合計画をもとに重点的に取り組むべき施策を示すものであります。

一方、すべての計画の最上位計画であります総合計画では、身延町の目指す将来像は、平成17年2月1日に制定されました身延町民憲章を基調とし、「身延町民であることに誇りと自覚をもち、力を合わせて安らぎと活力のあふれた、ひらかれたまちづくりを進める」という理念を踏まえ、住民と行政がともに力を合わせ、「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった」と思えるまちの実現を目指しているところであります。

以上であります。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今、町長が言われましたように、最後の言葉にある「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった」ということをよく声にするんですけども、実はこういう計画を立てたりするときに、身延に生まれてよかったと感ずること、身延で育ってよかった、身延に住んでよかったということだと思んですけども、その目指すところがどういう状況のときに生まれてよかったと思えるのか。そして育ってよかったと思えるその状況というのは、なかなか私、イメージができないんですね。人それぞれだということもあるんですけども、そここのところがこういう状況にしたときに生まれてよかったと思ってもらえる、それならそういう状況をつくらうというようなことで、政策というのが出てくるのかなと思っています。そういう意味において、どんなときに、今、生まれてよかったと思えるのか、もし町長がそんなイメージをお持ちでしたら聞かせてもらえるといいんですけど、どうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

議員がおっしゃったとおり、人それぞれで感じ方は違うと思いますし、それを感じ得る時期、年齢も違っているのではないかと思います。私はやはり、この身延町に生まれてよかったのと、育ってよかったと。だんだん大人になってきますとね。住んでよかったというのは、最初からなんですけど。町民誰もが活力と幸せを実感できるまちづくりというのが大事であって、それを実現すべく今回、第2期の総合戦略にはいろんな施策を盛り込んでおりますので、また議員がそれをいつ感じてくれたかというのも、またあとでお聞きできればと思います。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今、町長が言われたことも当然だと思うんですけども、家族が健康であって、そして友人、知人、仲間がいて、そして安全で豊かな生活がこの地域でできていけば、そういうような気持ちになってくるのかなというふうには思っています。そういう思ってもらうための施策を今いろいろ考えながらやってくれていると思うんですけども、そういう、一番根本のところの考え方をやっぱり町民の人にできるだけ周知をして理解してもらって、町のいろんなことに協力してもらおうということが必要でないかなと思います。協力がないと、まち・ひと・しごとの完成というのはなかなか難しいんじゃないかなというように感じますので、またこれからもよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、まち・ひと・しごと創生では地域の稼ぐ力を付けることが重要であると考えられます。地場産業活性化の施策こそが問われる。町として自立を目指すために行政が前面に出て将来の方向、目指す形を示す必要があると思うが、どう考えているでしょうか。

○議長（柿島良行君）

熊谷企画政策課長。

○企画政策課長（熊谷司君）

お答えいたします。

第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、基本目標の一つとしまして、地域に根ざした雇用の創出を掲げています。

施策としましては、起業支援および新規事業所の誘致、農業振興による新たな地域産業と雇用の創出、地場産業の活性化とPRの強化を推進などの5つの基本的方向性を設定しています。

これらの方向性の実現のため、それぞれアクションプランが策定されており、第1期からの取り組みを強化し、身延町の特色を活かした観光、農業、地場産業の振興によって、新たな雇用を生み出すための事業を推進していきます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

新しい新規事業というものも起こさなければならないことは、もう当然でありますけども、それ以上に大切なことと私は思うのですが、現在ある雇用を守ること、今ある企業、中小企業を守ることが、まず第一でないかなと思います。ただ、そここのところがなかなか表に出てこないような、計画を見ている、ちょっとそここのところが不足しているのではないかなと思います。

ので、その新規、起業を推進すること以上に、やはり今の身延町の企業を守っていくという姿勢を持ってもらいたいと思います。

それと雇用の創出には経済の発展が必要であるが、町の経済活性化対策として何を考えているのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

熊谷企画政策課長。

○企画政策課長（熊谷司君）

お答えいたします。

第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的考え方の一つとして、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を挙げております。

地方創生は、「ひと」が中心であり、長期的には地方で「ひと」をつくり、「ひと」が「しごと」、「まち」をつくるという流れを確かなものにしていくことにあります。

そして、しごとの創生・ひとの創生・まちの創生のそれぞれの取り組みを同時的かつ一体的に取り組んでいくことで、これらが好循環を生み出し、人口減少による地域経済の縮小などの構造的問題を克服することで、地方創生が推進されます。

なお、具体的な施策につきましては、総合戦略のアクションプランで示され、これらのアクションを展開していくことで地域経済の活性化にもつながるものと思われま

す。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

アクションプラン、いろいろ出ていますけども、例えば人づくりのところのアクションプランの中で、外からの力を使うという、利用するというか、外の専門的な力を活用していくという姿勢ももっと前面に出していいのではないかと思います。例えば若者を集めた、前回のときはみのべーしょん288とかやっていましたが、あの取り組みは非常に効果があったものと思うんですけども、ああいう取り組みをもっと広げるというか、数を増やしていったって本当に町民がより力を付けられるようなことを計画していったらいいと思います。それは生涯学習課が一番、生き方とか人生とかということに関わった、町民の生活、意識の向上というものに関わってくると思うんですけども、そういうところをこれからも足りない分を加えていったらいいと思います。

次に地域経済の拡大には、地域での経済循環が大事であります。町内でできることはできる限り町内で回すことが必要である。町のお金を使うことについて、町はどう考えているでしょうか。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

田中議員のご指摘のとおり、地域経済の循環を活性化するためには、町の予算執行において、できる限り町内で消費させることが望ましいと考えております。

そのような考え方の中で、町では、「身延町中小企業・小規模企業振興基本条例第11条第1項7号にある「町が発注する工事、物品購入、請負等における中小企業等の受注機会の増大に努

めること」に沿って、優先的な町内事業者への発注はもとより、町が経費の一部負担している国・県等の事業主体や関係団体等におきましても、町内中小企業への発注促進の要請に取り組んでおります。

さらに、公共事業等の予算執行にあたりましては、年間を通じて、工事量や設計・測量等の業務量が平準化するよう発注時期に配慮し、特に例年工事量の少ない4月から6月の、いわゆる端境期につきましても発注量が確保できるよう、発注・施工時期の平準化にも取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今、課長が言っていただきましたように、前回の補正においても、今まで町内で取れなかった事業を町内の業者が受けているという状況から見ても、そういう町内業者を使うということに努めてくれているということもある程度、分かります。

それにつけて、今回、大河内小学校の改修が計画されていますが、1億8,119万円の計画予算であります。町は一括発注を考えているといわれていますが、これはなぜ一括なのか、その理由をお聞きします。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

本事業における改修工事につきましては、既存の旧校舎内建築改修工事が主体となっているため、床、壁、天井の内装工事等の工程、進捗に合わせまして電気設備、水道設備の改修工事等を行うなど常に連携が必要であります。

本体工事以外の電気設備につきましては、既存の配線設備を使用し照明器具の位置の変更やLED化等の改修等であります。また、水道設備につきましては、既存の配管設備を使用し学童保育室へのトイレの新設のほかは、既存の洋式化されたトイレを使用し、洗面所等もそのまま使用することになります。普通教室、職員室等も床、壁、天井の内装工事等の内部改修が主であるため、工事の作業工程等を考慮したことにより、仮に工種ごとに分離発注した場合には、現在の工事予定価格におよそ1千万円ほどの諸経費が加算されることや、工種ごとの調整が煩雑化し、事業の進捗に影響を及ぼすことが危惧されることから一括発注といたしました。

なお、工事発注につきましては、身延町財務規則に基づいて指名会議で、工事内容、参加要件等を検討し、本工事は建築主体工事であると判断いたしまして、指名届が出ている県内建築業者による一般競争入札といたしました。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今、前にありました町内業者の、身延町中小企業・小規模企業振興基本条例にある第11条1項7号、今、課長が読んでいただきましたことがありますけど、発注機会の増大に努めると。

まず、いろいろそれを考えてからこういう工事を発注していくのが本当ではないかと思います。極力、まず地元の業者を守るという視点に立ったときに、その可能性から入って、それでもできない場合は、外部業者が請け負うことも仕方のないことかもしれませんが、でき得る限り町内業者を守る、育成していくという考え方がもとにあれば、いきなり一括発注ということはあり得ないのではないかと思います。

そして調整が煩雑になると今、言われましたけども、普通に、ああいう大きな建築でもなんでも管理監督する人は必ずいるわけで、その人が調整するということになれば、町内業者がそれぞれに受けるところを調整して、全体を仕上げるという形になると思うんですけども、それで十分できるのではないのでしょうか。

それと大河内小学校の改修工事の内容もちょっと教えていただきたいんですけども、工事内容と予算額はいくらか。建築改修、電気設備、水道設備などあると思いますけども、その工事の内容について伺います。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

ご質問の改修工事予算額ということでお答えしますが、消費税を含んだ1億2,716万円です。

先ほど電気設備、それから水道設備の内容についてはご説明をさせていただきましたが、前問で答弁したとおりでありまして、工事費の詳細な内訳につきましては、今後の入札にかかる工事費積算に支障がありますので、答弁を控えさせていただきますと思います。

なお、入札予定額は5千万円以上となりますので、入札後、議会の承認をいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

地場産業の活性化の観点からも、町内産業振興としては、町内業者ができることは町内で処理するのがよいと思います。町内で可能な事業は町内で処理する必要があると思います。町内業者ができる形の分割発注としない理由、先ほどちょっと、理由を先ほど課長は言ってもらいましたから、特段の、できない理由としたら何があるのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

答弁が重複するものがあると思いますが、お答えいたします。

町の工事発注全般におきましては、身延町中小企業・小規模企業振興条例に基づきまして、できる限り町内業者での指名競争入札、随意契約により工事発注等を執行しているところであります。

町では、工事等の発注にあたりましては、山梨県における業者の工事实績、現場技術者の人数等による経営審査の判定結果等を参考に、工事ごとに工種、価格帯等を考慮し、入札方法等

も検討する中で、一括発注や分離発注を判断しまして、公正かつ公平に業者選定に努めておりますので、一概に分離発注をしないということではありませんので、ご了解いただきたいと思っております。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今のコロナの状況から見ても、町内業者も全国的にそうなんですけども、町内業者が大変な状況にあるということは、よくご存じだと思いますけれども、その中で町の発注する工事を、要するに町で使うお金が外へそのまま出て行ってしまうような状況をつくるということは、非常にうまくないなと。町を守る、町民を守ることが、行政が第一に考えてやらなければいけないことだと思うんです。そのために知恵を出して努力をしてやっていく。なんとかそれができる形が取れないかということで頑張ってもらえるのが行政に対する町民の信頼につながっていくんではないかと思っております。そういうことで、今回の一括でやろうという予定で今、進んでいるんですけども、そこをまた、よく検討をしていただきたいと思っております。

実際問題としても町内業者が元請けで仕事をする場合と、例えば下請けで入れるとして、下請けで仕事をする場合では条件が違ってきます。その内容については、僕も詳しいことは分からないけども、聞いたところによると最低でも10%から30%ぐらいのものは、元請けが手数料というか、費用として取られていくという現実があるわけなんですよね。そういうことに対しても、やはり同じ工事をしながら、例えば極端で2割も少ない金額で工事をしなければならなくなると、本当に町の業者としての利益、仕事のやりがいというものもなくなってしまっているんですけども、そこらへんのことはどういうように考えますか。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

発注者である町は、入札により落札した業者と工事請負契約書の締結を取り交わすことになります。

工事内容によっては、専門的技術や特殊工法等が必要となった場合は、元請け業者から発注者である町に対して、下請け届の提出を受けて承認することとなります。

元請けと下請けでは条件がだいぶ違うとのご指摘でございますが、元請け業者と下請け業者間の日頃からの付き合いや取引などにより協議した結果、決定したことであり町が関与、仲介して条件を設定する立場ではありません。

受注者は、請負った工事に対しまして技術力を活かして創意工夫により利益を上げ、設計どおり町としては施工していただけるものと理解しております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今、課長が言われたように、元請けと下請けの条件とか、そこに町が関与することは当然、あつてはいけないことだと思いますけども、実際問題としてそういう手数料とかということが

発生していることは間違いないと思います。そういうことを考えても、やはりいま一度、町の業者の育成、今のコロナの状況も考えても違う方法は取れないのか、しっかり検討をしてほしいと思います。

続いて、農業振興による新たな地域産業ということですが、農業振興策として現在あけぼの大豆の生産増、ブランド化を目指している。農業施策では大豆だけでなく、農業全般の産業化が必要だと思います。振興策の計画は、農業法人化、協業化、畑の拡大集約、農地整備の促進などありますが、いかに考えているでしょうか。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

農業を取り巻く環境は、生産者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加など、本町だけでなく全国的な農業課題となっております。急峻で耕作条件が悪い中山間地である本町では、農地の集約、大規模な団地化を進めることは不利な状況です。

こうした中、本町の主要作物である大豆の耕作面積、生産量は増加しており、あけぼの大豆を中心とした農業法人、生産者も増えているところです。

あけぼの大豆のPRを通じて、町外からの新規就農を検討する個人や団体の相談もあることから、引き続きあけぼの大豆の生産拡大を図るとともに、連作障害の対策として、ほかの作物とのローテーションが図られることなど、あけぼの大豆以外の作物への相乗効果も期待できます。あけぼの大豆を契機として農業全般の活性化につなげたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

ありがとうございます。農業、今、高齢化とかありますけども、農業の仕方自体が今までどおりの農業の仕方では、やっぱり成り立っていかない、農業を続けていかれないというような状況ではないかと思います。それにつけても、これからの農業作業、そして農作物を変えていくことについても、本来ならば、やっぱり産業課あたりがリードとして、こういうようなやり方の農業をしたらどうかとか、どういうものを作ったらいいかとかいうところまで踏み込んで、やっぱりしっかり、今、農業している人たちと話し合っ、力を付けてもらえる行動をしてほしいと思います。

そして地産地消をすすめるというが、どうすすめるのか、その方法、目標数字が計画されているのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

地産地消とは、地域で生産された農林産物を地域で消費することで食料自給率の向上に加え、流通コストの削減、小規模な生産者の所得機会の創出、食育の推進、直売所や加工品の製造などを通じて、農林産業の六次産業化につなげる取り組みとされております。

直売所、地元小売店等における農作物の販売を中心として、あけぼの大豆の六次産業化による加工品の製造販売や、食育の推進と給食食材の提供による普及活動が、産品に付加価値を加えるとともに、町内の飲食業、旅館業など広く提供先を広げることで、町内産農作物の消費促進につなげたいと考えております。

目標値の設定はありませんが、積極的に取り組みを進めたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

最後に目標値の設定がないと言われましたけども、先ほどあけぼの大豆生産量、そして耕作面積の数値目標が出ていましたよね。それがないと、どのくらい地産地消が進んでいるのか、足りないのかが分かりません。ですから、例えば今、一番つかみやすいと考えられるのは、給食でどれだけ地域の食材を使っているか、いくら使っているか、今年はいくら目標、来年はいくらの目標まで使うか。そして給食で使えるものを農家に作ってもらう。こういうものが必要だから、できたら作ってもらいたい。そういう形で地産地消を進めることが必要ではないかと思っておりますので、そのへんのこともよく検討してもらいたいと思っております。

それと生産品を作る以外、一番大事なのはやっぱり販売する場所ですよね。生産物で売ることによって収入が上がり、生産者の生産意欲が出ます。それにつけても、町での農産物を販売する場が少ないと思っております。販売できる施設と買いやすい仕組みをつくる必要があると思っておりますが、町の考え方はいかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

町内での農産物の販売については、主にJA等への出荷のほか、JA山梨みらい中富直売所、道の駅しもべ、ゆばの里、大島農林産物直売所等で直売を行っております。今後、下部地区に建設を計画している温泉施設にも直売コーナーの設置を検討するなど、農産物の販売の場を増やす取り組みを進めたいと考えております。

また農産物そのものの販売だけでなく、六次産業化による加工品の原料として、農産物の供給先を広げることも必要と考えております。

生産意欲向上に向けた生産者の所得向上につなげるためには、新たな販路開拓、オンラインショップの活用、ブランド化による市場価格の向上など、様々な手法により販売促進を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

そして農業振興による新たな地域産業とか、起業支援および新規事業所の誘致を目指す計画が出ています。起業ができる町内環境が必要であると思っております。ただ、その民間が起業してくれるのを待っているのではなくて、町が目指す事業の計画、町はこういうことをしています、

これからやります、社会的状況が施策として示されていれば、それに沿った起業が計画できるのではないのでしょうか。町としての施策によって起業する状況が起きると思うんですが、結局町がこれから、町をこういうふうにしていくとかという、その計画において、それが事業につながるような計画であれば、その起業が起きるというように考えるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、農業振興の視点から農業振興による新たな地域産業と雇用の創出により、自立した六次産業組織数の増加、耕作面積の拡大、新規就農者数の増加を目指します。

町内の農地は年々耕作放棄地が増加している中、あけぼの大豆については、耕作面積、生産量とも増加しており、耕作放棄地の解消にも貢献しております。あけぼの大豆の知名度の上昇とともに、町内外の個人、企業による新たな就農も生まれています。

今後も身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略を基本計画として、既存の就農支援、生産者をサポートする補助制度等を活用しながら、雇用の創出を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

ありがとうございます。そして、第2期の計画の中に身延町の82%を占める森林資源活用についての考えがありませんが、その理由は何でしょうか。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

森林資源の活用については、森林環境譲与税を用途とした森林経営管理制度により、適切な管理者による森林の管理と整備を進める中で、令和3年度以降に策定予定である身延町森林経営管理実施計画により、森林整備の方針、木材利用の推進などの基本方針を定め、効率的な事業実施を図り、森林資源の活用を進めたいと考えております。

この計画の策定により、事業スケジュール、数値目標を明確にした上で、次期の計画に反映させたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

平成31年の4月から森林環境譲与税というものが出ていますよね。それが出ているということは、山林資源の活用を進める仕組みが出たということなんですけども、その時点でこの第2期のまち・ひと・しごとの中に当然、それは計画として挙げるべきだと私は思います。一番

の、82%の面積、そしてお金に代わる自然資源があるということは、そこを活かさないということは、やっぱりうまくないのではないかと思います。

山林資源の活用ということは、山林の整備、水源が涵養される、間伐材は利用できる、鳥獣害対策にもなる、建築材の生産、バイオマス発電、チップ、ペレットストーブなど資源としての利用価値は非常に高いものがあります。その計画を町が、これから森林をしっかり本気でやるよというような方向性を示せば、林業関係の起業が起きてくると思われます。町として山林資源の利用、整備について、方向性、考え方を示す必要があると思われます、どうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

令和元年度に策定した身延町森林整備計画の森林整備の基本方針に基づき、水源の涵養、山地災害の防止、木材生産など、森林の有する多面的機能を確保し、健全な森林資源の維持を図りつつ山林資源の活用を推進します。

間伐材の利用については、施業条件により木材の搬出にコストがかかり、切り捨て間伐となっている箇所が多いため、路網の整備等作業効率の改善により木材利用の促進を図ります。

また、木質バイオマスエネルギーの活用について、新たな公共施設には積極的に取り入れたいと考えておりますが、現状では町内に木質バイオマス燃料を利用する施設や家庭は少なく、循環型社会の構築に向けた検討を進める必要があります。

現状では多くの課題がありますが、令和3年度以降に策定する身延町森林経営管理実施計画の中で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

令和3年度といわず、即、森林に対する考え方を詰めていってもらいたいと思います。スピーディな対応を望みます。

次に観光資源の魅力アップとありますが、どういう状態をつくるのが魅力アップになるのか、その魅力アップが必要ということはよく分かりますけども、具体的にどういうものを指して魅力がアップしたというように考えるのか、そのへんのことをちょっと聞きたいと思われます。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

観光資源の魅力アップについてのご質問ですが、地域の観光資源の整備等により、できた観光基盤をもとに、新たな魅力（付加価値）を創出し、「身延町へ行ってみよう」と思っていたけるような町にすることが観光資源の魅力アップだと考えております。

今ある資源を今までとは違った視点で捉え、その見せ方を工夫すること、既存の観光資源と他のツールを組み合わせ、相乗効果を引き出すことも効果的であると考えております。

基本的な計画につきましては、第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略のアクション

プランで具体的な施策として基本目標に位置づけて、PDCAサイクルにより施策・事業の効果を検証し、必要に応じて戦略、施策の見直しを行っていきます。

この計画を基本に、目標を達成するために、柔軟な発想により、地域の合意形成や関係団体と連携する中で観光魅力の創出に向け取り組むとともに、全課をあげてアクションプランに掲げた事業を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今、ユーチューブなんかを見ると、本当に身延町のいろんなものがたくさん出ています。そういうような、まだまだ、たくさん出ているんだけど、そういうものを本当に活用して、ITとかの活用をもっと進めてもらって、まず発信するのが一番大切なことではないかというように思います。そういう意味で、いろいろ情報を集め頑張ってもらいたいと思いますけども、下部温泉の魅力アップということですけども、何を実行していく計画でしょうか。KPIを達成するための行動計画が示されていないと思いますが、一度にできることでなく、いろいろチャレンジを繰り返すことが必要であると思います。今、考えている行動は何でしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

下部温泉の魅力アップでは何を実行する計画か、KPIを達成するための行動計画が示されていないとのご質問ですが、アクションプランにございますが、KPI達成のために、下部観光協会と連携した事業等を行ってまいります。

具体的には、現在進行中の温泉とトレーニングジムの複合施設との連携や、今後の温泉郷の在り方を考えるための包括的河川占用の検討、環境省が提唱する「新・湯治」推進に向けた検討、下部観光協会やイベント等への補助金があります。

また、今年度、景観整備事業として下部温泉郷入口橋灯籠設置、下部温泉郷山頂看板照明設置の補助を行っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

実行あるのみだと思えますけども、下部温泉郷の現状を町としてはどう捉えているのでしょうか。環境整備・改善が必要と思うが町として何を考えるか。ハードの面はやはり町でやらなければいけないと。そしてソフトの面、実際の経営とかは当然、観光業者というか、温泉街の人たちがやるんですけども、そのところの町の現状についてどういう認識を持っているか教えてください。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

下部温泉郷の現状につきましては、にぎわいを見せた時代の華やかさはなく、また、観光客が歩いて楽しむ場が少ないため、宿泊客の多くは泊まっている旅館やホテルから外に出ることが、ほとんどないのではないかと推測をしております。

環境整備につきましては、下部観光協会を中心に、どういう温泉郷にしたいのか、地元の考えを出し、町へ支援要請をするなど積極的な行動が必要ではないかと考えております。

町では、温泉の掘削、温泉郷の看板の設置、温泉郷の玄関口には温泉とトレーニングジムの複合施設の建設など、温泉郷の活性化に向けた事業を行っております。

また、今後の土地利用につきましては、下部川の包括的河川占用を行うよう準備を行っておりますので、より効果的な土地利用ができるよう県と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

下部川の河川利用というのはなかなかいいなと思います。そういう魅力、下部に来てもらって、よかったな、また来たいなと思ってもらえるのは何かと考えたら、やっぱりあそこは湯治のところ、そしてやっぱり癒やしのところではないかなと思います。そういうような癒やしの雰囲気をつくることは、行政がやっていかなければいけないのではないかなと思いますので、これからも、地元の観光協会とよく話し合いながら、観光課は観光課で、しっかりこういうような下部の魅力をつくっていくことをやっぱりしっかり学んで、そういうものを下部の人たち、門内もそうなんですけど、観光業者に提示していくようなこともぜひやってもらいたいと思います。

その身延観光で生きていくという、観光というのは身延の産業の中でやっぱり大きいもので、そこを頑張ることが一番大切だなと思うんですけども、それにつけてもやはり環境整備、大体、よそへ行っても、観光でしっかりやっているというか、人が集まっているところはやはり環境整備が行き届いています。ある一定の目標を持って何年もかけてその環境をつくっているのは、そしてやっと魅力あるものができるというような状況だと思います。まず、どういう状況を目指すのかをまず決めて、それに向かって年々やっていくことが必要ではないかと思います。

それにつけて、下部温泉、今、出ました。次に身延山門内の、環境整備も当然必要であります。観光地としての歴史、癒やしの場文化を伝えるための仕組みづくり、環境づくりは町の観光振興のために必要であると思います。町はどう考えているのでしょうか。計画はあるのでしょうか。今ある観光資源の充実がまず必要だと思います。それについて、どのように考えているのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

身延山門内には、全国各地から参拝に来られる身延山久遠寺があり、環境整備につきまして

は、その重要性は認識をしております。

観光地としての歴史、癒やしの場文化を伝えるための仕組みとしては、身延山門内の観光を推進する母体が重要であり、地域連携や人材の育成等が求められると考えております。

平成29年度から町、身延山観光協会および身延山の3者からなる身延山歴史文化協議会を開催し、定期的話し合いを重ねております。また、内容により、観光課のほか関係する課も出席することになっており、情報交換をする中で、身延山門内の環境整備等を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

ありがとうございました。今、門内では電線の一部ですけども、電線の地中化、そして路面の改修、整備することがもう何年も経っているんですね。これはいろんな事情があることは分かるんですけども、なかなか進んでいないというのが実情です。それにつけても、あそこは県道ですから、県の関係でやるということになっていると思うんですけども、町としてもその促進を、できるだけ早くしてもらいたいし、より良いものにしてもらいたいということをやはり陳情ではないけども、バックアップ、門内のそういう動きをバックアップして県に伝えていくということをしてほしいと思います。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

過日、峡南建設事務所身延支所の所長が見えまして、今、電線の地中化の話が出ましたけど、今年の事業で延長してやるという計画がありますので、間もなく、工事に入っていくかと思えます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に身延町各観光施設への入り込み客数は、令和6年までに59万5千人目標としているんですが、以前は200万人という目標であったと思うんです。現状をどう判断しているのか。問題点は何と考えているのかでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略第1期では、入り込み客数200万人というKPIを掲げ各種戦略を展開し、PDCAサイクルに基づいて検証し、第2期のKPIを新たに設定をしました。

検証に当たっては、外部有識者などで構成する総合戦略推進委員会を組織し検証していただきました。第2期を策定する中で、KPIの設定について議論し、第1期200万人、第2期

59万5千人を設定しました。

第1期の200万人につきましては、県で公表している入り込み客数としました。この数字は推計値であり、町からの報告に基づいて算出され、県では国の計算方法により算定いたしません。公表されるまでに数カ月かかってしまうことから、町独自において数字が把握できるように観光施設を中心とするポイントを設定し、その施設の入り込み客数をKPIとしました。これにより、常に最新の数字により検証が可能となりました。

第1期200万人から第2期59万5千人に設定しましたが、人数の減少につきましては、目標を下げたものではなく、町内全体での算出は困難なことから、観光施設の14カ所を設定し算出することとしたものです。これにより、年度間の比較が容易かつ正確に行えることとなります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

やはり対策、どういうことをするかにおいては、現状の正確な把握が必要だと思うんですね。そのために今、59万5千人ということなんですけども、毎年、どのくらいの数の人が今、来ているのか。それをしっかりつかまえて、そしてそれに対する対策を練っていくということが必要だと思います。だから、しっかり実数を、なかなか難しいと言いつつも、やっぱり実数をとらえる努力をしないといけないと思います。

そして集客増に対する対策、取り組みとして、今の計画等はどうなっていますでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

集客増に対する計画につきましては、各課が行う総合戦略すべての事業がこれに該当するものと考えております。

観光施設を点として捉えるものでなく、面として連携を持たせ、周遊型の観光地を目指すと共に、多種多様な楽しみを味わえる町としての魅力を県内外に広く情報発信していきたいと考えております。

また、身延山観光協会、下部観光協会等が行う事業に対し、商工会など各種関係者と協力しながらバックアップしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

なかなか集客というのは難しいところがありますけども、やっぱりやり続けること、そしてやってみて駄目ならまた次の手ということを繰り返していく以外に、魅力を上げたり、人を集めることは難しいと思います。今回のコロナの状況を見ても、今、インバウンドがほとんどないというような状況になりますけども、やはりここところが魅力があるというのは、やっぱり一番肝心なのは、今いる私たち、町民がこの身延町を見たときに魅力を感じているかどうか、

良いところに自分たちは住んでよかったなという、最初に町長が言ったように住んでよかったと思える、その魅力をつくらなければいけないと思うんです。よそから来る人がいいと思ってくる以前に、身延に住んでいる人たちが身延町のことを誇りに思ったり、ここにいてよかったと、本当に思えるようなところをつくるのが大切ですので、集客も言っていますが、人を呼ぶこと以上に、この魅力、ここを良いところをするという視点を持ってほしいと思います。当然、来てもらわなければいけないんだけど、その来てもらう元というのは、やっぱり今、住んでいるわれわれが、この生活、この地域を楽しめるような場所であればいいのかなと思います。そういうところになっていけば、やがてそれは子どもたちもいずれ身延に戻ってくるとかというようになりますので、大人たちがここはもう希望がないよみたいな考え方で子どもたちと接していれば人口減少は進む一方ですので、だからそのところを考えながら、行政の皆さんに当然、頑張ってもらうんですけども、私たち議員もそうだし、町民全員も頑張っていないといけないと思いますので、これからも本当、一番その情報があったり、行動力のできるのは、やはり行政でないかと思いますので、予算もしっかり持っていますと。そういうところで、町の行き先も、目指すところをしっかり持って、そしてこれからも頑張ってもらいたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（深沢教博君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時18分

令和 2 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 0 日

令和2年第2回身延町議会定例会（3日目）

令和2年6月10日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（身延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第3 報告第7号 令和元年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 報告第8号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 議案第56号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第57号 令和2年度身延町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第58号 令和2年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第59号 令和2年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第60号 令和2年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第61号 令和2年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第62号 令和2年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第63号 令和2年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 同意第1号 身延町農業委員会委員の選任について
- 日程第14 同意第2号 身延町農業委員会委員の選任について
- 日程第15 同意第3号 身延町農業委員会委員の選任について
- 日程第16 同意第4号 身延町農業委員会委員の選任について
- 日程第17 同意第5号 身延町農業委員会委員の選任について
- 日程第18 同意第6号 身延町農業委員会委員の選任について
- 日程第19 同意第7号 身延町農業委員会委員の選任について
- 日程第20 同意第8号 身延町農業委員会委員の選任について
- 日程第21 同意第9号 身延町農業委員会委員の選任について
- 日程第22 同意第10号 身延町農業委員会委員の選任について
- 日程第23 同意第11号 身延町農業委員会委員の選任について
- 日程第24 同意第12号 身延町農業委員会委員の選任について
- 日程第25 同意第13号 身延町農業委員会委員の選任について

日程第26 同意第14号 身延町農業委員会委員の選任について

日程第27 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月幹也	副	町	長	笠井祥一														
教	育	長	保坂新一	総	務	課	長	村野浩人												
会	計	管	理	者	小	笠	原	正	人	企	画	政	策	課	長	熊	谷	司		
交	通	防	災	課	長	佐	藤	成	人	財	政	課	長	遠	藤	基				
税	務	課	長	伊	藤	克	志	町	民	課	長	穂	坂	桂	吾					
福	祉	保	健	課	長	望	月	融	観	光	課	長	佐	野	和	紀				
子	育	て	支	援	課	長	大	村	隆	産	業	課	長	高	野	修				
建	設	課	長	望	月	真	人	土	地	対	策	課	長	伊	藤	天	心			
環	境	上	下	水	道	課	長	水	上	武	正	下	部	支	所	長	内	藤	哲	也
身	延	支	所	長	千	頭	和	康	樹	学	校	教	育	課	長	深	沢	泉		
施	設	整	備	課	長	羽	賀	勝	之	生	涯	学	習	課	長	幡	野	弘		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 深沢教博
録音係 若狭秀樹

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（深沢教博君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

本日は提出議案の質疑および委員会付託の日程となっております。

お手元に配布した委員会付託議案表のとおり、請願第1号を総務産業建設常任委員会に付託を予定しています。

また報告第6号から報告第8号および議案第56号から議案第63号、同意第1号から同意第14号および諮問第1号は委員会付託省略議案表のとおり委員会付託を省略の予定です。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（身延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で報告第6号の質疑を終わります。

日程第3 報告第7号 令和元年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で報告第7号の質疑を終わります。

報告第7号については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでありますので終結といたします。

日程第4 報告第8号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で報告第8号の質疑を終わります。

報告第8号については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでありますので終結とします。

日程第5 議案第56号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第56号の質疑を終わります。

日程第6 議案第57号 令和2年度身延町一般会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

本会議で3回しか質問ができないということで、ちょっと分けていくつか質問をしたいと思
います。

まず歳入で土木使用料、住宅使用料現年度分ということで大きな額が減額になっているん
ですけれども、この理由を教えてください。

そして2点目が財産収入で50万6千円、旧下部小学校貸付料ということでヘルスサポート
サンリに貸し付ける、50万6千円の根拠ですね。それと今、次亜塩素酸水ということで問題
になっていて、保護者からも心配な声も聞こえているんですけども、現状の状況、それから今
後どうするのかというのも教えてください。

それから10ページで議会費の中で議員報酬68万5千円、それから町長、副町長、それ
から教育長ということで減額になっているんですけども、それが13ページの新型コロナウイルス
感染対策費ということで168万円という、ここに一括して出ているんですけど、この使い
道が分かったら教えていただきたいと思ます。

それと12ページの企画費、その他企画費で負担金補助及び交付金で県地域振興対策協議会
の負担金が出ているんですけど、普通、こういうのは当初に出てくるのに、どうして今頃、こ
こに出てるのかというのが1点。

それからその下の観光資源の魅力アップ事業で、修繕費で本栖湖観光案内所屋内アクセスポ
イントということなんですけど、具体的にどういうものかというのを教えてください。

それから13ページのまち・ひと・しごと創生事業費の中の安心・安全に暮らせる環境づく
り推進事業で、青色防犯パトロール業務の委託料が出ているんですけども、これも当初に出
ていたような気がするんですけども、ここに出た理由を教えてください。

それと14ページの地籍なんですけども、この委託料がなぜ今頃、ここに出てきているのか
というのが、理由がちょっとよく分からないので教えてください。

それから16ページの社会福祉事業費で委託料の、買い物環境等調査業務ということで調査

をしていただけたらと思うんですけど、どこに委託をして、どのような人を対象に、どういう調査をするのかということをお教えください。

とりあえず、1回目はこれだけでお願いします。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

ご質問の中の歳入について、私のほうでご説明をさせていただきます。

14款の使用料のうち土木使用料の住宅使用料250万5千円の減額をさせていただきました。これは歳出のほうの住宅にかかる人件費が実は減ってしまっていて、歳出の総額として、この住宅使用料を充てるべきところの、いわゆる歳出が人事異動に伴いまして人件費が減りました。その部分については、住宅使用料はほかの部分には使えませんので、歳出の減額に基づいて、今回減額するということとなります。

したがって、これは保留財源という形になりまして、今後住宅のいわゆる修繕とか、そういったものが出た場合には、これをまた財源にしながら対応していくということになりますので、これは歳出に伴った減額ということをお願いしたいと思います。

それから17款の旧下部小学校の貸付料でございますが、これは議員ご指摘のとおり、ヘルサポートサンリに今回、下部小学校を今年度の4月から来年の3月の使用料ということで、今回は計上させていただきました。この算出の根拠というのは、未利用の校舎等につきましては、不動産鑑定をしまして、その価格に応じて使用する面積ということでもって使用料をいただくということになりまして、またこの50万6千円の中には、中の建物の使用料と合わせまして、一部駐車場でも所有のために使うということなので、敷地の関係の、いわゆる駐車場料金もいただくことになりまして、1年間分の50万6千円ということで計上させていただきました。

それからもう1つの歳入については、この件についてはのちほどご説明をさせていただきたいと思っておりますので、この場では予算にかかるものだけでご説明を終わらせていただきたいと思います。

それから歳出のほうで、私のほうで説明させていただきたいのは、議員のおっしゃるような議員の報酬、それから特別職の関係の今回、条例に基づいた減額がされたものを予算化させていただいてあります。これは新型コロナウイルス感染症の関係をいろんな事業がありますけども、その事業に対して一般財源ですので、そちらのほうに充てさせていただくというような処理をさせていただきますので、特別これというような決めはありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから企画費のその他企画費の県法令外負担金の関係でございますが、これは実はすでに当初予算をつくるときには令和2年度の県法令外負担金は、それぞれの団体から町村会を通しまして負担を求めてきましたものを当初予算で計上いたしました。事業の見直しをする中で精査する中で今回、若干負担が増えてきたものがあるということなので、今回、認めた中で追加の増額をさせていただいたということになりますので、これは私どもの町だけでなく、山梨県の町村会を通したものでありますから、全団体に対して負担を求めたものでありますので、これについては、私どもの責務として予算計上をいたしました。

それから、分かるところだけどんどんいきますけども、魅力アップの関係のアクセスポイン

トというのは、Wi-Fiの関係のポイントを、観光案内所がありますので、そここのところに造設しまして、利用者に対して利便を図るために、アクセスできる、いわゆるWi-Fiを使える範囲を広げるために、これを増設するということでもありますので、これは今ちょうど「ゆるキャン△」の関係で大変、利用者が多いと。地域に多いということなので、その観光客の対策のためにこれをやるということでございます。アクセスポイントというのはWi-Fiのエリアを広げるという意味で捉えていただければよろしいと思います。

次に安全・安心の関係の青色の防犯パトロールの業務ということでございますが、これは今、シルバー人材センターをお願いしまして、それぞれ各学校のエリアとか、町内全域を見回りをしているわけでございますが、今回の国の指導といたします会計年度職員の関係の見直しもあったということでもありますけれども、その中でもって、いわゆる同一労働同一賃金の関係で、青色パトロールをお願いする方々については、いわゆる単価が上がったということで、このシルバー人材センターのほうから求められたもの、特に交通費という形でもって求められていますので、これについては変更をしながら、パトロールに来ていただく方の、指導員の方に支給するものが増えたという、単価が増えたということをお願いするものでございます。

それから14ページの地籍調査についての地図訂正でございまして、今回の地図訂正につきましては、和田地内ということで、旧身延のいわゆる南部寄りの地域であります。これはすでに昭和の時代に実はやった地籍調査でございますけれども、本来であれば認証が終わって登記も終わっているわけですが、そのときの調査の状況が地元の方が求めているものと違ったということで、担当課のほうに申し出がありまして、現場を確認する中で、もう一度、地図訂正が必要ということで、町の責任で、この地図訂正をするものでありますので、住民の方からの訴えによって地図訂正をするものでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

買い物環境の関係については、担当課のほうから具体的にどんなことをするのか、ご説明させていただきます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えします。

16ページになります。

3款1項1目の2の社会福祉事業費になります福祉保健課分の、買い物環境実態調査等についての業務であります。こちらにつきましては、買い物弱者と言われます高齢者になりますが、虚弱の方、あるいは一人暮らしの方に実際に民生委員が訪問していただいて、それぞれの聞き取り調査を行う中で、おおよそ約900名からの方々に直接民生委員が歩いてアンケート等を行いまして、それを行う中で町としましても実態の把握、それらまた課題を明らかにしながら買い物環境等の支援の方向性というのを見出しまして、町としても何かしらの施策の検討を行いたいという、今回、こちらのアンケートを行うわけでありまして、業務委託につきましては、山梨県立大学の本間准教授ということの中で、直接個人の先生ではあるんですが、先生のほうにアドバイザーということで入っていただきまして、調査の集計から始まりまして今後に向けてということで、先生のほうに業務委託をする業務委託が今回、69万9千円ということになっております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

この調査ですけども、渡辺議員からの質問の中で、私が再度、調査をしますということで、たまたま県のほうの補助金が2分の1出るものがありましたので、早速、速やかにやるということで、今回あげさせていただきました。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

今のは本当にありがとうございます。ぜひお願いしたいと思います。

こういうものは民生委員に協力していただいて、委託って普通、個人でも委託できる、行政が委託する、個人でも委託できるということなのかなと、私、ちょっと今、そういう知識がなかったものですから。その先生がどういう形でやってくれるのかなというのがよく分からないんですけども、でも実際、調査するのは地域の民生委員の皆さんでやってくれるということなんですね。その委託は先生だけの委託料ということで理解していいですか。

それとその地籍のことなんですけども、昭和のときのそれがなぜ今ごろここで出てきて、今回、こういう予算計上になったのかと。その経緯がちょっとよく分からないのが1点と、それから分からなかったのは住宅使用料の現年度分、私、単純に考えて住宅に入っている人が減ったというか、出たのかなとか、そういうふうになんか感じていたんですけども、これは保留財源とあって、そこのところをちょっともう1回説明をしていただきたい。それが3点。

それから19ページの特定教育、保育施設費で、負担金で大野山保育園ですけども、民間保育所の特別保育事業推進補助金とか、それから民間保育所事業費補助金、この内容と、それから障害児が増えたのかなというのは、これは分かるんですけども、今まで何人いて何人増えたのかというのが1点と、それから20ページの母子衛生事務費で小児救急医療事業負担金、過年度精算分というのが7万3千円出ているんですけども、これを教えてもらいたいというのと、それから21ページの農業振興事業費負担金補助で、これはレクラミのぶとか、2つのところに補助金ということなんですけど、内容がどういうものの補助金なのかというのと、それからその下の下部農村文化公園の管理費で修繕費、かなり額がいつているんですけど、これは館内の空調機の修理ということなんですけど、具体的にどこの空調機なのかというのと、それから23ページの総門の駐車場の管理費で、これはトイレの便器の取り替えなんですけども、これは古くなって取り替えるのかなと思うんですけど、いくつの計上なのかというのと、それからあと学校の給食ですね、収入のほうにも補助金が出ていたんですけども、学校臨時休業等給食食材補償費ということで、予定していたものが、学校が休校になったからということなんですけれども、小学校が7万7千円、中学校が15万1千円とかなり大きな額、食材にしたら。ちょっと主婦感覚として、これどうだったのかなと。もったいないことになっていないのかなというのと、ほかに利用ができなかったのかというのが1点と、それから一番最後の基金費で教育施設整備基金費ということで、これの説明をお願いします。

○議長（柿島良行君）

伊藤土地対策課長。

○土地対策課長（伊藤天心君）

14ページの2款7項1目地籍調査事業費、委託料、地図訂正等調査測量業務、和田地内の49万5千円につきましては、昭和59年に行った地籍調査で個人所有の墓地が和田区所有の土地に組み込まれ、登記されているので地図訂正してほしいとの相談を受けました。地籍調査前の公図をもとに現地で土地の並び、形状、距離等を確認した結果、墓地部分は和田区のものではないことが確認できたため、この土地にかかる筆10筆の立ち会い、測量、地図訂正が必要となったので、この業務を委託するものであります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

先ほどの歳入の住宅使用料の関係なんですが、歳出の25ページをご覧になっていただくと、まったく同じ金額が、いわゆる住宅管理費の254万5千円の減額になっていまして、その要因は人件費がマイナスになっているというようになります。予算の歳入と歳出の関係でございますが、歳入には特定財源というものと一般財源というものがあります。一般財源というのは、いわゆるどこに充てても税とか地方交付税、主なものですが、という形でもって、その隙間を埋めていくんですね。特定財源というのは、目的を持って徴収をしておりますので、どこでも充てるわけにはいきません。したがって、住宅使用料はこの部分の人件費が、例えば減ったとしても、そのお金を総務費の人件費に充てることはできませんし、どこかほかの住宅以外の修繕費に充てることもできません。したがって、ここの歳出が出てこない限りは、とりあえずは保留財源として持っていて、それを今後のための修繕とか、それから工事とかというものに対して、いわゆる財源を確保していくという中で、今回はマイナスのままにしておいたということです。もし必要であれば、各それぞれの住宅に、では250万円を、50万円ずつ割り振って、住宅のそれぞれの事業費、修繕費にとりあえずのせていけばいいではないかというような考え方もあるかと思っておりますが、それは必要に応じた財源措置ではありませんので、今回はこういう措置にさせていただいて、今後9月、12月等におきましては、当然、何らかの予算措置がされるだろうと、私どもは考えております。

したがって、今回は、これはマイナスのままで財源措置をしたということで、特定財源と一般財源の区別ということでご理解をいただければと思います。

あと委託の関係、個人にはできるのかという話なんですが、今回、いろいろ会計年度任用職員とかそういう関係で人件費とか報償とか、いわゆる謝金みたいな感じとか手数料とか、それから給料、報酬にかかるものについてはいろいろ区別されまして、個人に対する委託的なものも当然あります。これは例えば車の運転手の委託とかそういうのも、今までは賃金で払っていたものとか、謝礼で払っていたものについては今度は委託になったりとか、そういった財源上の歳出の仕様の区分がされておりますので、今回の助教授に対するものについても、業務的には、謝金的なものが多いかもしれませんが、当然、集計とか、いわゆる今後のそういった買い物弱者に対してはどういうことをしたらいいかというアドバイスとかということも踏まえた総合的なことを考えると、やはり委託がよろしいのかなということで予算計上したというよ

うにご理解をいただければと思います。

民生委員については、本来、町からのそういったものではありませんけども、せめてお年寄りのところに行く、いわゆる旅費的な要素のものについては、報償で一律でございますが手当をしたということでございますので、民生委員の報酬はあくまでも手当というよりも、いわゆる車代というような形でもって実費を補償していきたいと考えておりますので、予算計上いたしましたので、そういう形で見いただければよろしいと思います。

あとにつきましては、それぞれの担当課のほうからご説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

○議長（柿島良行君）

大村子育て支援課長。

○子育て支援課長（大村隆君）

それでは、私のほうから保育所関係のご質問がございましたのでお答えさせていただきます。予算書の19ページになります。

7目の特定教育・保育施設費、こちらの補正につきましてのご質問ですが、内容の説明をということでございますので、まず民間保育所特別保育事業推進費補助金、こちら41万円の増額の補正でございますが、対象は議員おっしゃるとおり大野山保育園でございます。この制度は山梨県が行っております制度で、県が2分の1、町が2分の1をそれぞれ出し合って支給しているんですけど、該当となるものがその保育所の0歳児が3人以上、なおかつ1歳児が5人以上を受け入れた場合に、この制度の適用が受けられるようになります。

大野山保育園につきましては6月から0歳児が新たに入園されたということで、この条件を満たすこととなりましたので、その分の補正を今回、要求させていただいたものでございます。

次に民間保育所事業補助金21万3千円の補正でございますが、こちらは職員の待遇改善ということで、町単の事業になりますが大野山保育園、下山立正保育園、それぞれ当初予算を要求した段階よりも1名ずつ保育士が、当初予算の算定の人数よりも増えられたということで、今回、請求をあげさせていただきました。

それから3番目の障害児保育事業推進費補助金でございますが、こちらは大野山保育園でございます。当初予算の要求段階では3名だったものが今回、4月1日からもう1名、入園されて4名になられたということで、その分の増額の要求でございます。

次に20ページの3目母子衛生費でございます。7万3千円の過年度精算分でございますが、こちらにつきましては、もともとが過去複数年の実績の平均値をもとに小児救急医療センターの利用者の数に応じて予算を立てて毎年支払っているわけなんですけども、今回、昨年度の予算が59名ということで予算化をしてございました。それによって支払いのほうも済ませたわけですが、実質の利用者が72名に増えられたということで、こちら、過年度の精算ということで、今回、予算要求をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

私から産業課関連の補正内容について説明させていただきます。

21ページ、農業振興事業費、負担金補助及び交付金の未来を拓くやまなし農業応援事業費

補助金について説明させていただきます。

補助を受ける対象につきましては、株式会社レクラみのぶ、宮木開田組合となっております。

レクラみのぶにつきましては、枝豆の脱莢機、枝豆コンベア、ハンマーナイフモアの購入です。宮木開田組合につきましては、脱莢機と発電機の購入になります。

いずれも未来を拓くやまなし農業応援事業につきましては補助率が2分の1、それから身延町農林水産業振興事業費補助金で県の採択事業に4分の1を充てるということで、こちらに記載のと通りの要求となっております。

次に下部農村文化公園管理費につきましてですけれども、こちらの事務室内のエアコンのほうに故障しております。修繕の場所につきましては、事務室、休憩室、それから加工実習室、それから会議室、研修室、ほぼ1階のフロア全域になります。

内容につきましては、圧縮機の交換、温度センサーの交換、それから冷媒ガスの漏れが発生する箇所がありますので、そちらの修繕を行います。

いずれにしても今、エアコンが使えない状況ですので、今後冷房が使えるように早急に手当したいということで要求させていただきました。よろしくをお願いします。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

観光課からは、総門駐車場の管理費ということで、総門駐車場公衆トイレの便器取替工事ということですが、これにつきましては、トイレの詰まりの修繕ということで、和式のトイレを取り除かないと工事ができないということですので、洋式の便器に替える工事一式の修繕となります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

学校教育関係で、学校給食関係のご質問ですけれども、33ページですけれども、1目学校給食費の中富学校給食事業費の中の補償、補てん及び賠償金の中の7万7千円ですけれども、これは中富学校給食事業費ですので、対象学校が身延清稜小と下山小学校になりまして、この補償料というのが予算的には7万7千円で、内容はと言いますと、大手の納入業者2社とあと牛乳業者の3社になりまして、そのうちの4万6,257円が牛乳業者になります。

続きまして、次のページの34ページの身延学校給食事業費の同じ補償料の15万1千円ですけれども、こちらが身延小、それから身延中になりますけれども、こちらも大手、中富給食センターと同じ、大手の納入業者2社と同じ牛乳業者になります。15万1千円のうちの8万4,222円が牛乳業者への支払いとなります。

それから、あともったいないので、ほかに活用できなかったかということなんですけれども、その納入業者のほうももったいないということで、フードバンク山梨に寄附の申し出をしたそうなんですけれども、要は日持ちがしないものですから、それで向こうでも遠慮したということです。

内容的には、一番多い、キャンセルできなかった食材というのが冷凍の魚類が多くて、冷凍

といっても賞味期限がありますので、それらが非常に多いと。当然、細かくいえばさつまあげとか豆腐、野菜もありますけども、主に冷凍食品が多いです。

以上です。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

最後のご質問だったと思いますが、34ページの基金の積み立てについてでございます。

概要書に伴いましてご説明をさせていただいたんですが、これは旧下部小学校を建設するときに国の公立学校施設整備費補助金というものを使いながら建設をしております。そうしますと、今現在、使っていないわけですが、これを処分するために、目的外のものに使用させたり、また壊したりとかする場合には、補助金の返還というものを求められるような形をもって承認を得なければなりません。このヘルスサポートサンリに貸すに当たっては、どのフロアを貸すかということで、県を通して国のほうへ申請をいたしまして、その処分内容につきましては、そのフロアについての返還分を町が教育施設に、今後の教育施設の修繕とか、それから建設とかに使うために基金をすることによって返還を免れるという、免除されるということですので、今回、国の指導を受けながらこの52万1千円を、返還分を町の一般財源でございますけども、積み立てて、今後の教育施設に活用するというところでございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

大体理解したんですけど、やっぱり学校給食の、もったいなくて、なんとかできないか、これから学校が始まっても、こういう状況の中で、いつ、またそういうような事態になるかわからないというような中で、国から補助は出るんでしょうけど、お金の問題ではなくて、なんとかそういうものを活かせる方法がないかなということ、今回は緊急でしょうがなかったのかもわからないですけども、やっぱり事前に、どうしたらいいのかということを検討して、ほかでも売ったとかいろいろありましたので、ぜひほかのところも検討しながら、本当にもったいないことにならないような方法を考えていただきたい、これが3点目ですけども、このところをどういうふうにか考えるかお答えください。

○議長（柿島良行君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えします。

まず、納入業者のほうは町内の納入業者がおりまして、数も少なくてもキャンセルができるわけなんですけども、大手納入業者というのは、本町ばかりではなくて、ほかの当然、学校給食もあるし、社会福祉施設も納入してまして、例えば冷凍食品にしても納入する単位がものすごく多いらしくて、当然、納入して転売できれば、今回補助金の対象にはならないんですけども、抱えてしまって、どうしても転売できなくて処分せざるを得ないということで、今回、補助の対象ということになっております。よろしくお願ひします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

先ほど渡辺議員が質問の中で、国の4分の3の補助というのがありました。これは納入業者の全国組織がございまして、そこが文科省に4月になってから働きかけをしたんですね。国の補助金自体が前年度3月分の後追いのような形で制度化されました。残りの4分の1についても交付税措置がありまして、町自体は実際は5%程度の負担で済むという制度ができましたので、早速この制度を導入します。

今、課長が言ったように本町のみならず、これは県下すべての、そこから納入しているところも該当になると思いますので、私たちの町とすればこの国の制度を利用させてもらって5%程度の町負担で済ませると。それと先ほど言いましたように、私もこの話をしたときに、もったいないというのが一番思いまして、そしてさっき言ったフードバンクの話もありましたけども、今後は、例えば社会福祉協議会が寄附を受けるとか、そういう受け皿みたいなものも検討していく必要はあるのかなというように考えておりますので、これは、今後またこういうような事態がいつ起きるか分かりませんが、そのためにシステムをちょっと考えていきたいと思っております。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第57号の質疑を終わります。

日程第7 議案第58号 令和2年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第58号の質疑を終わります。

日程第8 議案第59号 令和2年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第59号の質疑を終わります。

日程第9 議案第60号 令和2年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第60号の質疑を終わります。

日程第10 議案第61号 令和2年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第61号の質疑を終わります。

日程第11 議案第62号 令和2年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第62号の質疑を終わります。

日程第12 議案第63号 令和2年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第63号の質疑を終わります。

日程第13 同意第1号から日程第26 同意第14号までの14議案は身延町農業委員会委員の選任に関する人事案件のため質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第1号から同意第14号までの質疑は省略します。

日程第27 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては人事案件のため質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって諮問第1号の質疑は省略します。

これをもちまして、本日の議事日程は終了しました。

なお、このあと総務産業建設常任委員会を第一会議室で開催します。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（深沢教博君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。
相互に礼。
ご苦労さまでした。

散会 午前 9時50分

令和 2 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 2 日

令和2年第2回身延町議会定例会（4日目）

令和2年6月12日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 委員長報告
日程第3 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（身延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
日程第4 議案第56号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第57号 令和2年度身延町一般会計補正予算（第3号）
日程第6 議案第58号 令和2年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第7 議案第59号 令和2年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第8 議案第60号 令和2年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第9 議案第61号 令和2年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第10 議案第62号 令和2年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）
日程第11 議案第63号 令和2年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第12 同意第1号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第13 同意第2号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第14 同意第3号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第15 同意第4号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第16 同意第5号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第17 同意第6号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第18 同意第7号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第19 同意第8号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第20 同意第9号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第21 同意第10号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第22 同意第11号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第23 同意第12号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第24 同意第13号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第25 同意第14号 身延町農業委員会委員の選任について

- 日程第26 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第27 請願第1号 国に対し「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願書について
- 日程第28 委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第1 議案第64号 身延町国民健康保険税条例及び身延町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第2 議案第65号 令和2年度身延町一般会計補正予算（第4号）

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月幹也	副	町	長	笠井祥一														
教	育	長	保坂新一	総	務	課	長	村野浩人												
会	計	管	理	者	小	笠	原	正	人	企	画	政	策	課	長	熊	谷	司		
交	通	防	災	課	長	佐	藤	成	人	財	政	課	長	遠	藤	基				
税	務	課	長	伊	藤	克	志	町	民	課	長	穂	坂	桂	吾					
福	祉	保	健	課	長	望	月	融	観	光	課	長	佐	野	和	紀				
子	育	て	支	援	課	長	大	村	隆	産	業	課	長	高	野	修				
建	設	課	長	望	月	真	人	土	地	対	策	課	長	伊	藤	天	心			
環	境	上	下	水	道	課	長	水	上	武	正	下	部	支	所	長	内	藤	哲	也
身	延	支	所	長	千	頭	和	康	樹	学	校	教	育	課	長	深	沢	泉		
施	設	整	備	課	長	羽	賀	勝	之	生	涯	学	習	課	長	幡	野	弘		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 深沢教博
録音係 若狭秀樹

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（深沢教博君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第4号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

なお、本日は議案2件が追加案件となっています。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

総務産業建設常任委員会に付託した請願第1号について委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、野島俊博君。

登壇してください。

○総務産業建設常任委員長（野島俊博君）

総務産業建設常任委員長より報告をさせていただきます。皆さま、お手元のほうに配布されていると思いますけども、お目通しをよろしくお願いいたします。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（柿島良行君）

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で請願第1号についての審査報告に対する質疑を終わります。

野島委員長は自席にお戻りください。

これから日程に従い討論・採決を行います。

日程第3 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（身延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第6号 専決処分の承認を求めることについて(身延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、報告第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第4 議案第56号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第57号 令和2年度身延町一般会計補正予算(第3号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号 令和2年度身延町一般会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第58号 令和2年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号 令和2年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第59号 令和2年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号 令和2年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第60号 令和2年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号 令和2年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第61号 令和2年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号 令和2年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第62号 令和2年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号 令和2年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第63号 令和2年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号 令和2年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に日程第12 同意第1号から日程第25 同意第14号までの身延町農業委員会委員の

選任については人事案件のため討論を省略し採決を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって同意第1号から同意第14号までは討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

同意第1号から同意第14号の採決は起立によって行います。

同意第1号 身延町農業委員会委員の選任について原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第1号 身延町農業委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町三沢699番地、上田博氏、昭和24年10月1日生まれに同意することに決定しました。

同意第2号 身延町農業委員会委員の選任について原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第2号 身延町農業委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町飯富111番地の1、佐野文秀氏、昭和14年4月1日生まれに同意することに決定しました。

同意第3号 身延町農業委員会委員の選任について原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第3号 身延町農業委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町下山11375番地の4、山下貴氏、昭和33年3月12日生まれに同意することに決定しました。

同意第4号 身延町農業委員会委員の選任について原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第4号 身延町農業委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町門野463番地、久保田茂和氏、昭和26年9月8日生まれに同意することに決定しました。

同意第5号 身延町農業委員会委員の選任について原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第5号 身延町農業委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町西嶋1180番地、笠井雄一氏、昭和26年9月12日生まれに同意することに決定しました。

同意第6号 身延町農業委員会委員の選任について原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第6号 身延町農業委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町八坂360番地、今福歳男氏、昭和12年10月18日生まれに同意することに決定しました。

同意第7号 身延町農業委員会委員の選任について原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第7号 身延町農業委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町大野735番地、片田文徳氏、昭和23年2月15日生まれに同意することに決定しました。

同意第8号 身延町農業委員会委員の選任について原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第8号 身延町農業委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町切石311番地、深沢勝一氏、昭和21年1月20日生まれに同意することに決定しました。

同意第9号 身延町農業委員会委員の選任について原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第9号 身延町農業委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町車田1826番地、二宮喜昭氏、昭和24年2月5日生まれに同意することに決定しました。

同意第10号 身延町農業委員会委員の選任について原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第10号 身延町農業委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町福原78番地、河西美恵子氏、昭和27年1月5日生まれに同意することに決定しました。

同意第11号 身延町農業委員会委員の選任について原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第11号 身延町農業委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町下山2473番地の1、遠藤芳樹氏、昭和30年3月19日生まれに同意することに決定しました。

同意第12号 身延町農業委員会委員の選任について原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第12号 身延町農業委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町常葉5570番地、渡邊龍巳氏、昭和28年2月3日生まれに同意することに決定しました。

同意第13号 身延町農業委員会委員の選任について原案のとおり同意することについて賛

成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第13号 身延町農業委員会委員に長野県安曇野市穂高8286番地の4、望月喜雄氏、昭和19年12月2日生まれに同意することに決定しました。

同意第14号 身延町農業委員会委員の選任について原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第14号 身延町農業委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町下山2375番地の1、松木実氏、昭和26年5月3日生まれに同意することに決定しました。

日程第26 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、本案については人事案件のため討論を省略し採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって諮問第1号については討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

お諮りします。

原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任と意見を付すことに決定しました。

日程第27 請願第1号 国に対し「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願書について討論を行います。

まず原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員 (渡辺文子君)

国に対し「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願に対し賛成の討論を行います。

今、大きな不安が日本経済を覆っています。それは安倍政権が多くの国民や内外の専門家の声を無視して、昨年10月の消費税の税率を8%から10%に引き上げたことが最大の原因です。そこに新型コロナウイルスの感染拡大による深刻な事態が加わったのです。欧米のメディアも安倍政権の消費税増税策を大失態と報じています。

そもそも1989年4月1日に導入された消費税は、赤ちゃんからお年寄りまで生活のすべてに課税される低所得者ほど重い負担が押し掛かる逆進性の強い税制です。消費税を価格に転嫁できない中小業者もまた消費税に苦しめられています。外出を自粛していても食料や生活必需品は購入しなければなりません。そこにかかる消費税を減税することは所得の少ない人ほど手厚くなる重要な生活支援策です。そして新型コロナウイルスの感染が終息に向かう時期には、

最も効果的な消費喚起、需要拡大効果となります。この消費税5%への減税は多くの町民、国民の願いです。

○議長（柿島良行君）

次に請願原案に反対討論はありませんか。

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

原案に反対する立場から討論をいたします。

日本の租税負担率につきましては、これは世界でもアメリカに次いで国民所得に対する比率でございますが、26%、2番目に低いわけでありまして、さらには減税をもし挙げるのであれば、財政赤字がさらにこれは拡大をするものでありまして、今現在、日本の借金は国、地方を含めて1,200兆円でありまして、GDPの約2倍でございます。こんな国はギリシャを除いて先進国には存在しないわけでありまして、この財政赤字がさらに拡大することは、絶対これは避けなくてはなりません。減税をすることによってですね。

さらには、日本の予算の約30%が社会保障費に充てられております。約30兆円でございます。これが今後、2025年におきましては、さらに団塊の世代が後期高齢者になりますので増えることが予想される中で、社会保障費がさらにこれは増える、増大をすることは目に見えているわけでございます。そういう中で安定的な収入税収を確保しておく必要があるわけでございます。ここで減税をすることは、さらなる財政の悪化を招くこととなります。わが国にあっては、高福祉でなおかつ低負担であります。そういう中で、さらにこの消費税5%を引き下げて財政の悪化をし、国民の負担をさらにこれから先、増大させることは避けなくてはならないという意味で、私はその原案に反対するものであります。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

次に請願原案に賛成討論はありませんか。

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

去年、10%に上がったわけですが、現状のコロナの状況を見ても5%、できれば5%よりもっと下げてもいいのかなと思うんですけども、5%まで下げて、国民の負担、町民の負担を減らすべきであると思っております。長期的な視野も当然あるんですけども、とりあえずは現在の状況を乗り越えなければならないという状況がありますので、5%下げて負担を軽くしてもらいたいと思っております。

○議長（柿島良行君）

次に請願原案に反対討論はありませんか。

福與三郎君。

○10番議員（福與三郎君）

反対の立場から討論をいたします。

消費税10%の増税についてでありますけれども、少子高齢化の進展に伴いまして、医療費、介護費等の社会保障コストが猛烈な勢いで膨らみ続けております。持続可能で安定した社会保障制度は何としても堅持をしなければならないところであります。

加えて教育費無償化の充実に向けた財源の確保は待たなしで必要であるとの結論の下、こ

の消費税は決定をされたところでありまして、これに対しまして5%の引き下げを求める意見書の提出については反対をいたします。

○議長（柿島良行君）

ほかに請願原案に対し賛成の討論はありませんか。

（ な し ）

原案について賛成の討論がないので、討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

請願第1号に対する委員長の報告は、不採択とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、請願第1号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第28 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員長、教育厚生常任委員長、議会運営委員長、議員報酬適正化検討特別委員長、議会広報編集委員長から委員会において調査中の事件について会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本日、議案2件が提出されました。

この案件を本日の日程に追加し審議することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、追加提出されました議案を本日の日程に追加することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を10時ちょうどとします。

休憩 午前 9時44分

再開 午前10時00分

○議長（柿島良行君）

再開をします。

追加日程第1 議案第64号 身延町国民健康保険税条例及び身延町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは追加議案第64号について、ご説明申し上げます。

身延町国民健康保険税条例及び身延町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町国民健康保険税条例及び身延町介護保険条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の減免等を行う。」とされたことを踏まえ、新型コロナウイルスに関連して一定の要件のもとに国民健康保険税及び介護保険料の減免を行った場合には、保険者に対する財政措置が行われることに伴い、身延町国民健康保険税条例及び身延町介護保険条例の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

なお、改正の内容につきましては税務課長が説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

次に議案第64号の内容説明を求めます。

伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤克志君）

議案第64号 身延町国民健康保険税条例及び身延町介護保険条例の一部を改正する条例について、所管課はそれぞれ税務課と福祉保健課になりますが、一括して内容のご説明をさせていただきます。

議案説明書をご覧ください。

このたびの条例改正の背景は、新型コロナウイルス感染症および蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響を緩和するため、国民健康保険税及び介護保険料等の減免を行い、それに伴って生じる自治体の減収分を緊急経済対策により国が全額補てんする特例措置を講じるため新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等にかかる国民健康保険料の減免に対する財政支援の基準についておよび、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免に対する財政支援についてが、それぞれ厚生労働省から通知されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染者等に対する減免を実施するため、身延町国民健康保険税条例及び身延町介護保険条例にそれぞれ所要の改正を行うものです。

改正内容の1点目は、国民健康保険税及び介護保険料において、新たな減免の要件を規定するものです。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型コロナウイルス感染症により世帯の生計を主として維持するものが死亡し、または重篤な傷病を負った場合と新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入の減少が見込まれ、国保税においては資料のア、イ、ウに、介護保険料においてはは

資料のアとウに該当する場合のり患世帯と減収世帯がこの減免の対象となります。

2点目は、国民健康保険税及び介護保険料における減免の申請期限に特例を設けます。身延町国民健康保険税条例第25条第2項、ならびに身延町介護保険条例第11条第2項には減免を受けようとする者は納期限前7日までに申請しなければならないと規定がされておりますが、今回の緊急経済対策による国費での減収補てんの対象期間は、令和2年2月1日から令和3年3月31日の間に納期限を迎えるものとなっており、すでに納期限が過ぎております令和元年度分の国保税の一部および介護保険料の一部も遡って減免の適用対象となるため、申請期限の特例を設けることが必要となりました。

本条例の施行期日につきましては公布の日から施行し、申請期限の特例につきましては、令和2年2月1日から適用をいたします。

以上で議案第64号の内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

次に議案第64号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第64号の質疑を終わります。

これから議案第64号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 議案第65号 令和2年度身延町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

町長から本案について提案を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは追加議案第65号 令和2年度身延町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正の箇所のみご説明を申し上げたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,750万5千円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億7,647万2千円とする。

なお、補正予算の内容につきましては、財政課長よりご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第65号の内容説明を求めます。

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

議案第65号 令和2年度身延町一般会計補正予算（第4号）について、お手元の概要書により説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

歳入予算について、ご説明いたします。

15款2項1目総務費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金9,688万8千円を計上いたしました。これは国の第1次補正予算において新型コロナウイルス感染症拡大の防止と感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため創出され、国に提出いたしました本町の臨時交付金実施計画に基づき配分される交付金であります。

補助対象事業の総事業費は1億7,657万8千円となり、商品券配布事業ほか記載のある7事業を対象といたしました。

2項6目教育費国庫補助金のうち公立学校情報機器整備費補助金1,462万5千円を計上いたしました。これは国の第1次補正予算に計上された補助金で、GIGAスクール構想による1人1台パソコン購入事業へ充当するものであります。

補正予算（第3号）の編成時には、補助制度の詳細が詳しく示されていなかったために今回の追加補正とさせていただきます。

また、学校保健特別対策事業費補助金7万8千円を計上いたしました。これは感染症予防のために購入する児童用マスクの購入費に充当いたします。

2ページをお開きください。

19款1項13目子ども・子育て基金繰入金530万円を減額いたしました。これは一般会計補正予算（第2号）に計上されました子育て世帯への臨時特別給付金事業に臨時交付金を充当するためであります。

20款繰越金5,121万4千円を増額いたしました。

歳出についてご説明いたします。

2款総務費について説明します。

2款1項12目新型コロナウイルス感染症対策費591万6千円を計上いたしました。

細目2新型コロナウイルス感染症対策事業費総務課分は110万6千円を計上いたしました。これはマスク、手指消毒液の購入費であります。

細目4新型コロナウイルス感染症対策事業費観光課分の39万6千円の計上は、町内観光地等を町内外に紹介する動画撮影用ドローンを整備するものであります。

細目5新型コロナウイルス感染症対策事務費10万円および細目6新型コロナウイルス感染症対策事業費200万円の計上につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止事業費補助金事業としまして計上いたしまして、これは民間業者が感染症の拡大を防止するために手指

消毒器や空気清浄機等を整備したり、また早期営業再開を図るために事業所内の消毒事業等を実施した場合、町が助成するものです。補助率は3分の1、上限を10万円といたしました。

細目8新型コロナウイルス感染症対策事業費子育て支援課分の175万5千円の計上は民間保育所を含む保育所、学童保育室、児童館用の手指消毒液を購入するものであります。

細目10新型コロナウイルス感染症対策事業費学校教育課分45万9千円の計上は、児童用マスク、給食配膳用の手袋等を購入するものであります。

3ページをお開きください。

細目12新型コロナウイルス感染症対策事業費交通防災課分の10万円の計上は、便利屋タクシー活用補助金を計上いたしまして、買い物代行等の支援をするもので1日1回当たり1人1千円を補助するものであります。

細目13子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金にかかる財源組み替えであります。

2項15目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金費1億3,596万6千円を計上いたしました。

細目1商品券配布事業1億1,761万円を計上いたしました。これは町内における消費を喚起させ、景気回復と経済活性化を推進するため、町民1人に1万円の商品券を配布する事業費の関係経費を計上いたしました。

細目2飲食店等応援クラウドファンディング事業200万円を計上いたしました。これは観光関連事業応援プロジェクト、クラウドファンディングのプレミアム分200万円を町が補助するものであります。

細目3避難所感染予防対策事業525万2千円を計上いたしました。これは避難所感染予防対策としてフェイスシールド、マスク、非接触型体温計、防護服、避難所用テント等を購入するものであります。

細目4通学支援運行委託業者事業継続支援事業といたしまして648万6千円を計上いたしました。これはスクールバス等の運行業者に事業継続支援として学校の臨時休業時における運行事業費を支援するものであります。

細目5子育て世帯への臨時特別給付金事業461万8千円を計上いたしました。これは所得制限により子育て世帯への臨時特別給付金の町単独の分の支給対象外となった世帯へ、改めまして町単独分1人当たり1万3千円を支給するものでありまして、さらに高等学校等の臨時休校に伴い自宅待機を余儀なくされた子育て世帯へ生活支援をするため、1人当たり3万円を支給するものです。

4ページをお開きください。

9款3項1目防災費、防災備蓄倉庫購入費99万8千円を計上いたしました。これは当初予算計上の防災備蓄倉庫12基を購入する予算として298万9千円を計上してありましたが、今回99万8千円を増額するものです。増額の要因は、避難所感染予防備品等の備蓄品増量により購入予定の備蓄倉庫の規格を変更するものであります。

10款1項2目事務局費、機械器具費1,462万5千円を計上いたしました。これはGIGAスクール構想による1人1台パソコン購入事業として、タブレット325台を購入するものです。

以上で議案第65号の内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案と担当課長の内容説明が終わりました。

次に議案第65号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

まず7ページなんですけれども、ドローンの備品購入費とあるんですけど、今、やっぱり生活がとても大変な人たちがいる中で、このドローンの撮影、少し落ち着いたら町内観光地を紹介する動画を撮影するというのはいいんですけど、今ここでやる予算なのかなと。その理由を教えてくださいたいのが1点。

それから子どもたちにマスクという費用が出ていたんですけど、給食の調理員がマスクを作ってくれて、学校に持ってきてくれたというような報道もあったんですけど、それではとても賄いきれないということで、こういう購入が出たのかどうなのかというのが1点。

それから便利屋タクシー活用補助金とあって、今朝の新聞にその説明が、1人1千円とそこで分かったんですけど、ここで説明する前に新聞報道があるというのはどうなのかなと思って、もうちょっと、追加提案だからそのところはなかなかうまくいかなかったのかなと思うけども、せめて新聞報道する前に私たちにそれを教えてほしかったというのが1点と、これはタクシー、前の説明書の中にタクシーで買い物する人に対してというのがあったんですけども、これはどのようなことで、どのような仕組みでやるのかというのを教えてくださいたいです。

それから飲食店等応援クラウドファンディングは、具体的にどういうふうな形でやられるのかというのが1点と、それから先ほど備蓄倉庫を変更したというふうに、どのような変更だったのか。規格を変更したとあったけども、どのような変更なのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

全体的にかかることでありますので、私のほうで全体的にかかるところをちょっとご説明させていただきますけども、先ほど便利屋タクシーの関係で、今日、山日の新聞のほうへ載っていたということは、実は今回のコロナウイルス感染症対策について、町がどのような独自の事業をしているかということでご紹介させていただいたと思っておりますけども、この事業につきましては、すでに全員協議会で臨時交付金をどのような形でもって国のほうへ申請していくかというときにご説明しておりますし、議会の一般質問の中で、渡辺議員の臨時交付金はどのように活用するのかという中でも、数字を交えながら私は説明したと思っておりますので、そういうことを踏まえながら山日は、今回の質問も内容を確認しながら書いていただいたと理解しておりますので、そのへんはよろしくご理解いただきたいと考えております。

では、私のほうから分かる範囲でお答えします。

まずドローンの関係でございますが、今、なかなか、今度、東京のほうで第3体制になりまして、県をまたいだ移動ができるような形になるかもしれませんが、一時は県をまたいだ移動もできなくて、それぞれの観光地についての季節の情報というのが全然伝わってなくて、

例えば登山の関係があったりとか各地の名勝、花の咲いているところというところ、いろいろの情報を動画でもって紹介をしていました。身延町におきましても、UTYだと思えますけれども、身延山の桜も放送されたような経過があります。

今後のこの臨時交付金のいろいろな使途につきましては、当然、感染予防もありますし、今後の町の経済対策とか、それから身延町へ来ていただくような、そういった事業も踏まえて、いろいろな計画のもとに計画を提出しております。

したがって、今回の臨時交付金の計画に基づいてというように私が説明いたしましたけれども、ドローンについても今後の身延町への集客等も踏まえた観光事業への一つの手段として動画を発信していきたいということで整備するものでありますので、ご理解をいただきたいと考えております。

また学校の関係、それからマスク、それから特に給食配膳用の手袋は使い捨てのようなもので整備したり、また今後のことも考えまして、学校に例えばマスクが足りなかったりしてはいけませんので、これをすべて買うというわけではなくて、必要に応じて用意していきたいという、マスクのものでありますし、配膳用の手袋はすぐにでも購入して子どもたちの給食の配膳に使っていくというものでありますので、今回の計上にしてあります。

あと便利屋タクシーについては、のちほど交通防災課のほうから内容について説明させていただきます。

クラウドファンディングについても、観光課のほうから説明をさせていただきます。

私からは以上の説明であります。

○議長（柿島良行君）

佐藤交通防災課長。

○交通防災課長（佐藤成人君）

お尋ねいただきました便利屋タクシーの件を説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症防止のために外出を控えている方々、外出が困難な方々がタクシーに乗車することなく、ご利用いただきたいということで計上させていただきました。これにつきましては、買い物代行や病院の予約、薬の受け取りなどを想定しているところです。

また、要綱等を整備するというございですが、30分まで1千円、以降15分ごとに500円というふうな料金設定になっておりまして、これは県内、同じなんですけれども、そういうことで、最初の30分を補助させていただきたいと思っております。

それから防災倉庫につきましては、新型コロナウイルスのものも中に入れるということで規格を少し変えさせていただきたいということでございます。規格につきましては、幅が2,820、高さが2,030、奥行きが1,336でございます。これに小物が入りますので、棚を増やさせていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

それではクラウドファンディング事業について説明をさせていただきます。

売上が減少している町内の飲食店、それから宿泊事業所、土産品などの小売店等の支援を行って、購入者が支援したい店のチケットを事前に購入して応援するもので、支援先の店に

事前に資金が届く仕組みとなりまして、経営の安定に寄与するものと考えております。

内容につきましては、事前に事業者のほうはクラウドファンディング事業に登録を行っていただきまして、購入者はインターネットでクラウドファンディングサイトにアクセスをしていただきまして、支援先のチケット、例えば2,500円、申し込みます。そうすると購入者は指定された期間に、商工会からチケットが送付されますので、2割増しの3千円分のプレミアムチケットとして利用することができるといった内容のものです。

金額コースにつきましては2,500円、5千円、1万円、5万円といったような内容になっております。

クラウドファンディングで支援していただいた方への2割分を町が負担とする財政措置を行うという内容のものです。

支援金の支払い方法等ですが、まずCAMPFIREというクラウドファンディングサイトにアクセスをしていただきまして支援する金額を入力します。それからメールアドレスやチケットのお届け先情報を入力していただきまして、今度は支援金のお支払い方法ということでクレジットカード支払い、それからコンビニエンスストア支払い等を選んでいただきまして、支援したい店を入力というような操作もございます。それで一応、操作のほうは完了となります。

クレジットカード支払いのほうは電子決済ということでスマートフォン、パソコン等でクレジットカードナンバーを入力していただきまして、支援金を払い込むというような内容でございます。

コンビニエンスストア支払いではスマートフォン、それからパソコン等で支払い手続きをしてから、コンビニのほうで現金を支払うような形となります。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺議員、よろしいですか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

今まで説明はされたんですけど、詳しくは説明がなかったので、今日、していただいたということなんですけど、あとドローンは今、本当に必要なのか。今までドローンを買っていますよね。それでは間に合わないのかなと思っているんですけど、今、なぜドローンなのかなど。何台かあると思うんですけども、それは新しく買う必要があるのかというのがちょっと理解できないというのと、それから便利屋タクシーのことなんですけど、タクシー会社も今、大変だと思うんですけど、実際、私のところに相談してきた方は、タクシーでちょっと出掛けたいと思ったんですけど、ちょっと遠く、町外だったんですけども、タクシー会社に電話をしたら、そんな遠くまでは行けないというようなことを言われたということなんですけども、タクシー会社もやっぱり大変なところがあるので、本来、人を乗せていくようなタクシー、本来の仕事がもうちょっとできるような補助があったらいいのかなど。なんか台数が少なくて、とてもそういうような要望には応えられないということで、断られてしまって困ったというような相談があったんですけど、もうちょっとそういう、日々利用できるような形で、本当は自分が乗っていけるのが一番いいと思うんですね。代行ではなくて。そういう意味では、そういうことも検討していただければと。2点、お願いします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

まずドローンについてですけども、今2台あるんですが、それは防災のほうで活用するもので、特に高性能のカメラを付けたのは、補助金を受けて買っているものですから、防災オンリーの使い方に制限をされています。

それと、なぜ今かというのは撮影に時間を要します。完成したものはホームページへあげて、例えば身延に来られなくとも、身延のホームページ上で身延のよいところをまず見ていただいて、そしてコロナが終息したら身延へ行きたいなという気持ちで、できれば来ていただきたい。そういう準備行為ですから、早いというのにこしたことはないというように私は思いまして、今回計上をさせてもらいました。

それとタクシーの件につきましては、やっぱり費用対効果とか需要と供給の関係とか、それぞれの企業の都合もございますので、一概に台数を増やせばいいということも私どももお願いはできませんし、今後はもしそういう件があったのであれば、われわれのほうからは協力要請ということで、できるだけ住民の意思に沿った運行をしてほしいということは伝えたいと思います。

あとは買い物の不便者については、これは県下のタクシー協会が実施している事業なんです。それで身延の管内も2つの事業所が乗っかってくれています、そしてさっき課長が言いましたとおり、最初の初期30分、これは1千円かかりますので、そこは町が負担しましょうと。あとは個人で負担をお願いしますという制度でございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑はありませんか。

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

今回、9,688万8千円という臨時交付金があったわけですけども、この算定基準というか算定方法というのはどういうことで、この金額になったのか。

それから先日、たしか財政課長が次の臨時交付金もあるんじゃないかというお話でしたが、そのへんについてもお願いします。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

この臨時交付金の算定基準は地方交付税なんかと同じような形でもって、その自治体の規模、人口等でもって配分されていて、詳細なところは私どももちょっと、詳しい計算方法は分かりませんが、私どもに示されているのは、町村の規模と、それから人口というように理解しております。また、この配分については当然のことながら、コロナウイルスの対応をしている病院を持っていたりとか、そういったことも踏まえた中で配分されているものと私どもは理解しております。

また第2次の関係は今、国会で審議中でございますけども、まだ詳細なことは分かっておりません。ただ、第1次のときには1兆円が臨時交付金の財源の一つとなっていると聞いており

ますけども、今回は2兆円規模だということも新聞報道がされております。ただ単純に、だからといってこの2倍来るのかなというのはちょっとまだ分かりませんし、やはり今、一番懸念されているのが医療機関とか、そういったところを持っているところは手厚く、配分が多いのかなということも考えておりますけど、そうはいつでも先ほど言ったように地域経済も非常に低迷しておりますので、それらについては当然、第1次補正と同額以上の、いわゆる金額が示されてくるのかなと思っております、私ども期待をしながら今後の、どのような使い方をしていくのかということ、町全体でもって考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

たぶんそういう交付金、普通の交付金と同じような算定方法で算定するしかないんだらうなと思っておりますけども、これは地方創生のはじめのときには塊があって、その中から早く、うまく地方創生をやっていきそうなどころには多く配分みたいな、そういうことがありましたので、今回はそういう普通交付金と同じように配分されたということで理解いたします。

それから2次の臨時交付金がもしありましたら、今現在、県外に出ている学生の生活が非常に困窮していると思うんですが、そういう子どもたちを救うような形のものを今後考えていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

県外の学生等への支援につきましては、渡辺議員からも言われておりますし、今、芦澤議員も意見としていただきましたので、今後の第2次の交付金のときには、前向きに検討させていただきたいと思っております。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

1点、お伺いしたいと思います。

このたび1億1,700万円、商品券が計上してあるんですが、町民1人1万円ということで。町内の消費を喚起するということが計上してありますけども、これまでも地域振興券、あるいは消費税のベースアップに対する町内の消費喚起とか、何回かそういった商品券等の事業をやっていて、町内において消費を図ると。もちろん、それでいいと思うんです。なかなか町内の事業所が少なく、これまでもなかなか使えないというような声を多く聞いたわけですけども、町内にある大型店、あるいはそういった外からの資本のある店、商店、スーパーがあるわけですけども、そういった点、町内で、できるだけ町内の事業者、いわれども町内には少ないということですけども、その点、何かうまい考えがありましたらお教え願いたい。どういうことを考えているのか。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

今、議員がおっしゃったとおり、同僚議員の渡辺議員からも言われたんですが、前回のときはかなりの金額が、今言ったセルバだとか、薬屋さんとか大型店へ落ちたんですね。その反省を踏まえて、今回、商工会との検討の中で、町内に本店を有するところへ確実に落ちるのが半分の5千円。共通で、全体、今のセルバとかも含めた中で使えるのを5千円に分けようと。全額は、例えば食堂へ行って1万円を使っても問題ないです。セルバへ行った場合には、最高でも5千円しか使えない。残りの5千円はどうしても町内の事業所、本店というか、そういうところへ落としてもらおう。そういう制度で今、組立てておりますので、前回のようにセルバとか大型店にすべてが流れるような仕組みの是正を考えております。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑はありませんか。

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

1点、質問をさせていただきます。

15目の5の子育て世帯への臨時給付金ということで、1万3千円の件ではなく3万円のほうです。今日の新聞でも出ていましたけど、高校生の2年、3年を対象とした3万円ということで、では1年生はどうなのかということで確認させていただきたいんですけど、1年生に対しての支給はどうですか。

○議長（柿島良行君）

大村子育て支援課長。

○子育て支援課長（大村隆君）

お答えいたします。

1年生につきましては、5月の臨時議会の際にご説明申し上げましたが、児童手当の支給に伴いまして上乗せ分の国の1万円と、それから町の1万3千円、こちらが新高校1年生まで支給がされるということでございますので、このたびの受給から外れてしまいます2、3年生に対して支給をさせていただきたいということで、この補正をお願いするものです。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

児童手当は中学3年の満年齢でストップというふうになっていると思うんですけど、それは1年延期ということですか。

○議長（柿島良行君）

大村子育て支援課長。

○子育て支援課長（大村隆君）

今回のものではなくて、前回の児童手当の上乗せ分につきましては、新高校1年生につきましては、2月29日現在での基準日になりますので、新1年生が今回に限り対象になるということでございます。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第65号の質疑を終わります。

議案第65号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

ここで、町長からあいさつの申し出がありますのでこれを許します。

望月町長。

○町長 (望月幹也君)

皆さま、大変お疲れさまでございました。

令和2年身延町議会第2回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつをさせていただきます。

本定例会は6月8日に開会され本日までの5日間、柿島議長のもと私どもの提案いたしました追加2議案を含めた28件の提出案件に対しまして真摯にご審議をいただき、ご議決・ご同意をいただく中で閉会を迎えることができました。議員の皆さまのご協力に敬意とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

本議会でご議決いただきました令和2年度補正予算等の執行、特に新型コロナウイルス関連予算につきましては、職員一丸となって最善な予算執行に努めてまいります。ぜひとも議員の皆さまには今後もなお一層のご指導、ご支援をいただきますようお願いを申し上げます。

昨日11日、関東甲信地方も梅雨入りし、うっとうしい季節に入りました。とは言いましても果樹、野菜など植物等の成長には必要不可欠な雨でございます。

議員の皆さまには健康に十分ご留意をいただく中で、住民福祉向上のため、ますますのご活躍をいただけますことをお願い申し上げ、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 (柿島良行君)

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

本定例会において、議員各位には慎重に審議をしていただき無事閉会を迎えることができま

したことに深く感謝を申し上げます。

住民福祉の向上、町の活性化等、町の将来を考える気持ちは全町民が同じであると考えております。

町および議会がそれぞれの役割の重要性を再認識し、町が抱える多くの課題に積極的に取り組み、安心・安全なまちづくりに努めてまいりたいと思います。

町長をはじめ執行部の皆さまには、なお一層のご尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます、令和2年第2回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦勞さまでした。

○議会事務局長（深沢教博君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時51分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長深沢教博が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上